

総合政策研究

2025年 第2号

論文

実質的当事者訴訟における憲法的価値の保障

佐藤 寛 稔

金商法上の短期売買差益提供制度に関する一考察

：近時の裁判例を題材として

應本 昌 樹

ベルリンの壁崩壊から35年を経た旧東ドイツ地域の州政治

－政党システム変容の最前線－

寺 迫 剛

実行の着手について

岡 崎 頌 平

発達障害と愛着障害との混同性に関する一考察

瀬 戸 泰

活動報告

凶悪犯罪・暴力犯罪の増加（？）を考える

海老澤 侑

ノースアジア大学総合政策研究所

総合政策研究

第 2 号

ノースアジア大学
総合政策研究所

目 次

論 文

実質的当事者訴訟における憲法的価値の保障

佐 藤 寛 稔 …… (1)

金商法上の短期売買差益提供制度に関する一考察

：近時の裁判例を題材として

應 本 昌 樹 …… (19)

ベルリンの壁崩壊から35年を経た旧東ドイツ地域の州政治

－政党システム変容の最前線－

寺 迫 剛 …… (47)

実行の着手について

岡 崎 頌 平 …… (87)

発達障害と愛着障害との混同性に関する一考察

瀬 戸 泰 …… (103)

活 動 報 告

凶悪犯罪・暴力犯罪の増加(?)を考える

海老澤 侑 …… (133)

実質的当事者訴訟における憲法的価値の保障

佐 藤 寛 稔

【目次】

はじめに

I 訴訟の本質論－「紛争解決」という要素

II 「法律上の争訟」の拡張

III 実質的当事者訴訟への期待

IV 憲法訴訟中の実質的当事者訴訟

V 憲法53条訴訟における宇賀反対意見

おわりに

はじめに

筆者は2023年（令和5年）9月に憲法理論研究会において、『「立憲主義の要請」－裁判を受ける権利の拡張に関して』と題する報告を行った¹。この報告では、いわゆる在外国国民国民審査訴訟²において裁判官・宇賀克也が、「立憲主義の要請」という言葉を使って、原告らが次回国民審査権を行使できないことの違法確認を認めた多数意見の論理を補強した補足意見に注目するとともに、報告時までに他の事件で宇賀が個別意見中で展開した「裁判を受ける権利」を梃子にして、「法律上の訴訟」概念を拡張する理論、さらに従来の判例理論に果敢に挑み憲法上の権利を拡張する画期的な理論を取り上げた。このように1人の裁判官の個別意見に注目したことについては以下のような事情がある。従来の憲法学説では、違憲審査基

1 拙稿『「立憲主義の要請」－裁判を受ける権利の拡張に関して』憲法理論研究会編『憲法問題の新展開〈憲法理論叢書32〉』（2024年 敬文堂）75頁以下

2 最大判2022年（令和4年）5月25日 民集76巻4号711頁

準を設定し、それを個々の裁判官が対象となっている事件に当てはめるような議論が活発になされてきた。それにもかかわらず、これらの議論は、現場の裁判官には採用されないままになっている。

このような事情に照らし、わが国の違憲審査制の運用が、必ずしも活発とは言えない現状においては、そのような審査基準について、担当裁判官の間での定着を狙うよりも、当該事件を担当する裁判官の「賢慮」に期待すべきではないかということが筆者なりの問題意識である。

本稿はこのような問題意識のもと、「法律上の争訟」概念を拡張し、かつ憲法上の権利や価値の実現の途を開く可能性のあるものとして実質的当事者訴訟に注目したい。

もとより、上記で言うところの「法律上の争訟」概念の拡張は必ずしも、実質的当事者訴訟のみがその可能性を秘めるものではない。今後も処分性が問われる抗告訴訟、とりわけ取消訴訟が憲法問題の主戦場になるものと思われる。ただ、上記報告において、憲法上の権利を争いにくくする既存の理論の脱構築という課題を自身に課した手前、様々な類型の行政訴訟で、その可能性を探ることが今後の筆者の研究課題となる。そのような研究課題の中の1つとして今回は実質的当事者訴訟に焦点を当てた考察を行うことしたい。

I 訴訟の本質論—「紛争解決」という要素

議論を展開する上で、まずは、何故、筆者が憲法上の権利や価値の保障という課題に対し、「法律上の争訟」概念の拡張に注目しているのかということを述べたい。

率直に言えば、現在の憲法訴訟論、とりわけ違憲審査基準論が、今後、現場の裁判官の事件を判断する際の道具になっていくのは難しいのではないかと考えている。

わが国憲法学界において、1980年代以降憲法訴訟論が活発に行われてきた主要な原因の1つとして違憲判決が極めて少ないことが挙げられる。最

高裁による法令違憲判決は、2024年（令和6年）12月31日までに13件のみである。違憲判断の多寡が、そのことのみをもって最高裁の姿勢を批判することはできないにしても、日本国憲法施行からまもなく80年に達するという今日まで、決して少なくない憲法上の問題があったにもかかわらず、そのことに対して最高裁が NO を突き付けた回数としては少ないということと言える。また、特に裁判所による保護が必要とされ、「優越的地位」にあるとされる表現の自由規制立法に対する法令違憲判決が1つもないことも特異に見える。このような違憲判断の数に着目して最高裁裁判官が、「憲法の番人」としての職責を全してきたのかどうかという点について、検証の対象になることも、それ自体は、あながち不合理とはいえない。ただ、その検証のやり方として最高裁が行ってきた憲法判断の方法と憲法学者が展開してきた憲法訴訟論との偏差をもって、最高裁の姿勢をプラスであれ、マイナスであれ、評価することに何かしらの生産的な意味があるのかという疑問がある。

我が国の憲法訴訟論は、1980年代以降、憲法学における議論の中心的テーマの1つであり続けた。そして、その議論の深化も進んだと言える。しかしながら、最高裁が、憲法学説の成果を実際の憲法問題を争う訴訟において取り入れているとはいえない。

最高裁判事退任後に泉徳治は、憲法学者からの「なぜ他の判事たちが、この違憲審査基準を積極的に採用しないのか」ということについて意見を求められ、いくつかの彼なりの見解を並べた後に、「裁判官側には、アメリカ型の違憲審査基準を採用すると、基準に拘束されて事案ごとに妥当な結論を導くことが困難になる、裁判所はその事件、その事件ごとに妥当な結論を見つけていくのがいいんだ、それには総合的較量による必要性および合理性の判断がよいのだという考え方が根強い」³ と述べている。泉は

3 泉徳治・渡辺康行・山元一・新村とわ『一步前に出る司法 泉徳治元最高裁判事に聞く』（2017年 日本評論社）257頁

こうした裁判官の姿勢には否定的な態度を持っている。しかし、泉のこのような考え方は最高裁の大勢を占めるものではない。泉とは異なり裁判官の姿勢として、「その事件、その事件ごとに妥当な結論を見つけていく」ということを是としている裁判官は確かにいる。もとより全ての歴代最高裁裁判官が訴訟に対してどのような基本的姿勢を持っていたかは知る由もないが、最高裁退官後に回顧等に残した元裁判官に見解がいくつか見られる。例えば、千葉勝美は、実務家としての思考方式として「憲法訴訟であっても、他の訴訟と同様に、第一次的に重要なのは、当該事件の適正妥当な解決を図ること」⁴ であると述べている。また、藤田宙靖はより鮮明に裁判官にとって大事なこととして、目の前の事件において事実認定を正確に行うことに次いで、「最も適正な紛争解決のあり方は何かを判断する」こととして、更には憲法判断についても「基本的にはあくまでも、目の前の具体的な事件について『最も適切な解決』をもたらすための一手段であるに過ぎない」として裁判が「憲法的価値」や「法の一般原則」の実現自体を自己目的としているものではないという姿勢を鮮明にしている⁵。

このような紛争解決を主目的として担当事件に臨む裁判官の姿勢は、それ自体を違憲審査基準の積極的な運用につながらないとの観点から批判すべきものであろうか。本稿の立場は、それはできないというものである。まずは付随的審査制という我が国の違憲審査制そのものの内在する要請、そして憲法訴訟の場を超えて、わが国訴訟制度の目的や運用を考慮したときに、裁判官がまずその担当事件の適正な解決を目指すのは当然であるということである。裁判官が担当する個々の事件は、たとえ一見すると類似する事案であったとしても、現実には、それぞれが別の人間関係のもと、別の場所、別の時間、別の事情のもとに起こったこの世に2つとして同じも

4 千葉勝美『憲法判例と裁判官の視線 その先に見ていた世界』（2019年 有斐閣）32頁

5 藤田宙靖『最高裁回顧録－学者判事の七年半』（2012年 有斐閣）136頁

のがないものである。そのような事件毎の特性を捨象して、争点となっている憲法上の権利類型にまで事案を抽象化する「二重の基準論」等の違憲審査基準に依拠して判決を下すことは極めて困難であり、かつ不適切であることがありうると言えよう。また、同じ事件、同じ社会事象でも争い方は様々で、活用しようとする訴訟の類型によって訴訟の対象—取消訴訟と国家賠償請求訴訟の訴訟物等—が異なることもありうる。司法制度上用意された様々な訴訟類型との兼ね合いを十分に検討しないままに違憲審査基準論や憲法訴訟の方法論が展開されても、それは実務と学説の間の著しい乖離を生じさせるだけではなかろうか。

また裁判官はその「良心」に従って職権を行うことが憲法上、要求されており（76条3項）、特に違憲審査基準への形式的な迎合はそのことに抵触する可能性がある。「裁判官が他のなにものからも指令・干渉・拘束・圧力等を受けることなく厳正に法に従って職権を行使すべきことをさだめるものである」ことが、「良心」の意義⁶であるとすれば、あらかじめ設定された基準への準拠を求めることはできないものというべきであって、憲法解釈は個々の裁判官の「賢慮」に委ねられるよりほかにない。

したがって、違憲審査基準論は、重要事件における判決を下した裁判官の理論草稿過程を分析し、更に、アメリカやドイツなど外国の判例分析から抽出した違憲審査基準との偏差を測定し、それを明らかにすることそれ自体は意味のあることと思われる。但し、その意味は、研究者が裁判官の思考様式を学ぶということにあるのであって、上記偏差の大小をもって判決を非難したり、逆に賞賛したりするような道具としてはほとんど意味がないと言える。このような事件を担当する裁判官の「賢慮」に期待する本稿の立場としては、上記のような性質を考慮に入れて、なお、国民の憲法上の権利に裁判的救済を与えるために何はともあれ、憲法上の権利を争え

6 樋口陽一 佐藤幸治 中村睦男 浦部法穂『注釈法律学全集④憲法Ⅳ〔第76条～第103条〕』（2004年 青林書院）29頁

る訴訟の場を理論上可能な限り拡張するというものを検討していくということとは意義のあることと思われる。

II 「法律上の争訟」の拡張

国民の権利を救済する可能性を高める方法としては、当事者間の紛争を訴訟の土俵に上げやすくすることが重要である。「上げやすくする」という言い回しは極めて抽象的ではあるものの、裁判を受ける権利（憲法32条）の実効性を高める上でも、そこへ向かう態度は憲法学としては重要である。この点、2004年（平成16年）改正行政事件訴訟法は、取消訴訟の出訴期間を「処分又は裁決のあったことを知った日」から6カ月に延長する、（従来は3カ月）、義務付け訴訟・差し止め訴訟等、従来法定外抗告訴訟であったものを法定化するなど、国民が利用しやすくするなど制度的な工夫が取り込まれている

こうした立法的な措置に加え、裁判を受ける権利の拡張という観点から「法律上の争訟」概念を拡張することが思考される必要がある。日本国憲法上の違憲審査の性格が付随的審査である以上、原則として、違憲立法審査権は司法権の発動である要件である「法律上の争訟」においてのみ行使できる⁷。そうであるとする「法律上の争訟」の「幅」を広げることは、少なくとも観念的には裁判所が審査の対象のできる事件が増え、それに伴って憲法上の権利を争う事件も増え、違憲立法審査権を発動する可能性が高まるということと言える。

「法律上の争訟」の「幅」を広げることについては現在の司法権に関する議論をベースにすれば2つのやり方があり得る。1つは、「法律上の争訟」に当たる事例であるにも関わらず司法権の発動を控える例外的な理論、例えば、国会や両議院の自律権に関する理論、自由裁量論、統治行為論、部分社会の法理等の理屈を可能な限り、その妥当範囲を狭めることや取り

7 最大判1952年（昭和27年）10月8日 民集6巻9号783頁

除くこと、もう1つは「法律上の訴訟」の限界線を広げることである。

前者については、地方議会による出席停止処分に対する取消訴訟について「出席停止の懲罰は、」「議員に対し、議会がその権能において科する処分であり、これが科されると、当該議員はその期間、」「議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる」。したがって「出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、」「その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない」として地方議会の議員に対する出席停止の処分の適否を司法審査の対象となるとし、従来の地方議会の処分に部分社会の法理を適用する考え⁸を覆した事例もある⁹。こうした「法律上の争訟」の例外の除去に対しては、裁判官政治につながることを懸念が起り得るが、部分社会の法理自体がその射程は異なるものの、かつての「特別関係論」に代わって、最高裁がその審査権限を自ら狭めた法理であり、その射程を極力狭めることは裁判官政治、更には言えば、裁判官の専制にはつながらないものと思われる¹⁰。

後者については、抗告訴訟における「処分性」を拡張する議論などがそれにあたるであろう。上述の佐藤幸治の見解のように行政事件訴訟は取消訴訟を中心に議論が展開されてきた。そのため取消訴訟の訴訟要件の1つである「処分性」が認められる行政活動からの権利侵害に比べ、「処分性」のない行政活動による権利侵害からの救済の途は狭かったと言える。このような取消訴訟中心の行政事件訴訟の構造上の問題に対処するため、最高裁は「処分性」の概念を徐々に拡張して、伝統的な考え方からすれば「処分」にあたらない行為にも「処分性」を認めるに至っている。

8 最大判1960年（昭和35）年3月9日 民集14巻3号355頁

9 最大判2020年（令和2年）11月25日 民集74巻8号2229頁

10 君塚正臣「特別権力関係論・終論」横浜国際社会学研究22巻1号・2号39頁では、「特別権力関係論ありきの『かつて』の論法は、部分社会論と共に最早歴史の彼方に消え去るべき」としている。

例えば、最高裁は、かつて、土地区画整理事業計画に関して、計画は「当該土地区画整理事業の青写真」に過ぎないとして、その「処分性」を否定していたが¹¹、浜松土地区画整理事業事件で計画後に進められる建築行為等の制限や計画後の争訟の成熟性等を理由に「処分性」を認めるに至っている¹²。

また、条例制定による保育所廃止行為の「処分性」が問題になった事件においても、その条例が施行されることによって、他に行政庁の処分を待つことなく、その保育所に入所中の児童及びその保護者の「直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る上記の法的地位を奪う結果を生じさせる」として、条例と処分を「実質的に同視しうる」として「処分性」を認めた¹³。

他にも、県知事に病院開設許可申請を行った者に対してなされた中止勧告の「処分性」が問われた事件において、県知事が、その勧告に従わない場合に開設後に保険医療機関の指定をしない旨を告げる文書を送付したことを捉えて、伝統的には「処分性」がないとされていた行政指導に当たる勧告を「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」にあたるとした¹⁴。

このように、最高裁は、伝統的には「処分」に当たらないとされてきた行政の行為形態の一部に「処分性」を認めた。こうした最高裁の対応は、取消訴訟中心の制度の中であって、国民が自身の行政に対する権利義務を争う土俵—「法律上の争訟」概念を拡張することに資するものであった。しかし、そうであるからと言ってこうした拡張が、行政計画や行政立法、行政指導等、行政行為以外の行政活動全般に及ぶものでなく、実質的に国

11 最大判1966年(昭和41年)2月21日 民集 第20巻2号271頁

12 最大判2008年(平成20年)9月10日 民集62巻8号2029頁

13 最判2005年(平成17年)7月15日 民集59巻6号1661頁

14 最判1964年(昭和39年)10月29日 民集18巻8号1809頁

民の権利義務に直接影響する効果をもつ行為に「処分性」を認めたに過ぎない。

また、こうした最高裁の「処分性」概念の拡張の取組は、意欲的なものとして評価できるものの、それによって逆に取消訴訟が過負荷になっていることが示されていることは否めない。

例えば、最高裁は「処分性」に関して「抗告訴訟の対象となる行政処分とは、公権力の主体である国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務その他の法的地位を形成し又は変動することが法律又は条例によって認められているもの」としている。それに対し、行政手続法2条1項6号が、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」と定義上「処分である」ことを否定されている行政指導に上記病院開設申請に対する中止勧告に最高裁は「処分性」を認めていることから解釈論上は相当無理をしている。こうした、実務的には国民の権利救済に資するものの、理論的にはやや強引さや違和感を覚える構成を取らざるを得ない取消訴訟をその重荷から解放し、「処分性」のない行政活動の違法性を導く可能性を秘めているのが実質的当事者訴訟である。

Ⅲ 実質的当事者訴訟へ期待

現行の行政事件訴訟法4条は当事者訴訟を、2つに分け「当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とする」形式的当事者訴訟と「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する」実質的当事者訴訟について規定している。

2004年（平成16年）行政事件訴訟法改正以前の実質的当事者訴訟は、一部にその積極的活用論があったものの、大方の行政法学の流れとしては、大した期待を込められたものではなかった。いわば行政事件訴訟法上の

「盲腸」のような存在に甘んじていた。それは、民事訴訟に対する当事者訴訟の固有の意義を見出すことの困難性、行政上の管理関係や給付行政の受け皿としての期待に対応してこなかったこと、行政訴訟における取消訴訟中心主義、公法上の法律関係と私法上の法律関係の区別の不明確さ、あるいはそのような区別が「公法・私法二元論」を前提としたものというような当事者訴訟に向けられた否定的な見地によるものと考えられる¹⁵。特に、この実質的当事者訴訟が当初行政法学者からの期待が持てなかったのは、この訴訟について「公法」への言及があることが大きい。「公法・私法二元論」の駆逐に躍起になった戦後の行政法学としては、行政事件訴訟法の「公法」への言及が二元論へのノスタルジーのように感じられていた。このように極めて、冷淡な扱いを受けた実質的当事者訴訟だが、上記改正でも生き残った。改正以前より「公法上の法律関係に関する訴訟」の中に、「公法上の法律関係に関する確認の訴え」が含まれると解されていた。しかし、その位置付けが、不十分であったためか、十分に活用されてきたとはいえない状況であった。このことに対応して当事者訴訟の活用を促進することを念頭におき、改正法では、「公法上の法律関係に関する確認の訴え」が明文で、付加された。それでも改正当時必ずしも憲法学者・行政法学者双方から画期的なものとして受け止められたとは言えないものであった。例えば、佐藤幸治は憲法学の立場から、上記改正を全体としては、国民の権利救済観点から「相当な改善が試みられた」と一定の評価をしている。しかし、同時に「当事者訴訟の活用が促されているとはいえ、改正前後を通じて、抗告訴訟、就中、取消訴訟が重要な憲法訴訟の場の1つであることに変わりはない」¹⁶（下線は筆者による）と述べているように実質的当事者訴訟に対しては大した期待は抱いていない。また、塩野宏も行政法

15 鈴木庸夫「当事者訴訟」雄川一郎・塩野宏・園部逸夫『現代行政法体系 第5巻』（有斐閣 1984年）77頁

16 佐藤幸治『日本国憲法論（第2版）』（成文堂 2020年）680頁

学の立場から「公法上の法律関係に関する確認の訴え」という文言の付加に関して、「創設的なものではなく、確認的なもの」と述べ、大きな期待は示していない¹⁷。

そうした中で、藤田宙靖は、「仮に」この新たな規定に「創設的な意味を与えようとするならば」という前提で、「従来の判例・学説の下では、その公権力の行使に『処分』としての性質を認め難いために、行政事件として認められ難かったケースにおいて、その行為によって侵された権利が存在することの確認訴訟を許すことによって、何とか権利救済の可能性を与えることになろう」と述べ、その典型例の一つとして、「例えば、違憲の立法行為による権利（基本的人権）の侵害」からの救済の可能性を挙げている。また、近年の行政法学者が指摘するように実質的当事者訴訟について、本改正を「国民の権利利益の実効的救済の必要性という観点から、当事者訴訟のとしての確認訴訟の可能性につき留意すべきという立法者のメッセージと考えられる」として、その活用に前向きな見解も出されている¹⁸。

次章では、このような行政法学者からの示唆を受け、最高裁による違憲判決に言及しつつ、実質的当事者訴訟が持つ公権力による憲法上の権利の侵害からの救済に資する現時点での可能性について検討していきたい。

IV 憲法訴訟の中の実質的当事者訴訟

当事者訴訟を活用した法令違憲判決は3つある。1つ目は、2005年（平成17年）のいわゆる在外国民選挙権訴訟¹⁹において、同上告人らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙において選挙権を行使する権利を有することの確認を請求している。

17 塩野宏『行政法Ⅱ（第6版）行政救済法』（有斐閣 2019年）260頁

18 櫻井敬子 橋本博之『行政法（第6版）』（弘文堂 2019年）348頁

19 最大判2005年（平成17年）9月14日 民集59巻7号2087頁

この事件では、上告人らの衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙において選挙権を行使する権利を有することの確認の利益が認められた。最高裁はこの確認の訴えを「公法上の当事者訴訟のうち公法上の法律関係に関する確認の訴え」と解し、「公職選挙法附則8項につき所要の改正がされないと、在外国民である別紙当事者、今後直近に実施されることになる衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙及び参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙において投票をすることができず、選挙権を行使する権利を侵害されることになる」と述べ、それを防止するために上告人らが、同項が違憲無効であるとして、当該各選挙につき選挙権を行使する権利を有することの確認をあらかじめ求める訴えであると理解し、確認の利益に関しても「選挙権は、これを行行使することができなければ意味がないものといわざるを得ず、侵害を受けた後に争うことによって権利行使の実質を回復することができない性質のものであるから」、「具体的な選挙につき選挙権を行使する権利の有無につき争いがある場合にこれを有することの確認を求める訴えについては、それが有効適切な手段であると認められる限り、確認の利益を肯定すべきもの」としている。ここでこの確認の利益が認められたことには画期的な意義がある。この判決は、2004年行政事件訴訟法改正一実質的当事者訴訟に「公法上の法律関係に関する訴え」が付加された後に出された判決である。そして、改正前の高裁判決²⁰では「将来の権利義務又は法律関係の存否の確認の求める訴えは、確認の利益を欠く」として、この論点に対する請求を認めなかった。改正の前後で判断が変わったことが、その影響の有無があったかどうかは知る由もないが、東京高裁があっさりと退けた訴えに対して、選挙権の性質や重要性に言及してその確認の利益を肯定した最高裁の判決は実質的当事者訴訟の活性化に対して、極めて象徴的な意味を与えたと言えるだろう。

20 東京高判2000年（平成12年）11月8日 判例タイムズ1088号133頁

国籍法違憲判決²¹では、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子らが旧国籍法3条1項所定の国籍取得の要件のうち、日本国籍の取得に関して憲法14条1項に違反する区別を生じさせている部分、すなわち父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したという部分を除いた要件が満たされるときは、日本国籍を取得するとした。

在外国国民審査訴訟²²では、最高裁判所裁判官国民審査法が在外国国民に最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査に係る審査権の行使を全く認めていないことは、憲法15条1項、79条2項、3項に違反するとして上で、国が在外国国民（国外に居住していて国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民）に対して国外に住所を有することをもって次回の最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査において審査権の行使をさせないことが憲法15条1項、79条2項、3項等に違反して違法であることの確認を求める訴えは、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法とした。これは一見すると上記在外国国民選挙権訴訟の基本的枠組みを考えると当然の判断とも思われるが、しかし、在外国国民の国民審査権行使の規定をそもそも欠いていた国民審査法の構成上、実質的当事者訴訟で公法上の法律関係の確認を求める訴え認めることは、そのような事情がない在外国国民選挙権訴訟とは、比べて確認の利益を認めることについては困難性があった。それだけにきわめて画期的な判決であったと評価できよう²³。

V 憲法53条訴訟における宇賀反対意見

上記のように行政事件訴訟法改正後に当事者訴訟を活用した法令違憲判決が、3件出ている。この数は、戦後に日本国憲法施行後の法令違憲判決

21 最大判2008年（平成20年）6月4日 集民228号101頁

22 前掲注2判決

23 松本哲治「不作為の違憲確認－在外国国民最高裁判所裁判官国民審査権訴訟大法院判決について」憲法研究第11号（2022年）218頁など参照。

の総数を考慮すれば、決して少なくない。当初の期待の薄さに反して、実質の当事者訴訟は活性化してきていると評価でできる。実質の当事者訴訟を活用することで、判決主文に違憲判断とそれに見合った効果を示すことができるようになってきている。

ところでこれらの違憲判決は、憲法学説が唱える違憲審査基準への当てはめによってもたらされたものではなかった。「確認の利益」の有無や確認請求の「有効適切」性を詳細に検討することによって一裁判官の「叡智」によってもたらされたものである。

このような裁判官の「叡智」が尽くされたものとしては、いわゆる憲法53条訴訟²⁴における宇賀克也の反対意見をあげることができる。周知のとおり、宇賀は最高裁裁判官就任以来、憲法問題について数々の名高い個別意見を出している²⁵。

この訴訟では、上告人が主張する次に参議院の総議員の4分の1以上の議員の1人として国会法3条の手続により、臨時会召集要求をした場合に、内閣には20日以内に臨時会が召集されるよう臨時会召集決定をする義務を負うことの確認及び上告人が20日以内に臨時会の召集を受けられる地位を有することの確認に関して、多数意見は、上告人らが、「個々の国会議員が臨時会召集要求に係る権利を有するという憲法53条後段の解釈を前提に、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして」、「当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって、法令の適用によって終局的に解決することができるものである」ということができる」ものの将来、「参議院の総議員の4分の1以上により臨時会召集要求がされるか否かや、それがされた場合に臨時会召集決定がいつされるかは現時点では明らかでない」とし、確認の利益を欠くとしている。

これに対して、宇賀は多数意見が、この訴訟で主張された「確認の利益」

24 最判2023年(令和5年)9月12日 民集77巻6号1515頁

25 拙稿 前掲注1参照

を法律上の争訟として認めたことに賛同しつつも、「確認の利益」がないとして、更に損害賠償請求を否定した多数意見に反対意見を示している。本稿との関連では損害賠償請求の成否については射程外なので、以下では宇賀の反対意見の概要を示し、彼が如何にして「確認の利益」を認めたのかを見ていきたい。

この事件で求められた各訴えにかかる請求の「確認の利益」があるかについて、宇賀は、大要以下のように述べる。

①憲法上は召集されるはずであった臨時会が開催されず、議員活動を行うことができないことは重大な不利益である。②事後的な損害賠償によって回復できるものではないので、憲法53条後段の規定による臨時会召集要求があったにもかかわらず臨時会召集決定がされないということを事前に防止するための法的手段が用意されてしかるべきである。③臨時会の召集を抗告訴訟の対象となる処分とみることができるかについては、否定説も成立し得るから、実質的当事者訴訟としての確認訴訟は、当事者間の具体的紛争解決にとって適切な手段である。

また、「即時確定の利益」に関しても以下のように述べている。

①参議院に解散がなく、議員の任期が定まっていることに注目し、任期中に再度、憲法53条後段の規定による臨時会召集要求に加わることは可能であること。②各議院の総議員の4分の1以上によらなければ、行うことはできないものの、しかし、過去3年間は毎年、常会等の直前の国会の閉会後間もなく臨時会召集要求が行われていること。④2022年（令和4年）度の臨時会召集要求に加わった5会派の現時点での参議院の所属議員数が4分の1を超え、次の参議院議員選挙が行われる2025年（令和7年）まで、その会派別所属議員数は変更しない可能性が極めて

高いことなどから2023年(令和5年)ないし2024年(令和6年)においても臨時会召集要求がされる蓋然性は相当に高いように思われる。

本稿が、上記のような、宇賀の反対意見を裁判官の「叡知」と見るのは、国会議員の臨時会召集権を内閣の義務に対応する「権限」ではなく、国会議員が国民の負託に応じて、国会で質問、議案の発議、表決等を行う権利の行使を実現するための「手続的権利」ととらえるなど等²⁶、憲法規範の実効性を高める解釈を施していることとともに、「即時確定の利益」を認めるために憲法の条文上は必ずしもいつ開催するかが明確ではない臨時会について参議院議員の任期やここ数年の開催状況等から今後の開催が見込まれることを詳細に述べている点である。そして、このことによって、憲法に違反する状況を宣言するにとどまらず、違憲宣言の効果を担保する議論を展開していることである。臨時会召集要求は憲法上、内閣に拒否権限はなく、多数意見によれば「国会議員から臨時会召集要求がされた場合には、内閣が臨時会召集決定をする義務」を有する。したがってこれを開催しない場合には特段の事情がない限り、明確に憲法違反になるはずである。それをこのように国会議員の臨時会召集権を「権利」としてとらえることによって、「確認の利益」を認める構成をとって、その内閣の憲法上の義務違反をその宣言にとどめずに、法的効果のある判決につながるようになっている。憲法81条は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と規定している。裁判官、とりわけ最高裁裁判官には「憲法の番人」—憲法裁判官として憲法的価値の保障に努める職責がある。そのような最高裁裁判官の職責に注目したときに、この事件における宇賀の反対意見は、まさしく、実質的当事者訴訟を通じて、憲法的価値を保障する判決構成になっ

26 太田照美「日本国憲法53条後段訴訟と行政事件訴訟法4条の実質的当事者訴訟について」産大法学 58巻3号(2024)212頁以下参照

ている点で高く評価することができよう。

おわりに

本稿では、実質的当事者訴訟に注目し、この訴訟が憲法的価値の実現に資するかということをテーマに論じてきた。こうした訴訟類型に応じた憲法保障を論ずるものはあまりなかったが、実務の場では訴訟類型に応じた訴訟戦略は極めて重要である。過去に積極的に活用されてきたものでないが故に、その判例法理の積み重ねも少ない分、実質的当事者訴訟は、上記宇賀反対意見にも見られるように、裁判官自身の工夫次第では、憲法保障の可能性は極めて高くなるものと思われる。今後も、この訴訟類型をめぐる裁判官によって積み上げられる判例理論を注視していきたい。

金商法上の短期売買差益提供制度に関する一考察： 近時の裁判例を題材として

應 本 昌 樹

第1 はじめに

近時、いわゆる敵対的買収者が信用取引により買い付けていた対象会社の株式を売り付け、これと同時に、同数・同額の株式を現物取引により買い付けたところ、この売付けにより生じた利益について、金融商品取引法（以下「金商法」という。）164条1項に基づく短期売買差益提供請求を認めた判決¹が現れ、話題となっている²。

この短期売買差益提供請求に関しては、実際には、そのほとんどが役員ではなく、経営陣と対立する主要株主に対してなされており、インサイダー取引の防止という本来の目的が果たされていないのではないかといった指摘がある。そこで、本稿では、そうした視点から、上記判決を題材として、主に、金商法164条1項にいう「利益」および平成14年最判³にいう「類型的適用除外取引」の意義について、近時における公開買付制度の改正動向などをも踏まえつつ考察する。

-
- 1 東京地判令和5年12月6日裁判所ウェブサイト＝判タ1526号198頁＝判時2593号62頁＝金商1689号38頁＝資料版商事法務478号170頁（東京機械製作所事件第一審判決）。その控訴審判決につき、東京高判令和6年7月31日資料版商事法務486号144-153頁。
 - 2 第一審判決の評釈として、藤林大地「判批」資料版商事法務479号137-144頁、澤山裕文「判批」法セ増（新判例解説 Watch）35号113頁、菱田昌義「判批」月刊税務事例56巻8号75-81頁。
 - 3 最大判平成14年2月13日民集56巻2号331頁（技研興業事件）。

なお、本稿は、令和6年7月の東北大学商法研究会において行った研究報告に基づいており、ご出席の方々からのご指摘を踏まえて、検討を追加したものである。貴重なご助言にお礼を申し上げる。もとより、すべての文責はもっぱら筆者にある。

第2 東京機械製作所事件第一審判決

本件は、上場会社であるXが、Xの主要株主であるYがX発行の株式（以下「X株式」という。）を自己の計算において買い付けて、その後6か月以内にこれを売り付けて利益を得たと主張して、Yに対し、金商法164条1項に基づき、当該利益19億4342万3161円およびこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

①Yがいわゆる敵対的買収者であった点、②Xにおいて買収防衛策の発動による株主意思確認総会の開催が近く予定されていた点⁴、③制度信用取引による株式の買付けが行われた点、④証券金融会社の貸借取引の申込停止措置により買い建玉の現引きによる決済ができない状況において反対売買（返済売り）による決済が行われた点、⑤当該返済売りと同一時間に同一数量・同一価格で現物取引（現物買い）が行われた点（クロス取引）に本件の特徴がある⁵。

1 事実の概要

Xは、印刷関連機器等の製造販売を行う株式会社であり、令和4年4月4日に東京証券取引所の開設するスタンダード市場に移行するまでは東京証券取引所の市場第一部に上場していた。Yは、訴外Aの完全子会社であり、Aを中心とする企業グループにおいて投資事業を担

4 この株主意思確認総会の議決を経て実施された新株予約権無償割当に対する差止仮処分命令申立事件につき、東京地決令和3年10月29日裁判所ウェブサイト、東京高決令和3年11月9日金商1641号10頁、最決令和3年11月18日資料版商事法務453号94頁。

5 藤林・前掲（注2）140頁。

当している株式会社である。

Yは、Aと共同で、遅くとも令和3年6月頃から、Xの経営権の取得を目的として取引所金融商品市場においてX株式の買付けを開始し、その後、同年7月13日から同月20日にかけて、市場内取引（立会取引）において、信用取引によりX株式の買付け（以下「本件買付け」という。）を行い、同月21日までにXの発行済株式等総数872万8920株のうち282万6000株を取得した（株券等保有割合32.72%）。

東京証券取引所の指定証券金融会社であるBは、同年7月26日、X株式につき貸借取引の申込停止措置を実施し、同年11月26日、同措置のうち、制度信用取引におけるX株式の信用買いの現引き（信用取引により株式を買い建てた際に証券会社から借り入れた資金を返済し、買い建玉と同数の現物株式を取得する方法）に伴う融資返済申込みおよび貸株申込みの停止措置を解除した。そのため、Yは、上記期間中、信用取引により買い建てたX株式を現引きにより処分することが出来ない状態にあった。

Xは、同年8月6日、取締役会において、YおよびAによるX株式の買付けを踏まえ、Xの財務および業務の方針の決定を支配する者の在り方に対する基本方針を決定するとともに、同方針に照らして不適切な者によってXの財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、いわゆる有事導入型買収防衛策（以下「本対応方針」という。）を導入することを決議し、同日、これを公表した。本対応方針の内容は、X株式の買い集めへの具体的対抗措置として差別的行使条件等の付された新株予約権の無償割当てを行うこと、取締役会における恣意的な判断を防止することなどを目的として独立委員会を設置すること等であった。

Yは、その後もX株式の買付けを進め、同年8月27日時点で341万8200株を保有していた（株券等保有割合39.16パーセント）。上記株式のうち162万0100株はAの子会社であるC証券において、7万8300株

についてはD証券において、いずれも信用取引により買い建てられたものであった。

Xは、同月30日、同日に行われた取締役会において、本対応方針に基づき、X株式の買い集めに対する具体的対抗措置として差別的行使条件等の付された新株予約権の無償割当てを行い（以下「本対抗措置」という。）、本対抗措置の発動をX株主の意思にかからしめるため、同年10月下旬に臨時株主総会（以下「本件株主意思確認総会」という。）を開催して本対抗措置の発動に関する承認議案（以下「本件議案」という。）を付議することを決議したこと、本件株主意思確認総会における基準日を同年9月14日とすることなどを公表した。

Yは、同年9月6日、信用取引によって買い建てていたX株式162万0100株を売却し（以下「本件売付け」という。）、現物取引によりX株式162万0100株を上記売却代金と同額で買い付けた（以下「本件現物買い」という。）。

Yは、同年10月12日、金商法163条1項および2項に基づき、関東財務局長に対し、C証券を経由して、本件売付けおよび本件現物買いについて、主要株主として同条1項所定の売買等に関する報告書を提出した。

Xは、同年10月22日、本件株主意思確認総会を開催し、YやA等を除く出席株主の総議決権の過半数の賛成を可決要件として本件議案を諮ったところ、78.96パーセントの賛成により本件議案は可決された。

関東財務局長は、令和4年3月24日、Yに対し、本件売付けによりYが19億4342万3161円の短期売買利益を得ていると認められる旨の利益関係書類（以下「本件利益関係書類」という。）の写しを送付し、Yは、同月25日、これを受領した。また、関東財務局長は、同年4月14日、Xに対し、本件利益関係書類の写しを送付し、Xは、同月15日、これを受領した。

2 争点

- ① 本件売付けが金商法164条1項の「売付け等」に当たるか
- ② Yが本件売付けにより「利益を得た」といえるか
- ③ 本件売付けが類型的適用除外取引に当たるか
- ④ 短期売買利益の額

3 判旨

請求認容。争点②および③に関する判旨は、次のとおりである。

（1）争点②（Yが本件売付けにより「利益を得た」といえるか）

「…本件売付けは信用取引によって買い建てていたX株式162万0100株を売却したものであり、Yはこれによる売却益を得ている。」

「Yは、信用取引において買い建てていた株式を売却すると同時に、同額で同一数の現物株を購入したのであるから、利益を得ておらず、『利益を得た場合』には当たらない旨主張している。

しかしながら、短期売買利益の算定方法については、金商法164条9項が内閣府令で定めることを規定しており、これを受けて内閣府令34条がその算定方法を定めている。そして、同条によれば、6か月以内に行われた株式の売買において、株式等の売付けの単価から買付けの単価を控除し、これに当該売買の数量のうち、いずれか小さいほうの数量（売買合致数量）を乗じて算出する金額から、同数量に係る手数料に相当する金額を控除した金額を利益の額とすることとされており、利益の算定における売買の組み合わせについては、6か月以内に行われた買付け及び売付けについて、それぞれ最も早い時期に行われた取引を組み合わせ、複数回の買付け又は売付けが行われた場合、組み合わせの早いものから順に、上記の方法により利益の算定を行うことなどが定められている。Yの上記主張は、本件売付けと本件現物買いとを組み合わせ、利益がない旨を主張するものであるが、内閣府令34条が定める算定方法とは異なる独自の算定方法に基づくものであり、採用することができない。」

（2）争点③（本件売付けが類型的適用除外取引に当たるか）

「…Yは、本件においては、本件売付けが、①制度信用取引により取得した買い建玉を現物株化する手段・方法として、②証券金融会社における貸借取引の申込停止措置の実施により現引きが選択不可能であるという客観的な状況において行われたクロス取引（本件クロス取引）の一部であるとの事情があるため、類型的適用除外取引に当たると主張している。」

「金商法164条1項は、客観的な適用要件を定めて上場会社等の役員又は主要株主による秘密の不当利用を一般的に予防しようとする規定であるから、秘密の不当利用の余地の有無は、類型的かつ客観的な取引に関する事情から判断されるべきものであると解される（平成14年最判参照）。そして、本件売付けが、制度信用取引により取得した買い建玉を『現物株化する手段・方法として』行われたものであるかどうかは、当該取引を行った者の動機・目的にもかかわる事情であり、類型化になじむものではない以上、取引態様として考慮するのは相当でない。

他方で、X株式につき、証券金融会社における貸借取引の申込停止措置が実施されていたとの事情は、当該取引そのものに内在する事情ではないが、客観的な事情であって類型的な判断になじむ事情である。そして、平成14年最判は、類型的にみて『取引の態様自体から』秘密を不当に利用することが認められない場合に適用除外とする旨判示しているが、同法164条8項が、『買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案』すると規定し、同法164条1項の対象となる買付け等又は売付け等そのもの以外の事情をも考慮することを認めていることに照らせば、平成14年最判も、類型的適用除外取引に当たかどうかを判断するに当たり考慮することができる事情を当該取引に内在する事情に限定する趣旨ではないと解される。したがって、本件において、証券金融会社における貸借取引の申込停止措置が実施されていたとの事情を考慮することは認められると解

するのが相当である。

…

上記のような点に鑑みれば、本件においては、本件売付けは、①制度信用取引により取得した買い建玉を売却し、これと同一日時・同一内容・同一枚数の株式を上記売却代金と同一金額で現物取引により買い付けたクロス取引を構成するものであること、②証券金融会社における貸借取引の申込停止措置の実施により現引きが選択不可能であったとの事情を類型的な取引態様として考慮するのが相当である（以下、上記①及び②の事情をそれぞれ『本件取引態様①』及び『本件取引態様②』といい、これらを併せて『本件取引態様』という。）。」

「Yは、本件取引態様①から、本件売付けが、制度信用取引により取得した買い建玉を現物株化する方法・手段であるクロス取引の一環として行われたものであるとの事実を認定することができることを前提に、本件売付けは、現引きと同様に、類型的にみて取引態様自体から、投資成果（キャピタルゲイン）に何ら変化を生じさせるものでもなく、個別的な投資判断を伴うものとはいえないから、類型的適用除外取引に当たる旨を主張している。

しかしながら、信用買いをした投資者は、借入金の利息を負担し、配当請求権や議決権などの株主権を行使することができないという状態にあるが、信用買いの決済を現引きにより行くと、証券会社に対する借入金の金利の負担を免れるのであり、現物株式を取得したことにより株主権の行使が可能となるという意味において、投資ポジションは異なっている。この場合、どのタイミングで自己資金を拠出して、株主権を取得するとともに金利負担から免れるかという形で投資判断を行っているのであり、そのために内部情報を不当に利用する余地はあるというべきであるが、この点はクロス取引により信用買い決済をした場合でも異ならない。

また、本件取引態様①のような事情が認められる取引であっても、制度信用取引により取得した買い建玉を売り付けることにより一旦は売却益を得ているのであり、制度信用取引により買い建てていた株式を売却することにより利益を確定するとともに、これと同一日時により同一内容・同一枚数の株式を上記売却代金と同一金額で現物取引により買い付けることで再投資を行うという点で投資判断を伴うものである。そして、Yが主張するようにキャピタルゲインがない場合には内部情報を不当利用する余地がないと解する場合、およそあらゆるクロス取引は類型的適用除外取引として金商法164条1項の適用を受けないこととなるが、一般的にクロス取引は、保有株式の含み益の実現や節税対策などの目的で行われるものであって投資判断を含むものであり、かかる投資判断において秘密の不当利用のおそれがあることは否定し難い。

…

したがって、本件取引態様①のような事情が認められる場合であっても、投資判断を伴うものであり、内部情報の不正利用の余地はあるというべきである。」

「これに対し、Yは、金商法164条1項の規制目的は、インサイダー取引の一般予防であり、公表されれば市場株価が変動するような内部情報の不当利用取引を禁止するものであって、規制内容も市場株価の変動によるキャピタルゲインの保持の制限であること（同条9項、取引規制府令34条）、新株予約権等を行使して株主権を取得することは、個別的な投資判断や秘密の不当利用の危険性とは無関係であるというのが、法の立場であることから、投資判断の有無や秘密の不当利用の危険性を判断に当たって考慮すべき投資ポジションの変化は、キャピタルゲインの取得に限られる旨を主張している。

しかし、金商法164条1項は、上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止

することによって、一般投資家が不利益を受けることのないようにし、国民経済上重要な役割を果たしている証券取引市場の公平性、公正性を維持するとともに、これに対する一般投資家の信頼を確保するという経済政策に基づく目的を達成するためのものと解される（平成14年最判参照）、前記…のとおり、投資判断の成果に変化がない場合でも内部情報の不正利用の余地があり、これを防止しなければ、証券取引市場の公平性、公正性に対する信頼が害されるおそれは認められる。

…

そして、同項が規制の対象としているのは、内部情報を不正に利用して短期売買取引により利益を得ることであるところ、本件取引態様①の事情がある取引においては、当初の信用取引により取得した買い建玉を売り付けることにより含み益が生じているのであり、164条1項により提供すべき短期売買利益は上記利益であるから、規制内容が市場株価の変動によるキャピタルゲインの保持の制限であることと整合しないものではなく、また、含み益にすぎないことをもって適用除外とすることは立法政策の問題であると考えられる。

以上によれば、Yの上記主張を採用することはできない。よって、本件取引態様①の事情があることをもって、本件売付けが類型的適用除外取引に当たるとすることはできない。」

「Yは、本件売付けについては本件取引態様②も事情があり、証券金融会社において貸借取引の申込停止措置が実施されており、信用取引により買い建てた株式を現物株化する手段が本件クロス取引に限定されていたことから取引の非任意性は否定されない旨主張する。しかし、本件取引態様を構成する制度信用取引における株式の信用売りと現物取引における株式の現物買いはいずれも法的に強制されたものでなく、飽くまでも自己の経営目的のために専ら行為者

の意思で行ったものであるから、非任意の取引であるということとはできない。

以上からすれば、本件取引態様②の事情を考慮しても、本件売付けが、類型的な取引態様から内部情報を不当に利用する余地がない取引であるということとはできない。」

4 本判決の意義

金商法164条1項の適用に関する平成14年最判以降はじめての公表裁判例であり、①同項の「売付け等」の意義、②同項の「利益を得た」の意義、③平成14年最判が明らかにした類型的適用除外取引の意義という従来争われたことのない問題について判示したものとして重要な意義を有する⁶。

第3 検討

1 はじめに

短期売買利益提供請求制度については、その目的がインサイダー取引の防止にあるにもかかわらず、実際に活用されているのは、ほとんどが上場会社等の役員に対してではなく、経営陣と対立関係にある主要株主に対してであることから、この制度が合理的に機能しているとはいいいくく、特に、10%以上の株式取得のインセンティブを阻害している可能性も否定できないとの指摘がある⁷。インサイダー取引規制の解釈においては、M&A取引への影響にも配慮したバランスの取れた解釈が求められる⁸ところ、本判決は、平成14年最判のいう「類型的」に依拠して、一面的にインサイダー取引防止の必要性を強

6 藤林・前掲(注2)140頁。

7 穴戸善一＝大崎貞和『上場会社法』(弘文堂、令和5年)240-242頁。同じく、目的と手段との不整合を指摘するものとして、川村正幸編『金融商品取引法』(中央経済社、平成20年)482頁〔品谷篤哉〕。

8 穴戸＝大崎・前掲(注7)5頁参照。

調するのみで、そうした M&A 取引への影響への考慮が十分でないバランスを失したものとなっていないか。

とりわけ、本件では、Y は制度信用取引により敵対的買収者として X の株式を買い付けていたところ、X 社における買収防衛策に関する株主意思総会が行われることになり、そこでの議決権行使のためはこれを現物化する必要があったところ、証券金融会社の貸借取引の申込停止措置により買い建玉の現引きによる決済ができない状況において、反対売買（返済売り）と現物買いをクロス取引として行ったものである。こうした一連の Y の行動は、企業買収者の行動としては至極合理的なものであり、当時の法制度のもとでの資本市場の取引秩序を逸脱するものでもない。また、内部情報を利用した投資判断の余地が皆無とはいえないにせよ、客観的にみて、その行動がこれを利用してキャピタルゲインを得ようとする意図から出たものではないことは明らかであり、現に内部情報に接したのであればともかく、そうとは認められない場合に、これを容認したとしても市場に対する一般投資家の信頼を損なうものとも思われない。むしろ、このような場合に、形のうでで生じたに過ぎない短期売買利益の吐き出しを求めることは、合理的な M&A 取引に対する不必要な抑制要因となるうえ、短期売買利益提供制度の本来の目的にも適わないようにも思われる。さらには、こうした形式的かつ便宜的な法適用は、わが国の資本市場ないし司法制度に対する信頼を損なうことにも繋がりがかねないのではなからうか。

2 短期売買差益提供請求に関する裁判例

（1）技研興業事件（最大判平成14年2月13日民集56巻2号331頁、平成14年最判）

短期売買利益提供請求に関するはじめての最高裁判決である。技研工業株式会社（X）が、その主要株主であるフリージアコンピュータ株式会社（Y）に対し、金商法164条1項に基づき、X株式の短期売買取引による利益の提供を求めた事案である。

最高裁判所大法廷は、同項の趣旨について、次のように判示して、Yの上告を棄却した。

「法164条1項は、上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、同項所定の特定有価証券等の短期売買取引による利益を当該上場会社等に提供すべき旨を規定し、同条8項は、役員又は主要株主の行う買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合には同条1項の規定を適用しないと定めている。上場会社等の役員又は主要株主は、一般に、当該上場会社等の内部情報を一般投資家より早く、よりよく知ることができる立場にあるところ、これらの者が一般投資家の知り得ない内部情報を不当に利用して当該上場会社等の特定有価証券等の売買取引をすることは、証券取引市場における公平性、公正性を著しく害し、一般投資家の利益と証券取引市場に対する信頼を著しく損なうものである。同項がこのような不当な行為を防止することを目的として設けられたものであることは、その文言から明らかである。なお、同条8項は、取引の態様等を勘案してこのような秘密の不当利用の余地がないものと観念される取引の類型を定めることを内閣府令に委任したものであるが、上記の目的を達成するために同条1項の規定を適用する必要のない取引は内閣府令で定められた場合に尽きるものではなく、類型的にみて取引の態様自体から上記秘密を不当に利用することが認められない場合には、同項の規定は適用されないと解するのが相当である。

そして、個々の具体的な取引について秘密を不当に利用したか否かという事実の立証や認定は實際上極めて困難であるから、上記事実の有無を同項適用の積極要件又は消極要件とすることは、迅速かつ確実に同項の定める請求権が行使されることを妨げ、結局同項の目的を損なう結果となり兼ねない。このようなことを考慮すると、同項は、客観的な適用要件を定めて上場会社等の役員又は主要株主

による秘密の不当利用を一般的に予防しようとする規定であって、上場会社等の役員又は主要株主が同項所定の有価証券等の短期売買取引をして利益を得た場合には、前記の除外例に該当しない限り、当該取引においてその者が秘密を不当に利用したか否か、その取引によって一般投資家の利益が現実には損なわれたか否かを問うことなく、当該上場会社等はその利益を提供すべきことを当該役員又は主要株主に対して請求することができるものとした規定であると解するのが相当である。」

（２）下級審裁判例

平成14年最判以前に、短期売買差益提供が問題となった裁判例としては、日工事件⁹、養命酒事件¹⁰およびオーミケンシ事件¹¹が知られている¹²。

3 考察

（１）短期売買差益提供制度の概要

ア 短期売買差益提供制度の意義

短期売買差益提供制度とは、上場会社の役員または議決権の10%以上を保有する主要株主が、当該会社の株式等を6か月以内の短期間で売買し利益を得た場合、上場会社から当該役員に対して売買によって得た利益の提供を求めることができるというものである（金商法164条1項¹³）。

-
- 9 神戸地明石支判平成2年7月27日金商857号24頁。
10 東京高判平成4年5月27日判時1428号141頁。
11 東京地判平成4年10月1日判時1444号139頁。
12 これらのほかに、訴訟になったものの裁判上の和解によって完結した事例として殖産住宅事件、裁判外で利益の提供が請求された事例として不二家事件、タテホ化学工業事件、小糸製作所事件、国際興業事件、伊勢丹事件、帝国ホテル事件および東天紅事件が知られている。堀口亘『ハンドブック証券取引法〔第4版〕』（勁草書房、平成17年）341頁。
13 穴戸＝大崎・前掲（注7）240頁。

さらに、この制度の実効性を確保するため¹⁴、役員・主要株主には、売買報告が義務付けられている。すなわち、上場会社等の役員・主要株主が自己の計算において、株式等にかかる買付けまたは売付け等をした場合、当該売買等に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない（金商法163条1項）、内閣総理大臣は、この報告書の記載に基づき当該役員・主要株主が利益を得ていると認められる場合、当該利益にかかる部分（以下「利益関係書類」という。）の写しを当該役員・主要株主に送付する（同164条4項）。この利益関係書類の送付にあたっての利益の計算方法は、内閣府令によって定められている（同条10項¹⁵、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「取引規制府令」という。）34条）。この利益関係書類の写しと当該役員・主要株主に関する情報は、当該上場会社に送付されることも想定されており（金商法164条4項）、これにより会社が短期売買利益の返還請求を行うことを容易にしている¹⁶。そのうえ、利益関係書類の写しは公衆の縦覧に供され（同条7項）、当該上場会社等の株主は、当該役員・主要株主に関する情報の提供を求めることができ（同条8項）、株主による代位請求が促される¹⁷。

イ 金商法164条1項の沿革

本条は、米国の証券取引所法（1934年法）16条（b）項を範と

14 堀本修「会社役員・主要株主の株券等の売買に関する省令の解説--改正証取法188条～190条の省令-上-」旬刊商事法務1159号（昭和63年）8頁。

15 令和5年金商法等改正（令和5年法律第79号。令和5年11月20日成立、同月29日公布、令和6年11月1日施行）により、金商法164条8項が追加されたことにより、従前の8項が9項、9項が10項となった。

16 山下友信＝神田秀樹編『金融商品取引法概説』（有斐閣、平成22年）312頁〔松井秀征〕。

17 黒沼悦郎『金融商品取引法〔第2版〕』（有斐閣、令和2年）493頁。

して¹⁸、昭和23年の証券取引法制定時に設けられた条文（当時は189条）に由来する。当初は、役員や主要株主が行う当該会社の株式売買の状況を明らかにし、不当な取引を防止するために、証券取引法188条において、役員または主要株主の株式保有に関する報告義務が定められており、この義務違反に対しては罰則も設けられていた。その後、昭和28年の改正により、実効が乏しいとの理由で188条は削除され、これに対する罰則も廃止されたが、昭和63年の改正によって、証券取引法190条の2（現金商法166条）および190条の3（現金商法167条）の規定が新設され、インサイダー取引が罰則をもって禁止されたのに際し、再び報告義務を設ける188条が設けられた。また、同改正の際、189条4項ないし7項および9項が新設され、それまでの4項が8項となった。その後、平成4年の改正により、店舗売買取引等も規制の対象とされたのに伴う改正がされ、それまでの188条が163条に、189条が164条にそれぞれ変わった¹⁹。

ウ 短期売買差益提供制度の目的

（ア）議論状況

短期売買差益提供制度は、上場会社等の役員や主要株主は、会社の内部情報に接近しやすいと考えられることから、そのような内部者が6か月以内に自社株を売買して得た利益を保持さ

18 米国における立法経緯につき、飯田秀聡「主要株主の短期売買差益返還義務の立法の経緯」公益財団法人資本市場研究会編『企業法制の将来展望：資本市場制度の改革への提言2022年度版』（財経詳報社、令和4年）206-232頁。また、米国における判例法理の展開につき、松尾健一「会社内部者の短期売買差益返還義務(1)米国における展開」民商法雑誌127巻6号（平成15年）818-849頁。

19 杉原則彦「判解」法曹会編『最高裁判所判例解説 民事篇平成14年度（上）』（法曹会、平成17年）187-188頁。

せないことにより、内部者が利益を得るために自社株売買をするインセンティブを失わせようとするものであり、その主たる目的は、インサイダー取引の防止にある²⁰。条文上も「上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため」（金商法164条1項）と規定されている。もっとも、この制度を、米国のように信認義務の法理に裏付けられた制度として理解するなど、コーポレートガバナンスとの関係で位置付け、むしろインサイダー取引の防止は二次的なものとどまるとする理解も有力である²¹。

平成14年最判は、「上場会社等の役員又は主要株主は、一般に、当該上場会社等の内部情報を一般投資家より早く、よりよく知ることができる立場にあるところ、これらの者が一般投資家の知り得ない内部情報を不当に利用して当該上場会社等の特定有価証券等の売買取引をすることは、証券取引市場における公平性、公正性を著しく害し、一般投資家の利益と証券取引市場に対する信頼を著しく損なう」と判示し、学説における多数説と同様に、インサイダー取引の防止が本制度の主な目的であるとの立場に立っている。

（イ）短期売買差益提供制度が防止すべき不当利用とは

こうした学説上の多数説や平成14年最判の立場を前提として、もう少し敷衍してみると、平成14年最判にいう不当に「利用」とは、何を意味するのであろうか。すなわち、利用とは、

20 黒沼・前掲（注17）487頁。そのほか、インサイダー取引の防止を制度目的としてあげるものとして、飯田秀聡『金融商品取引法』（新世社、令和5年）289-290頁、黒沼悦郎＝太田洋編著『論点体系 金融商品取引法〈第2版〉3』（第一法規、令和4年）78頁〔萬澤陽子〕、宍戸＝大崎・前掲（注7）240頁、山下＝神田編・前掲（注16）310頁〔松井秀征〕など。

21 飯田・前掲（注18）198頁。

一般に、利益になるように物をもちいること、あるいはある目的のために使用することをいう²²ところ、ここでの利益ないし目的とは何かが問題である。

ここで、金商法164条1項の文言および短期売買による利益を吐き出させる機能に照らせば、売買による差益、すなわち、キャピタルゲインを得ることを意味すると考えるのが自然である²³。また、この制度の有する一般予防という目的に照らしても、こうした文理に適い、外縁の明確な、一般人にわかりやすい概念でとらえることが適切である。本判決が挙げるようなそれ以外の利益ないし目的、すなわち、「証券会社に対する借入金の金利の負担を免れる」とか「現物株式を取得したことにより株主権の行使が可能となる」といった投資ポジションの変化や、「節税対策などの目的」にまで、その範囲を広げることは、文理から離れ、外縁を不明確にし、不適切である。したがって、ここでの利用とは、キャピタルゲインを得るために用いることであり、それ以外の利益ないし目的のために用いることを含まないというべきである。

そもそも、別にインサイダー取引それ自体を防止するための規制（金商法166条・167条）がある中で、その未然防止を目的とする規制の一つである²⁴この制度の役割に照らせば、不当利用の典型的な場合をカバーできれば十分というべきである。網羅的でないからといって、そのことで一般投資家の証券取引市

22 山田俊雄ほか編『新潮現代国語辞典 第二版』（平成12年）1645頁。

23 藤林・前掲（注2）142頁、松尾健一「会社内部者の短期売買差益返還義務（2・完）米国における展開」民商法雑誌128巻1号（平成15年）95頁、堀本修「会社役員・主要株主の株券等の売買に関する省令の解説--改正証取法188条～190条の省令-下-」旬刊商事法務1160号（昭和63年）41頁参照。

24 山下＝神田編・前掲（注16）288-289頁〔松井秀征〕。

場に対する信頼を損なうというのはあたらない。むしろ、その分限を超えることによって、かえって、経営支配権市場における買収者による株式取得のインセンティブを阻害し、経営者に対する規律を弛緩させ、ひいては企業価値を損なうといった無用の弊害を生じる副作用のないように留意する必要がある。以下にみる金商法164条1項の「利益」や平成14年最判にいう「類型的適用除外取引」の意義についても、そうした視点からその解釈を検討することが適切である。

(2) 短期売買差益提供制度における利益概念

ア 利益算定に関する条文規定の構造

金商法164条1項は、上場会社等が役員・主要株主が「利益を得た」場合に、上場会社等は「その利益」の提供を請求することができる旨を定める。他方、同条4項は、内閣総理大臣が、同法163条の売買報告書の記載に基づき当該役員・主要株主が同法164条1項の利益を得ていると認める場合に、利益関係書類の写し等の当該役員・主要株主に送付する旨を定めたうえ、同条10項が、その際の内閣総理大臣による当該利益の算定方法を内閣府令に委任し、これを受けて取引規制府令34条2項がその詳細を定めている。

イ 金商法164条1項にいう「利益を得た」と同条10項における利益算定方法との関係について

本判決は、金商法164条1項の「利益を得た」の意義につき、要するに、これを同条10項およびこれに基づく取引規制府令34条2項の算定方法により利益額が生じる場合であると解しているものと推察されるところ、学説においても、これと意を異にするものは見当たらない²⁵。

しかし、この解釈は自明なものではない。すなわち、金商法164条10項は「第四項において、内閣総理大臣が上場会社等の役員又

は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合における当該利益の算定の方法については、内閣府令で定める。」（傍点は筆者による）と規定しており、直接には、同条4項における内閣総理大臣による利益関係書類送付にあたっての利益算定方法を定めたものである。したがって、同条1項における利益の算定をこれと同じく解する必然性はなく、同項における利益そのものについては、これと別異に解する余地がある。実質的にみても、同項により、場合によっては司法手続を経て請求可能な利益とは別に、同条10項においては、同条4項における利益関係書類送付の行政事務の便宜のため、簡易な形式的算定方法を採用したものと解することができる。

そこで、金商法164条1項の「利益を得た」の意義につき、原則としては、同条9項および取引規制府令34条に基づく利益算定、特に同条2項の定めるような先入先出による売買の組合せにより利益額が生じる場合をいうものとしつつ、例外的に、これでは妥当性を欠く場合、すなわち、本件のようにクロス取引が行われ、実質的にキャピタルゲインが生じていないことが客観的に明らかな場合には、当該クロス取引に該当する売買の組合せによって算定したものをここでいう利益とするような解釈がとることが適切である。

（3）短期売買差益提供制度の適用除外

ア 法令の明文による適用除外

主要株主による売買差益については、買付け等および売付け等

25 たとえば、飯田・前掲（注20）291頁、岸田雅雄監修『注釈金融商品取引法【改訂新版】〔第4巻〕 不公正取引規制』（きんざい、令和4年）120頁〔野崎竜一〕など参照。もっとも、こうした利益算定方法の法的正当性に疑問を呈するものとして、川村・前掲（注7）483頁〔品谷〕。

については、そのいずれかの時期において主要株主でない場合、提供請求の適用除外となる（金商法164条9項）。

他方、役員・主要株主に共通する適用除外としては、買付け等または売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合がある（金商法164条9項、取引規制府令33条、30条1項各号）。すなわち、単元未満株式の売買、従業員持株会・役員持株会等による計画的な買付け、安定操作取引、新株予約権の行使による株券の買付けなどがこれにあたる²⁶。平成14年最判の判示によれば、これらは「秘密の不当利用の余地がないものと観念される取引の類型」として定められたものとされる²⁷。

イ 平成14年最判にいう類型的適用除外取引について

（ア）平成14年最判における判示

前述のとおり、平成14年最判は、「類型的にみて取引の態様自体から上記秘密（一般投資家の知り得ない内部情報）を不当に利用することが認められない場合」を金商法164条1項の適用から除外とするものとしている。学説の多数もこの見解を支持しているようである²⁸。

（イ）具体的取引の類型的適用除外取引該当性に関する議論の状況

26 黒沼・前掲（注17）490頁。

27 もっとも、杉原・前掲（注19）188頁は、取引規制府令30条に相当するかつての「会社の役員及び主要株主の当該会社の株券等の売買に関する省令」（昭和63年大蔵省令第40号）4条が定める適用除外取引について、「内部情報を利用して取引が行われることによる弊害が生ずるおそれが定型的に少ないもの」としている（傍点は筆者による）。

28 ただし、川口恭弘「判批」民商127巻6号76頁は、内部情報の利用の有無を問題とすべきであり、内部情報を利用しなかったことの立証を役員や主要株主に課したとしても、規制の形骸化を招くことにはならないとして、内部情報の取得や利用がなかったとする当事者の主張を一律問題としない平成14年最判には疑問が残るとする。

そこで、この判例・多数説の見解によれば、次に、具体的にどのような場合に類型的適用除外取引にあたるのかが問題となる。そのような取引の例としては、主要株主が会社の営業譲渡、合併等に反対して株式買取請求権を行使したとき、独占禁止法による株式保有制限に反したとして公正取引委員会が命じた是正措置に従って株式を売却したときなど、個別的な投資判断の余地のない場合があげられる²⁹。そのほか、類型的適用除外取引の該当基準として、米国の判例法理にならい、取引の非任意性のほか、内部情報へのアクセス可能性をも加味して検討する見解も有力である³⁰。これによれば、敵対的買収者による取引について、敵対的買収者は主要株主であっても内部情報へのアクセスを欠くことが多いものの、それだけでは「類型的にみて取引の態様自体から上秘密の不当利用が認められない場合」には該当しないとされる³¹。また、制度信用取引については、取引所の規則により、6か月以内に反対売買をしなければならないものの、信用取引をするか否かは投資者の判断に委ねられているのであるから、非任意の取引とはいえ、類型的適用除外取引にあたらないとされる³²。

（ウ）信用取引における現引きに替わるクロス取引の類型的適用除外取引該当性について

ところで、この類型的適用除外取引該当性につき、本判決は、「秘密の不当利用の[・][・][・][・]余地の有無は、類型的かつ客観的な取引に関する事情から判断されるべきものであると解される（平成14

29 杉原・前掲（注19）199頁。

30 黒沼・前掲（注17）491頁。松尾・前掲（注23）94-95頁も参照。

31 黒沼・前掲（注17）491頁。

32 黒沼・前掲（注17）491-492頁。

年最判参照)」（傍点は筆者による）としている。しかし、平成14年最判が適用除外のために求めているのは、「類型的にみて…不当に利用することが認められない」（傍点は筆者による）ことであって、余地がないことまでは求めている。一般予防という短期売買差益提供制度の目的に照らし、不当利用の余地が皆無のものだけでなく、「内部情報を利用して取引が行われることによる弊害が生ずるおそれが定型的に少ないもの」³³をも適用除外とすることが適切である。平成14年最判も、その趣旨で、法令上明文化されている適用除外と判例上の類型的適用除外とで、敢えて表現を違えているものと解すべきである。したがって、あらゆる意味での不当利用の余地が皆無とはまでいえなくても、キャピタルゲインを生まない性質のものであることが客観的に認められる取引については、これを類型的適用除外取引にあたると解すべきである。したがって、本判決の挙げる取引態様①（制度信用取引により取得した買い建玉を売却し、これと同一日時・同一内容・同一枚数の株式を上記売却代金と同一金額で現物取引により買い付けたクロス取引を構成するものである）および取引態様②（証券金融会社における貸借取引の申込停止措置の実施により現引きが選択不可能であった）の性質を備えている取引は、類型的にキャピタルゲインを生まない性質であることが客観的に明らかであるから、短期売買差益提供制度の適用を除外されるものと解すべきである。

このように解することで、この短期売買差益提供制度の目的を果たすことは十分可能であり、また、その迅速かつ確実な執行が妨げられることもない。他方で、主要株主としては、株式の短期売買にあたり、キャピタルゲインの発生可能性に留意す

33 杉原・前掲（注19）188頁参照。

れば足りることになり、合理的なM&A取引の萎縮といった弊害を招くこともなくなるものと考えられる。

（４）近時の公開買付制度の改正動向とその影響

ア はじめに

金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」（以下「WG」という。）報告³⁴を踏まえた令和6年の金商法の改正³⁵により、公開買付制度の改正³⁶が行われた。このWG報告では、「近時は市場内取引（立会内）を通じて議決権の3分の1超を短期間のうちに取得する事例も見受けられ、そのような会社支配権に重大な影響を及ぼすような取引については、投資判断に必要な情報・時間が一般株主に十分に与えられていないといった問題が指摘されている」³⁷として、本判決の事案に関連

34 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ報告」（以下「WG 報告」という。）（令和5年）

（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231225/01.pdf）。その概要につき、野崎彰ほか「金融審議会『公開買付精度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ』報告の概要」旬刊商事法務2351号（令和6年）4-11頁。

35 その意義や課題を俯瞰するものとして、田中亘「総論：M&A 法制の検討課題（日本私法学会シンポジウム資料 近時の M&A 法制の動向と理論的課題）」旬刊商事法務2367号（令和6年）4-15頁、藤田友敬「特集にあたって（特集 公開買付制度・大量保有報告制度の新たな展開：令和6年金融商品取引法改正と今後の課題）」ジュリスト1604号（令和6年）14-15頁。

36 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第32号。令和6年5月15日成立、令和6年5月22日公布）。その解説として、野崎彰ほか「公開買付制度に係る金融商品取引法等の改正」旬刊商事法務2363号（令和6年）11-17頁。その理論的検討として、飯田秀聡「公開買付規制改正と今後の買収防衛策の展望（日本私法学会シンポジウム資料 近時の M&A 法制の動向と理論的課題）」旬刊商事法務2367号（令和6年）41-52頁、行岡睦彦「強制公開買付制度の適用範囲（特集 公開買付制度・大量保有報告制度の新たな展開：令和6年金融商品取引法改正と今後の課題）」ジュリスト1604号（令和6年）16-21頁。

して行われた新株予約権無償割当に対する差止仮処分命令申立事件³⁸が触れられており、本件事案が同改正に影響を与えたことがうかがわれる。そこで、以下では、この公開買付制度の改正を概観したうえで、新たな公開買付制度のもとでの短期売買差益提供制度の在り方について、若干の考察を行う。

イ 市場内取引（立会内）に関する改正の概要

（ア）3分の1ルールの改正

本改正では、3分の1の閾値を30%に引き下げるとともに、市場内取引（立会内）をこのルールの適用対象とすることとされた（改正後の金商法27条の2第1項1号。「30%ルール」）。

これは、次の点などを踏まえたWG報告の提言に基づくものである³⁹。すなわち、従来、市場外取引または市場内取引（立会外）による買付け等の後の株券等所有割合が3分の1超となる場合は、公開買付けによることが義務付けられる（改正前の金商法27条の2第1項2号）ところ、市場内取引（立会内）は、原則として3分の1ルールの適用対象外とされてきたが、市場内取引（立会内）は、事後的に取引の数量や価格が公表されるにすぎず、事前の情報開示がなされないうえ、基本的に時間優先で約定されるため投資者の熟慮期間が確保されているとはいえず、さらには競争売買の手法によるため売却価格がまちまちとなるため、3分の1ルールが求める透明性・公正性が担保されているとは評価しがたいなどというものである。

（イ）急速な買付け等の規制の廃止

本改正により、急速な買付け等の規制（改正前の金商法27条

37 WG報告3頁。

38 東京高決令和3年11月9日・前掲（注4）。

39 野崎ほか・前掲（注36）11-12頁。

の2第1項4号）は廃止された⁴⁰。

急速な買付け等の規制とは、①3か月以内に、株券等の総数の10%超の株券等の取得を行い、②①の取得のうち、株券等の総数の5%超の株券等の取得が市場外取引または立会外取引（公開買付けおよび適用除外買付け等を除く）による場合であって、③取得の後の株券等所有割合が3分の1超となるときには、その中に含まれる株券等の買付け等は公開買付けによらなければならないというものである⁴¹。たとえば、32%までの株式を市場外取引によって買い付け、その直後に市場外取引（立会内）により2%の株式を買い付けることにより、公開買付けによらずに3分の1超の株券等の所有に至るといった脱法的な態様による取引に対応するためのものである⁴²。

WG 報告においては、急速な買付け等の規制を廃止すべきとの結論には至らなかった⁴³ものの、その後の政府部内の検討において、市場外取引（立会内）を30%ルールの適用対象とすることに伴い、この規制が主眼とする市場内取引（立会内）を組み合わせた脱法的な態様の取引は30%ルールの適用を受けることになるため、規制を維持する前提が変容しているのではないかとの指摘がなされたことを踏まえて、廃止に至ったものとされる⁴⁴。

40 田中・前掲（注35）は、この改正を規制緩和と位置付けたうえで（7頁、14頁）、これを支持する（8-9頁）。そのほか、同改正に賛意を示すものとして、飯田・前掲（注36）44-45頁。行岡・前掲（注36）19頁参照。

41 野崎ほか・前掲（注36）14頁。

42 野崎ほか・前掲（注36）14頁。

43 もっとも、WG 報告5頁によれば、規制廃止の文脈ではないものの、「市場内取引（立会内）を通じて買収の足掛かり（toehold）を築いた後に公開買付けを開始するような買収取引が阻害されるべきでないとの意見も見られた」とされる。

ウ 新たな公開買付制度のもとでの短期売買差益提供制度における類型的適用除外の在り方について

3分の1ルールの改正により、本判決の事案のように、制度信用取引を利用して、市場内取引（立会内）により株券等所有割合が3分の1を超える株式を取得することは許されなくなった。他方で、急速な買付け等の規制の廃止により、市場内取引（立会内）で30%を超えない範囲で株式を事前取得（toehold）し、その後公開買付けを行うことが容認されることとなった⁴⁵。そこで、改正後は、この範囲内での市場内取引（立会内）による事前取得に制度信用取引が用いられることが考えられる。そしてこの場合にも、信用買いした買い建玉の決済のため、現引きに替わるクロス取引が用いられることが想定され、その際、短期売買差益提供制度の適用の有無が問題となりうる。

上記のとおり、本改正は、市場内取引（立会内）による30%を超えない範囲での事前取得を容認することを選択したのであるうえ、実質的にも、こうした事前取得は合理的な買取手法とされているものである⁴⁶。他方で、制度信用取引は、市場内取引（立会内）として定着し、その不可欠な一部をなす取引である。したがって、支配権市場による健全な経営監視機能を弛緩させないためには、制度信用取引による事前取得には、余計な制約を課すべきではない。よって、制度信用取引により信用買いした買い建玉の決済のために行われる現引きに替わるクロス取引に対し、短期売買差益提供制度の適用を除外すべきとする理は、改正後の公開買付制度のもとにおいて、一層妥当するものというべきである。

44 野崎ほか・前掲（注36）14-15頁。

45 飯田・前掲（注36）45頁参照。

46 飯田・前掲（注36）45頁。

第4 おわりに

短期売買差益提供請求に関し、その本来の目的であるインサイダー取引の防止との関係で、この制度が合理的に機能しているかどうかといった面から、近時の裁判例を題材として、主に、金商法164条1項にいう「利益」および平成14年最判にいう「類型的適用除外取引」の意義の点について、立法経緯、これまでの判例・学説の状況、さらには近時における公開買付制度の改正動向などをも踏まえつつ、一定の考察をしてみたものである。その結果、この制度は、その目的に適った機能を果たすため、また、M&A取引との関係で中立を保つためにも、少なくとも制度信用取引を利用した株式取得において、買い建玉の決済のための現引きに替わるクロス取引といったキャピタルゲインを生じないことが客観的に明らかな取引に対しては、その適用を控えることが望ましいことが示唆された。今後、各方面からの批判を仰ぎつつ、研究を深めていきたい。本稿が、望ましい短期売買差益提供制度の在り方に向けた議論に多少なりとも資するところがあれば幸いである。

以上

ベルリンの壁崩壊から35年を経た 旧東ドイツ地域の州政治 －政党システム変容の最前線－

寺 迫 剛 ノースアジア大学講師

1. はじめに¹

1989年11月9日にドイツ民主共和国（Deutsche Demokratische Republik（DDR）：東ドイツ）側から「ベルリンの壁」が崩壊してから、約一世代、35年が経過した2024年9月、旧東ドイツ3州で重要な州議会選挙が実施された、この選挙結果は、1990年のドイツ再統一から35年を経た2025年に予定される連邦議会選挙の繰り上げ実施への決定的な引き金のひとつともなった。

「ベルリンの壁」崩壊は、民主化の「第3の波」や西側の勝利による東西冷戦構造という「歴史の終焉」（F.フクヤマ）の象徴として、民主主義の普遍性と強靱性を強く印象付けた。それから1年も経たない1990年10月3日、ドイツ再統一によって東ドイツは消滅した。西ドイツすなわちドイツ連邦共和国（Bundesrepublik Deutschland）の憲法に相当する基本法第23条の規定に従い旧東ドイツ地域は新5州として連邦共和国に編入される方式で、ドイツ再統一は実現したのである。

しかし、あれから35年。旧東ドイツ地域5州では極右政党 AfD（Alternative für Deutschland：ドイツ・オルタナティブ）の台頭に直面している。ドイツ政党政治システムは、AfD 参入も含め分極化と多党化によ

1 本稿は、2024年度日本地方自治学会研究大会（2024年11月9～10日、於：北九州市立大学）報告論文に基づき、『総合政策研究』投稿規定に適合させつつ、報告後の事象についても盛り込んで大幅に再構成したものである。

る機能不全の危機に瀕しており、東ドイツ5州こそ、その最前線となっている。

もちろんこの現象は、フランスにおける「国民連合 (Rassemblement National)」台頭やアメリカにおけるトランプ現象など、2010年代以降の西側民主主義国家に共通する現象といえる。東西新冷戦ともいえる対立構造やグローバルな気候変動等の影響による世界情勢の不安定化と、排外主義的かつ反「キャンセルカルチャー」的政治勢力の台頭が悪循環する傾向に加えて、ドイツならではの要因があればこそ、ドイツ東西で不安定化の深刻化の度合いに差がみられる。すなわち、2015年のいわゆる難民危機 (Flüchtlingskrise)² に端を発する諸問題と1990年のドイツ再統一後いつまで経っても埋まらない、あるいは埋まらなないと認識されている旧東西格差に対するフラストレーションである³。

本稿では、ドイツ政党政治システム上の各党の配置と、これを揺るがす主因である左右両極の2党について把握した上で、旧東ドイツ5州で実施された最新の州議会選挙の結果について考察し、最後に結論として、旧東ドイツの州レベルにおける地方自治の現状と連邦レベルを含む今後の見通しについて論ずる。

2. ドイツ政党政治スペクトルムにおける AfD と BSW

2.1. ドイツ政党政治のスペクトルム

二元代表制の日本の都道府県レベルでは、第1に大阪や沖縄を除き自民党が圧倒的な議会と、第2に無所属として当選する知事、しかもその多くは今話題の兵庫県の斎藤知事を含めて総務省等の霞が関出身知事であることから、地方レベルにおける政党政治システムとしては上手く機能していないと言わざるをえないこととは対照的に、議院内閣制のドイツの州レベ

2 bpb, Aus Politik und Zeitgesichte (APuZ), "Wir schaffen das"

3 Der Beauftragte der Bundesregierung für Ostdeutschland, September 2024, Bericht 2024: Ost und West. Frei, vereint und unvollkommen.

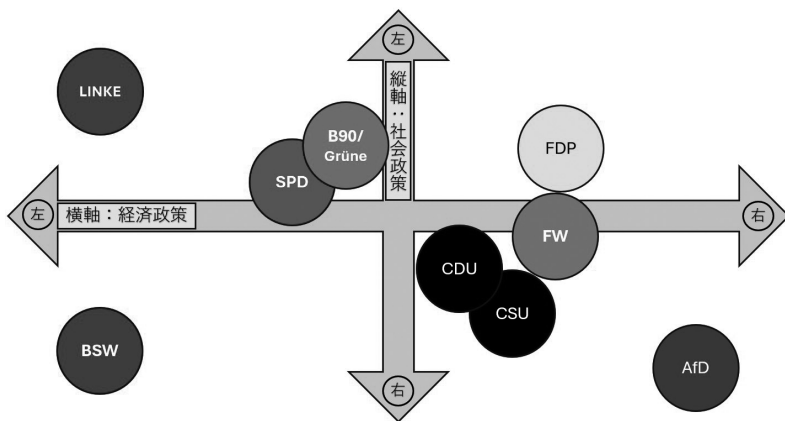
ルでは政党政治が上手く機能している。あるいは、今までは上手く機能してきたが、AfD の躍進によって機能不全に陥る危機に瀕しているとも認識できる。

ドイツ政党政治の特徴は、連邦レベルと各州レベルでほぼ共通のゲームのルール上で共通の党派的アクターが駆け引きをすることで生み出されるダイナミズムにある。日本の地方に在住していると、あらゆる政策選好を自民党が一緒くたに呑み込んでしまっているという認識にならざるをえない。これとは対照的に、ドイツでは州レベルでも各党の政策選好の差異が連邦レベルと同様に明確化している一方で、各州において連立の組み合わせが多様であることから明らかなように、連邦レベルに対して各州レベルの政党が一定の独立性も有している。図表 1 は、ドイツ政党政治システムについて、スペクトル上に各党を配置したものである。

Sartori (1976) による当初の分類では、ドイツは穏健多党制 (moderate pluralism) に分類されていたが、1980年代以降、約10年ごとに新党が議会政治に参入することで段階的に他党化が進み、今や分極多党制 (polarized pluralism) と化している。すなわち、長らく、中道右派国民政党 CDU (Christlich Demokratische Union Deutschlands: キリスト教民主同盟) および CDU 不在のバイエルン州でこれを補完する CSU (Christlich-Soziale Union in Bayern: キリスト教社会同盟) と、これに対抗する中道左派国民政党 SPD (Sozialdemokratische Partei Deutschlands: ドイツ社会民主党) の 2 大政党と、第 3 勢力としての FDP (Freie Demokratische Partei: 自由民主党) の 3 党体制だったが、1980年代に Grüne (Die Grünen: 緑の党。1990年代に Bündnis 90: 90年連合と合併して B90/ Grüne) が定着、1990年代にはドイツ再統一に伴い PDS (Partei des Demokratischen Sozialismus: 民主社会主義党) が旧東ドイツの地域政党として定着、2000年代半ばには PDS が WASG (Wahlalternative Arbeit und soziale Gerechtigkeit: 労働と社会的公正のための選挙オルタナティブ) と連合して LINKE (ザ・レフト) となり、2010

年前後に FW (Freie Wähler : 自由選挙連合) が政党化、2010年代半ば以降 AfD (Alternative für Deutschland ドイツ・オルタナティブ) が定着、そして2024年に新党 BSW (Bündnis Sahra Wagenknecht : ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟) が結党され、本稿で論じるとおり、結党わずか8ヶ月で州議会に議席を確保した。2024年9月時点での各党の概ねの政策選好は、図表1に配置したとおりである。ドイツでは、小党乱立を防ぐ条件付きの比例代表制に基づき、連邦議会と全16州議会それぞれにおいて、どの政党が議会に議席を有するか、各州の連立与党がどのような組み合わせとなるかは多様である。この多様性が、ドイツ政党政治システムが硬直化せずに、そのダイナミズムを維持し続けられる秘訣といえる。さらに付言すれば、その最前線は目下、本稿で論じる旧東ドイツ地域5州といえるだろう。

図表1：ドイツ政党政治 (2024年9月時点) スペクトラム



【出典】各州 Wahl-O-Mat および各党公約に基づき著者作成

ドイツ政党政治における各党派の配置を示すスペクトラムには、様々なモデルがあるが、本稿では縦軸に社会政策の左右、横軸に経済政策の左右をとった4象限のモデルを用いる。このモデルを用いる理由は、2024年1

月に結成された新党 BSW（ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟）が戦後ドイツ政党史にもたらすであろうインパクトを確認するためである。BSW の出現当時に一体どのような新党であるか、その新規性について、経済政策上左派かつ社会政策上右派というドイツ政党政治スペクトルム上の間隙を突いた点にあることが、各報道等の論調で共有された。図表 1 に示したとおり、社会政策と経済政策の 2 軸 4 象限で整理した場合、たしかに BSW は既存政党のいない間隙を突いた立ち位置を獲得している。

また、このスペクトル上の配置をみれば、AfD の躍進についても説明が可能である。図表 1 の第 4 象限の中道右派に位置する CDU について、2005年から2021年の CDU のメルケル（Angela Merkel）が率いた長期政権当時の政策選好がより中道に寄せ過ぎた、あるいはより保守的な有権者の視点からは社会民主主義あるいはリベラルに妥協的もしくは融和的に映った。その結果、そして同時に世界的な政党政治の分極化を反映して、この象限の政策を選好したいが行き場をなくしたと認識した有権者層からの批判票を、AfD がまんまと吸収して躍進することになったといえる。

2.2. 10年かけて右傾化する AfD

AfD（ドイツ・オルタナティブ）が2013年4月14日に結党されると、同年6月に邦語ではおそらく最も早いもののひとつとして寺迫（2013a）で論じて以降、約10年間 AfD を観察し続けた視点から概括すると、AfD は結党当初 EU によるギリシャ支援や共通通貨ユーロに反対する急進右派ポピュリスト政党に過ぎなかったものが、内紛を繰り返しながら党内右派が力を増して右傾化していき、終いには憲法擁護庁から極右政党としての疑いをかけられるまでに至った⁴。

ドイツでは、連邦と各州にある憲法擁護庁が、政党に対して過激化の疑いが生じた場合、以下の3段階で評価を実施する。第1に何等かの要因を

4 寺迫（2013）、Butterwegge, Hentges und Wiegel（2019）、Gammelín（2021）

きっかけにまず①検証事例 (Prüffall) とされて調査が入り、第2にその結果次第で②容疑事例 (Verdachtsfall) として更なる調査を経て、第3に一定の確証を得られた場合に③認定事例 (Gesicherter Fall) として認識される。『憲法擁護庁年報2023』(2024)によれば、連邦憲法擁護庁は2021年2月にAfDとその青年組織JA (Junge Alternative für Deutschland: 青年ドイツ・オルタナティブ)を極右容疑事例に認定しており、これに対抗してAfDが行政裁判所で法廷闘争を仕掛けるものの、逆にAfDに不利な判決で段階的に追い込まれつつあるという経過が記録されている⁵。その後2025年1月のAfD党大会では、トカゲの尻尾切りの要領で過激なJA解散と新青年組織への代替を決議するなど、自らの極右性を否定することに躍起になっている⁶。

連邦レベルと並行して、各州の憲法擁護庁も各州AfDについて評価しており、図表2はその一覧である。図表から明確なように、同じAfDでも東西で明らかに傾向の差があり、旧東ドイツ5州のAfDがより右傾化している。第3段階の極右として認定されているのはいずれも旧東ドイツのAfDである。ここから読み取れることは、AfDに対する支持が、AfDの掲げる政策そのものによるだけでなく、それを受け入れる土壌にも大きく左右されていることである。むしろAfDは、ドイツ再統一後の一世代30年を超えてなお東西格差が客観的あるいは主観的に残存することに対する不満の受け皿となっている。

さらに受け皿どころか、再統一後に旧東ドイツ地域の利益代表として機能していたPDSが、全国政党としてのLINKEへ発展しつつ、特に旧東ドイツ各州の多くでSPDを逆転する党勢になって連立政権に参画する等

5 Bundesamt für Verfassungsschutz (BfV), (18.Juni.2024) Verfassungsschutzbericht 2023, S.113

Oververwaltungsgericht für das Land Nordrhein-Westfalen, 16.Sep. 2024, OVG hilft Beschwerde der AfD

5 RBB, 01.Feb.25

6 RBB, 01.Feb.25

して、いわば既成政党化していく中、これと入れ違いに AfD は、既成政党政治に抵抗する不満を囲い込み、まるで不満のガス抜きをされたガスを収集して膨張させていくかのように党勢を拡大させてきた。だからこそ、AfD の掲げる攻撃的な政策も不満の吐け口としてみれば、支持集めのための戦略的な攻撃性として説明できるだろう。

図表 2：各州 AfD についての各州憲法擁護庁による極右傾向のステータス

東西	連邦州 旧東 5 州と在来	ステータス ①⇒①検証⇒②極右容疑⇒③認定極右
旧東	テューリンゲン州 AfD	③認定極右（2021年 5 月～）
旧東	ザクセン州 AfD	③認定極右（2023年12月～）
旧東	ザクセン・アンハルト州 AfD	③認定極右（2023年12月～）
旧東	ブランデンブルク州 AfD	②極右容疑（2020年 6 月～）
	※ベルント (Hans-Christoph Berndt) 州党代表個人は認定極右 (gesichert rechtsextrem)	
在来州	ニーダーザクセン州 AfD	②極右容疑（2022年 6 月～）
在来州	ブレーメン州/市 AfD	②極右容疑（2022年 6 月～）
在来州	バイエルン州 AfD	②極右容疑（2022年 6 月～）
在来州	バーデン・ヴュルテンベルク州 AfD	②極右容疑（2022年 7 月～）
在来州	ヘッセン州 AfD	②極右容疑（2022年 9 月～）
旧東	メクレンブルク・フォアポメルン州 AfD	①検証段階（2019年 1 月～）
在来州	ベルリン州/市 AfD	①非検証
在来州	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州 AfD	①非検証
在来州	ハンブルク州/市 AfD	①非検証
在来州	ラインラント・プファルツ州 AfD	①非検証
在来州	ザールラント州 AfD	①非検証
在来州	ノルトライン・ヴェストファーレン州 AfD	①非検証

【出典】Statista (2024.06) Status der Landesverbände der AfD zur Prüfung durch die Behörden des Verfassungsschutzes der Länder bis 2023および MDR (16.09.2024) に基づき著者作成⁷

2023年11月にベルリンに隣接するポツダム市のホテルにおいて AfD メンバーがネオナチ等と排外主義丸出しの秘密会合をしていたことが、2024

年1月になって調査報道よりスクープされると、ドイツ各地で週末に大規模な反極右・反 AfD デモが発生するようになり、世論調査における AfD の政党支持率も一時的に下降傾向がみられるようになった⁸。もちろんベルリンでも、例えば1月21日のデモはほぼ10万人の人出となり、真冬の寒い街頭にごく普通の市民が自然と結集する姿は、感動的でした⁹。しかしそれにもかかわらず、直後の2024年2月11日に実施された2021年連邦議会選挙の一部やり直し投票において、やり直し地区のみに限った AfD の得票率は12.6%（前回比+5.6%）と大幅に増加した¹⁰。アメリカにおけるいわゆる「隠れトランプ支持」にも似た、欧米先進民主主義各国に共通の問題がドイツにおいてももはや例外ではないという現実が突き付けられたといえよう。以降、折に触れて、数万規模の反 AfD が頻発する一方で AfD 支持率も高いまま安定的に推移するという、社会の分断が深刻化している。

とりわけ、若年層における AfD 支持率の高さは問題視されがちである。たしかに本稿が考察対象とする2024年9月に実施された旧東ドイツ地域の3州議会選に至るまで、AfD 躍進のトレンドに変化はなかった。18歳から24歳までの若者層のうち、ザクセン州とブランデンブルク州の2州議会選挙では31%が、テューリンゲン州議会選挙に至っては38%が AfD に投票した¹¹。

7 Statista (2024.06) Status der Landesverbände der AfD zur Prüfung durch die Behörden des

Verfassungsschutzes der Länder bis 2023üne
MDR, 16.September.2024, Extrem rechts mit Ansage

8 CORRECTIV: Recherchen für die Gesellschaft, Neue Rechte: Geheimplan gegen Deutschland

Friday for Future Berlin, 18. Januar 2024, breites Bündnis demonstriert am 21.01.2024 um 16:00 Uhr vor dem Bundestag gegen die AfD und für eine wehrhafte Demokratie
ARD, Tagesschau, 22.01.2024, Kundgebungen in Deutschland: Wo überall gegen rechts demonstriert wurde

9 寺迫 (2024a)

10 Landeswahlleiter für Berlin, Endgültiges Ergebnis des Landeswahlleiters für die Teilweise Wiederholung der Bundestagswahl am 11. Februar 2024

11 ARD, Wahlen, 02.09.2024, Landtagswahl Sachsen, Wen wählten Jüngere und Ältere?

ただし、これに先立つ2024年6月実施の欧州議会選挙でも AfD の躍進は注目を集めたが、その一方で、同じ欧州議会選での親欧州新党 Volt の躍進と根強い Grüne 支持との合計得票率は AfD を上回った¹²。若年層に生じているのは、左右への分極化と、その時々のアジェンダ次第で左右にブレる際の振れ幅の大きさにあるといえよう。Volt は、比例5%も超えなければ死票になってしまうこともあり、3州議会選にはまだ単独で参加するには至っておらず、このような新党にせよ既成政党にせよ、若者のための受け皿の有無が結果を左右する。

2.3. 新党 BSW はドイツ政党システム第7のプレイヤーとなるか

BSW は、その名のとおり、党首ザーラ・ヴァーゲンクネヒト（Sahra Wagenknecht）のカリスマ性に牽引された政党である。トレードマーク的にファッショナブルな赤いスーツを纏い政治トークショー等への露出度の高い、東ドイツ地域を代表する政治家のひとりである。ヴァーゲンクネヒトを軸に、新党 BSW 結党に至る道のりを簡潔にまとめると、図表3のとおりになる。

図表3：ヴァーゲンクネヒト（Shara Wagenknecht）のあゆみ

	出来事
1967.07	旧東ドイツ現テューリンゲン州イエーナ生まれ。
こども時代	西ベルリンから来たイラン人の父は幼少期に行方不明。母子家庭として、東ベルリンで育つ。

ARD, Wahlen, 02.09.2024, Landtagswahl Thüringen, Wen wählten Jüngere und Ältere?
ARD, Wahlen, 22.09.2024, Landtagswahl Brandenburg, Wen wählten Jüngere und Ältere?
Spiegel, 02.10.2024, Ü60-Stimmen gegen rechts: Besten Dank an die Boomer!

12 寺迫 (2024b)、Bundeswahlleiterin, Europawahl 2024, Ergebnisse
BVG, Pressemitteilung Nr. 70/2011 vom 9. November 2011, Fünf-Prozent-Sperrklausel
im Europawahlrecht verfassungswidrig
ZDF, MrWissen2go, Warum so viele Jüngere AfD gewählt haben
Volt Deutschland および bpb, Volt Deutschland

1989初夏	民主化過程が始まり社会主義体制が動揺し始めていたにもかかわらず、あえて一党独裁政党 SED 入党。
1989.11.09	ベルリンの壁崩壊当時19歳。資本主義に批判的な共産主義者として東ベルリンに留まる。
1990年代～2000年代	SED は解党的出直しで PDS となり、ギジ (Gregor Gysi) をリーダーとして旧東ドイツ地域の利益を代表する地域政党として連邦レベルも含め定着していく過程で、ヴァーゲンクネヒト頭角を現す。テレビ映えるファッションablな外見だけでなく、民主的社会主义者として首尾一貫した物言いであり、トーク番組常連の左派論客として知名度の最も高い政治家の一人に。 党内キャリア：1991～1995年と2001～2007年まで党執行部。1998年連邦議会選で在来州ノルトライン・ヴェストファーレン州小選挙区から出馬し敗退、2004～2009年は欧州議会議員
2005～2007	PDS はSPD 離党のラフォンテーヌ率いる WASG と選挙協力を経て2007年LINKE 結成。党内キャリア：2007.06～2014.05 LINKE 執行役員。うち2010.05～2014.05党代表代行
2009～現在	2009 年からは連邦議会議員。2011.08～2015.10まで LINKE 会派代表代行筆頭、2015.10～2019.11まで会派代表。
2011～現在	2011年にラフォンテーヌと交際開始 (26歳差)、2014年に婚姻関係。
2018～2019	2018夏、ヴァーゲンクネヒトは、難民制限論者へ180度転換。LINKE 主流派と対立。2018年9月に党内派閥「決起 (Aufstehen)」を結成、党内外から数十万の参加者を獲得したものの、LINKE から分党行為と非難された上、準備不足だったこともあり頓挫。2019年にヴァーゲンクネヒトは体力の限界を理由として、会派代表も「決起」リーダーも辞任。
2023～現在	2021年連邦議会選挙にも LINKE から出馬して党内残留するも次なる決起の憶測は絶えず。 2023.10.23、LINKE を離党し政治団体 BSW 結成を公表。2024.01.08、新党 BSW 結党。
	2022年 LINKE 離党し政界引退したラフォンテーヌも BSW 結党に合わせ入党。

【出典】各資料に基づき著者作成¹³⁾

13 Sahra Wagenknecht, über mich, Kurzbiographie

Wagenknecht, Sahra (2021)

Deutscher Bundestag, Abgeordnete, Dr. Sahra Wagenknecht, Gruppe BSW

Spiegel, 06.09.2024, Sahra Wagenknecht und ihr BSW, aus DER SPIEGEL 37/2024

Schneider, Christian (2019)

Journal21.ch, 18. September 2019, „Die schöne Sahra“ im Ruhestand

Berliner Morgenpost, 13.09.2024, Sahra Wagenknecht: Ehemann, Beruf, Partei – Der Überblick

寺迫 (2010),77-97頁

Lafontaine, Oskar (1999)

Bundesarchiv, Lemo (Lebendiges Museum Online), Oskar Lafontaine geb.1943

Taz, 24. 08. 2024, Die Wahrheit: Sprossen vom Genossen

Faz, 24.01.2024, Partei der Ehefrau: Oskar Lafontaine ist Mitglied im „Bündnis Sahra

図表3に示したとおり、ヴァーゲンクネヒトは、旧東ドイツで社会主義国家のモデル的人材として育成され、ドイツ再統一による現存した社会主義の崩壊後も理念的な共産主義の信奉者であり続けた。その独特の立場とテレビ映えする外見から、メディア露出が増加し、旧東ドイツや急進左派を代表する論客的政治家の一人となった。

PDS とヴァーゲンクネヒト双方にとっての転機は、ラフォンテーヌ (Oskar Lafontaine) との邂逅である。寺迫 (2010) で論じたように、2000年代半ばに段階的に、PDS は在来州側の左派新党 WASG と連合して LINKE となり、国政政党として連邦レベルにも定着した¹⁴。WASG とは、1998年から2005年までの SPD と Grüne (緑の党) によるシュレダー連立政権が推し進めたいわゆる「第3の道」路線に反発し、SPD を離党した勢力や労働組合を中心に2004年に結成された勢力で、2005年に政党化した。日本と比較すれば全国政党結成へのハードルが格段に高いドイツにおいて、これが可能になったのは、ラフォンテーヌの存在が大きい。

ラフォンテーヌは、1985年から1999年までザールラント州首相、この間1990年のドイツ再統一後初の連邦議会選挙では敗れたものの連邦首相候補として当時現職のコール (Helmut Kohl) 連邦首相に挑み、1998年のシュレダー政権当初は連邦財務大臣として政権を支えていた SPD の重鎮でありながら、2004年に SPD を離党して決起した¹⁵。

当初は東西で相容れない勢力であった PDS と WASG は、ギジとラフォンテーヌ両者のイニシャティヴにより、ドイツでは極めて珍しい事実上の連邦議会解散により前倒し実施された2005年の連邦議会選挙において、統一リストで比例代表選に臨む選挙協力を実現し、2007年に左派統一政党

Wagenknecht“

ZDF, Doku, Inside Bündnis Wagenknecht, 02. Aufbruch

Spiegel, 24.09.2024, Wagenknechts Millionen spender sprechen erstmals im TV

14 寺迫 (2010), 77-97頁

15 Lafontaine, Oskar (1999)

Bundesarchiv, Lemo (Lebendiges Museum Online), Oskar Lafontaine geb.1943

LINKE を結党した。

ヴァーゲンクネヒトは、図表3のとおり、LINKE 党内でもキャリアを積み重ねていくとともに、ラフォンテーヌともプライベートな関係を構築した。しかし、2018年にヴァーゲンクネヒトは、難民受け入れについて寛容な姿勢から制限論者へほぼ180度転換した。当然、LINKE 党内で対立し、同年に運動体「決起」を結成するも頓挫し、2019年に一線を退いた。

しかし、人気政治家として2021年連邦議会選挙にも LINKE から出馬して党内に留まったものの、次なる決起の憶測は絶えなかった。ついに2023年10月23日に LINKE を離党すると、政治団体 BSW 結成を公表した。そして、年が明けた2024年1月8日、ヴァーゲンクネヒトとアリ (Amira Mohamed Ali) を共同代表に、政党としての BSW を結党した。

結党前後に、あるドイツ人夫婦から計約500万ユーロという桁違いの額の寄付を受けたことから、その出处やロシアからの影響が疑われることとなった。しかし寄附した当のサリンジャー (Lotte Salingré) とシュタンガー (Thomas Stanger) 夫妻は顔出しかつ実名で報道の取材を受け、ドイツ人でドイツで稼いだ金をドイツの法に則って、BSW に対しては無条件で、純粋な寄付をしたにすぎないと主張している¹⁶。

ラフォンテーヌは、2024年1月27日ベルリンで開催された BSW 第1回党大会でもヴァーゲンクネヒトの隣に座り、閉会の辞も担当するなど、存在感を示した。ラフォンテーヌの存在なしに新党への信頼性を獲得することはできなかったであろうとする指摘もある¹⁷。もちろんラフォンテーヌが黒幕としてヴァーゲンクネヒトを操っていることはないだろうが、かつてラフォンテーヌは国民政党的のトップに上り詰めて、党を割り、新党を結成したという彼の政治キャリアそのものが、ヴァーゲンクネヒトのこれま

16 ZDF, Doku, Inside Bündnis Wagenknecht, 02 Aufbruch

Spiegel, 24.09.2024, Wagenknechts Millionenspenden sprechen erstmals im TV

17 ZDF, Doku, Inside Bündnis Wagenknecht, 02 Aufbruch, Martin Debes 氏コメント
Debes, Martin.,(2024)

でのあゆみと今後の試みの前例となることから、彼女にとっては参謀的な機能を果たしているという。一方で、ラフォンテーヌは客寄せとして利用されているあるいは、それに甘んじているだけという批判もある。たしかに、BSW の政策志向は、ラフォンテーヌが SPD を牽引していた頃、すわなち「第3の道」以前の「社会国家」像を理想とするノスタルジックな雰囲気がある。そして、当時のドイツには現在直面しているようなレベルでの難民問題はなかったことから、その当時に近い程度の規模に難民を制限したいという発想である。

2.4. 古き良き時代への郷愁か、それとも1周回って最先端なのか

以上をまとめると、AfD 党内の極右化していない穏健な勢力および新党 BSW は、図表1で示したドイツ政党政治スペクトルム上において既成政党が不在の間隙をついたといえるが、それは実のところ、グローバルな政治経済情勢の変化に従い、実現可能な政策軸がシフトした結果ともいえる。言わば、ゲームの盤そのものの移動によって盤上のプレイヤーも動き、彼らがかつて居た場所に陣取った古くて新しい党派的アクターといえる。そして、BSW と AfD の登場と定着は、グローバルな政治経済状況を反映した既存のゲーム盤そのものが再度大きく動揺していることの証左といえよう。そして、連邦レベルと各州レベルで政党システムを有機的に共有するドイツにおいて、動揺の最前線はまず州レベルに出現する。しかも、連邦を構成する全16州のうち、ドイツ再統一以来の課題が先鋭化する旧東ドイツ地域5州こそが最前線となる。そこで次章以降では、5州で最も新しい州議会選挙について論ずる。

3. 2021年に実施された旧東ドイツ地域2州での州議会選挙

3.1. 州議会選挙の実施時期のスレとその影響

1990年10月3日のドイツ再統一により、旧東ドイツ地域は連邦共和国へ編入され、新5州となった。新5州の州議会は1990年に一斉にスタートし、

これまでに議会任期途中での議会解散は実施されていないものの、州議会任期について当初の4年から5年に変更した時期が異なることから、州間にズレが生じている。その結果、2州が2021年に、3州が2024年に、いずれも第8回州議会選挙を実施した。

このズレは、選挙実施時点での社会情勢が異なることから、選挙結果にも大きく影響した。2021年実施と2024年実施との大きな違いは以下の3点挙げられる。第1に、ロシアによるウクライナ東部侵攻はすでに2014年に開始されていたものの全面侵略開始が2022年2月24日であり、これ以前か以後かの違いである。AfDとBSWの両党はロシアと関係が疑われており対ロシア経済制裁にも反対の立場だったことが、州レベルの議会選とはいえ投票行動の際の選択材料のひとつとなった。第2に、2021年連邦議会選挙以前か以後かの違いである。とくにメクレンブルク・フォアポメルン州議会選は連邦議会と同日選であり、この時点までは、2021年に連邦レベルで政権を獲得するSPD、FDP、Grüneに勢いがあったが、2024年時点では3党は失速しており、州レベルにもその影響は及ぶ。そして、第3にBSWの結党以前か以後の違いである。確かに将来的にはBSWがLINKEに代替するだけでドイツ政党政治システムには大きな影響を及ぼさない可能性もあるが、少なくとも2024年時点では、単にLINKEが分党しただけに留まらず政党政治システム全体を揺るがしかねないポテンシャルを有する。それでは、ここから5州について具体的に考察しよう。

考察にあたって、5州議会選挙について、以下の共通する5つの指標で比較する。すなわち、第1に現職州首相の強さは強弱いずれか、第2に連邦レベルの政党支持率からの影響があったか否か、第3にドイツ政党政治の多党化と分極化に歯止めがかかったか深刻化したか、第4に2大国民政党間での州首相争いはどちらに軍配が上がったか、第5に州議会選後に州政権交代あるいは連立組み換えがあったか否か、という5つの指標である。なお、本稿掲載誌の投稿規定による紙幅の制限により、考察は各州ごとに図表にまとめて表記する。

3.2. ザクセン・アンハルト州議会選挙：2022年ロシア侵略戦争以前かつ2021年連邦議会選前

第8回ザクセン・アンハルト州議会選挙は、2021年6月6日に実施された¹⁸。その結果は図表4.1に示したとおりである。ハゼロフ（Reiner Haseloff）州首相率いる CDU が勝利し、SPD は得票率を減じたものの、CDU、SPD、FDP、Grüne の中道4党の合計得票率が増加した。一方で AfD と LINKE は得票率を減じた。この選挙結果を踏まえて、図表4.2は、前節で提示した5指標を当てはめて論じたものである。

図表4.2から、2021年のザクセン・アンハルト州議会選挙は、現職州首相および CDU の強さが示されるとともに、ドイツ政党政治システムの分極化に歯止めがかかることへの期待感を持たせるものであったといえる。また、連邦・州を通じて初の CDU、SPD、FDP による3党連立が組まれた。この連立は3党の政党カラーがドイツ国旗の3色と重なることから、ドイツ連立と通称される。

18 bpb, Wahl-O-Mat Sachsen-Anhalt 2021

Konrad Adenauer Stiftung, Regierungsprogramm der CDU Sachsen-Anhalt zur Landtagswahl am 06. Juni 2021: "Unsere Heimat. Unsere Verantwortung.

AfD Sachsen-Anhalt, Das Wahlprogramm 2021

Die Linke Sachsen-Anhalt, Wahlprogramm für die Landtagswahl in Sachsen-Anhalt am 6. Juni 2021

Friedrich Ebert Stiftung, Landtagswahlprogramme der SPD Sachsen-Anhalt 2021

Bündnis 90/Die Grünen Sachsen-Anhalt, Unser Grünes Programm für Sachsen-Anhalt 2021

FDP Sachsen-Anhalt, Wahlprogramm der Freien Demokraten Sachsen-Anhalt zur Landtagswahl 2021

19 Land Sachsen-Anhalt, Die Landeswahlleiterin, Statistisches Landesamt Sachsen-Anhalt, Wahl des 8. Landtages von Sachsen-Anhalt am 96. Juni 2021, Endgültiges Ergebnis
Land Sachsen-Anhalt, Die Landeswahlleiterin, Statistisches Landesamt Sachsen-Anhalt, Wahl des 8. Landtages von Sachsen-Anhalt am 96. Juni 2021, Wahlbeteiligung bei Landtagswahlen im Laufe des Wahltages in % Druckversion

20 Reiner Haseloff, Das ist meine Geschichte

Land Sachsen-Anhalt, Vita Reiner Haseloff

Landtag von Sachsen-Anhalt, Dr. Reiner Haseloff (CDU)

Bundesrat, Mitglieder, Dr. Reiner Haseloff | CDU

21 寺迫（2022）

図表4.1：2021年ザクセン・アンハルト州議会選（最終結果）【投票率60.3% (-0.8)】

政党	比例得票率 (%) (前回比)	議席数 (うち小選挙区) 【前回比】
CDU (キリスト教民主同盟)	37.1 (+7.4)	40 (40) 【+10】
AfD (ドイツ・オルタナティブ)	20.8 (-3.4)	23 (1) 【-2】
DIE LINKE (ザ・レフト)	11.0 (-5.3)	12 (0) 【-4】
SPD (ドイツ社会民主党)	8.4 (-2.2)	9 (0) 【-2】
F.D.P. (自由民主党)	6.4 (+1.5)	7 (0) 【+7】
Grüne (緑の党)	5.9 (+0.7)	6 (0) 【+1】
FW (Freie Wähler (自由連合))	3.1 (+0.9)	0
その他	7.3 (+0.6)	0
計		97 (41) 【+10】

【出典】Sachsen-Anhalt, Die Landeswahlleiterin に基づき著者作成¹⁹

図表4.2：2021年ザクセン・アンハルト州議会選について5指標の考察

① 現職州首相の強弱⇒ハゼロフ州首相続投	
強い	・ハゼロフ州首相は1954年、旧東ドイツのヴィッテンベルク (Wittenberg) 生まれ²⁰。 ・メルケルと同様に自然科学者としてキャリア。民主化過程の人材不足下に政界参入 ・州 CDU 所属の自治体首長や州政府閣僚として政治的キャリアを積み、2011年から州首相、連立を組み替えながら政権維持。メルケル連邦首相を支える重鎮的立ち位置に。 ・2021年州議選は新型コロナウイルス危機対応評価され「現職ボーナス」で勝利
② 連邦レベルの政党支持反映⇒2021年連邦議会選挙の前哨戦	
反映大	・2021年6月時点では、CDU/CSU に勢い。SPD、Grüne と三つ巴のデッドヒート²¹。 ・2021年7月、ノルトライン・ヴェストファーレン州およびラインラント・プファルツ州で洪水災害が発生した際に、連邦首相候補ラシェット (Amin Laschet) ノルトライン・ヴェストファーレン州首相の不手際をきっかけに、CDU は劣勢に転じる。
③ 多党化と分極化⇒州議会両極 AfD と LINKE の合計得票率減。中道4党の合計得票率増。	
歯止め	・ただし LINKE は、CDU が連立を原則的に拒否して連邦レベルでの政権担当経験がないものの、本稿でも後述するチューリンゲン州ではすでに連立与党第1党として機能しているので、もはや AfD と同列に扱うことはできない ・2013年の結党以来、党勢を拡大し続けていた AfD は、この州議会選で明確に退潮に転じた。この傾向は、2021年9月の連邦議会選まで継続。 ・多党化と両極化による不安定化に直面していたドイツ政党政治システムにとって、安定性回復につながる朗報にもみえた。
④ 2大国民政党間の州首相争い⇒CDU 対 SPD。CDU 勝利	
CDU 勝利	・CDU と SPD は、中道右派左派で首相の座を争う国民政党 (Volkspartei) としての役割を担い続けていることから、2大国民政党と呼ぶことはできるだろう。 ・本州議選では中道4党のうち、SPD のみ得票率減。CDU に軍配。
⑤ 州議会選前後の連立枠組み⇒ケニア連立からドイツ連立へ	
連立組換え	・州議選前は、CDU、FDP、Grüne の3党連立、3党の政党カラーである黒・赤・緑の組み合わせがケニア国旗の配色と同じことからケニア連立と通称。 ・FDP が前々回の2011年州議会で議席を失って以来、10年ぶりに議席を獲得。 ・選挙後は Grüne が連立から離脱して FDP が連立入り。CDU (黒)、SPD (赤)、FDP (黄) 3党連立は、ドイツ国旗の黒赤金の配色にちなんで、ドイツ連立と通称。 ・第3期ハゼロフ内閣は、連邦レベルと州レベルを通じて初のドイツ連立。

【出典】著者作成

3.3. メクレンブルク・フォアポメルン州議会選挙：2021年連邦議会選挙と同日選

第8回メクレンブルク・フォアポメルン（MV）州議会選挙は、2021年9月26日、連邦議会選挙と同日選で実施された²²。その結果は図表5.1に示したとおりである。現職州首相のシュヴェーズィヒ（Manuela Schwesig）州首相率いる SPD が勝利した一方で、対抗するCDU が敗北した。また、中道政党の FDP と Grüne が健闘した一方で、AfD と LINKE という左右両極の政党が得票率を減じた。以上から、ザクセン・アンハルト州議会選挙との比較では、CDU と SPD の立場が逆転していること以外は概ね共通の指摘ができる。より詳しく、5つの指標について論じたものが、図表5.2である。

図表5.2から、2021年のメクレンブルク・フォアポメルン州議会選挙は、現職州首相および SPD の強さが示されるとともに、ドイツ政党政治システムの分極化に歯止めがかかることへの期待感を持たせるものであったといえる。SPD と CDU の大連立解消と LINKE の政権参加も、党派性に基づく政権交代可能な政党政治システムの回復として評価できるだろう。

22 bpb, Wahl-O-Mat Mecklenburg-Vorpommern 2021

SPD Mecklenburg-Vorpommern, Programm der SPD Mecklenburg-Vorpommern zur Landtagswahl 2021

Konrad Adenauer Stiftung, CDU Mecklenburg-Vorpommern, Wahlprogramm 2021: "Zusammen. Zu neuer Stärke."

Die Linke Mecklenburg-Vorpommern, Zukunftsprogramm für Mecklenburg-Vorpommern zur Landtagswahl am 26. September 2021

AfD Mecklenburg-Vorpommern, Unser Landtagswahlprogramm 2021

Bündnis 90/Die Grünen Mecklenburg-Vorpommern, Wahlprogramm 2021

FDP Mecklenburg-Vorpommern, Wahlprogramm zur Landtagswahl 2021

23 Landesamt für innere Verwaltung; Der Landeswahlleiter, Landtagswahl am 26. September 2021 in Mecklenburg-Vorpommern

Land Mecklenburg-Vorpommern, Statistisches Amt (2022)

24 Land Mecklenburg-Vorpommern, Manuela Schwesig - Ministerpräsidentin

25 bpb, Querdenker

die Basis, Wer ist die Partei die Basis?

図表5.1：2021年メクレンブルク・フォアポメルン州議会選（最終結果）【投票率70.8%（+8.9）】

政党	比例得票率（％） （前回比）	議席数 （うち小選挙区） 【前回比】
SPD（ドイツ社会民主党）	39.6（+9.0）	34（34）【+8】
AfD（ドイツ・オルタナティブ）	16.7（-4.1）	14（1）【-4】
CDU（キリスト教民主同盟）	13.3（-5.7）	12（1）【-4】
DIE LINKE（ザ・レフト）	9.9（-3.3）	9（0）【-2】
Grüne（緑の党）	6.3（+1.5）	5（0）【+5】
F.D.P.（自由民主党）	5.8（+2.8）	5（0）【+5】
その他	8.4（-0.2）	0
計		79（36）【+8】

【出典】Landesamt für innere Verwaltung; Der Landeswahlleiter に基づき著者作成²⁵

図表5.2：2021年メクレンブルク・フォアポメルン州議会選について5指標の考察

① 現職州首相の強弱⇒シュヴェーズィヒ州首相続投	
強い	・シュヴェーズィヒは1974年東ドイツ生まれで、公務員としてキャリア形成²⁴。 ・2003年 SPD 入党、2008年 MV 州政府で閣僚入り、2013年には連邦政府に転じて連邦家族・高齢者・女性・若者省（Bundesministerin für Familie Senioren, Frauen und Jugend）大臣として閣僚入り。2017年7月に前任から禪譲され州首相就任。 ・当時は CDU/CSU と SPD によるメルケル大連立政権であり、メルケル連邦首相にとっては同じ女性かつメルケルの小選挙区は MV 州内あること、重要政策のひとつであるロシアとドイツを直結するガスパイプライン「ノルトシュトリーム（Nord Stream）」の発着点が MV 州であることから、両者には党派超えた関係性。 ・2021年に現職として最初の州議会選挙に臨み大勝。新型コロナ危機対処と、ノルトシュトリームの増強事業についても、2021年当時はポジティブな評価。
② 連邦レベルの政党支持反映⇒2021年連邦議会選挙と同日選	
反映大	・連邦議会選挙と同日選、各党勝敗は双方で一致。SPD、FDP、Grüne の3党勝利。 ・議席獲得要件の比例得票率5%以上達成し Grüne 5年ぶり、FDP10年ぶり州議会復帰 ・2021年当時における連邦レベルでの3党による信号連立への有権者からの期待がいかに高かったか、この期待が失望へと反転した2024年とは対照的結果。
③ 多党化と分極化⇒州議会両極 AfD と LINKE の合計得票率減。中道4党の合計得票率増。	
歯止め	・AfD と LINKE 両極2党は敗北、中道4党の合計得票率は増加し、分極化に歯止め。 ・「水平思考者（Querdenker）」を自称する新型コロナ対策措置反対論者やいわゆる陰謀論者が結党した Basis（Basisdemokratische Partei Deutschland：ベース党）が得票率1.7%を獲得²⁵。現実的に議席獲得見込みのない泡沫についても、政党助成等の制度的な裾野が広がっており、これこそドイツの議会制民主主義の足腰の強さ。
④ 2大国民党間の州首相争い⇒CDU 対 SPD。SPD 勝利	
SPD 勝利	・ザクセン・アンハルト州とは逆に現職のシュヴェーズィヒ州首相の SPD が勝利し、CDU は得票率減。連立政権のジュニアパートナーは敗北しがちという傾向どおり。
⑤ 州議会選前後の連立枠組み⇒大連立から SPD と LINKE の赤赤連立へ	
連立組換	・シュヴェーズィヒ州首相は前州首相から禪譲された SPD と CDU による大連立を解消、LINKE との連立政権を発足させた。新5州 LINKE には州政権担当能力有り。

【出典】著者作成

4. 2024年に実施された旧東ドイツ地域 3 州での州議会選挙

4.1. 州議会選挙 1 週間前のテロ事件の影響

よりによって、2024年9月1日に予定されていたテューリンゲン州とザクセン州の両州議会選挙からちょうど1週間前の8月23日、ノルトライン・ヴェストファーレン州のゾーリンゲン（Solingen）市の市民祭で、3人が刺殺され8人が負傷するイスラム国によるテロ事件が発生した²⁶。現場から逃走して翌日逮捕された容疑者は26歳のシリア人で、本来ならすでに昨年送還措置になっていたにもかかわらず、行方不明になってドイツ国内に潜伏していたのである。

時期が時期だけに、特定の一事例でありながら難民政策の機能不全を象徴するかのような報道がなされた。たしかにイッサ・H（Issa al H.）容疑者は、2022年末に EU に属するブルガリアに入国して難民申請登録をし、制度上はブルガリアに留まって手続きを進めなければならないにもかかわらず、ドイツへ入国した。ドイツで再度難民申請をしたものの、当然すでに登録したブルガリアへ送還されることになりゾーリンゲンの施設で待機となったが、送還執行時に行方不明となり、犯行に及んだ。

連邦政府の連立与党 3 党は守勢にたたされ、連邦議会の野党第 1 党 CDU のメルツ（Friedrich Merz）党首の呼びかけでショルツ連邦首相と難民政策の抜本的改革についてトップ会談が実現したものの決裂した²⁷。移民排斥を党是とする AfD はここぞとばかりに煽り立て、ヴァーゲンクネヒトは「（メルケル政権時からの難民）ウェルカム文化は過ぎ去った」と発言して BSW の排他的な政策選好を示した。

ゾーリンゲン襲撃事件に端を発する既成政党の動揺と、AfD と BSW の攻勢は、直後の州議会選選挙にも一定の影響を及ぼすこととなったとい

26 ZDF heute, 27.08.2024, Tote nach Messerattacke: Alle News zum Angriff in Solingen
WDR Doku, Messerangriff von Solingen: Wie es dazu kam

27 ARD, Tagesschau, 28.08.2024, Nach Gespräch mit Merz: Scholz lehnt grundsätzliche Asyländerung ab

える。

4.2. テューリンゲン州議会選挙：ドイツ政党政治システム動揺の最前線

第8回テューリンゲン州議会選挙は、2024年9月1日、ザクセン州議会選と同日に実施された²⁸。投票率も大幅増で盛り上がった結果は図表6.1に示したとおりであり、AfD が連邦・州レベルを通じて初めて議会第1党を獲得したという衝撃だけでなく、新党 BSW が州議選初戦でいきなり得票率2桁%を獲得したことや、LINKE 敗北によりラメロウ（Bodo Ramelow）州政権の維持が困難になったことも注目に値する。この選挙結果について、前章で考察した2州議会選挙と同様の5つの指標に沿って整理したものが、図表6.2である。

図表6.1：2024年テューリンゲン州議会選挙（最終結果）【投票率73.6%（+8.7）】

政党	比例得票率（%） （前回比）	議席数 （うち小選挙区） 【前回比】
AfD（ドイツ・オルタナティヴ）	32.8（+9.4）	32（29）【+10】
CDU（キリスト教民主同盟）	23.6（+1.9）	23（11）【+2】
BSW（ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟）	15.8（+15.8）	15（0）【+15】
DIE LINKE（ザ・レフト）	13.1（-17.9）	12（4）【-17】
SPD（ドイツ社会民主党）	6.1（-2.1）	6（0）【-2】
Grüne（緑の党）	3.2（-2.0）	0【-5】
F.D.P.（自由民主党）	1.1（-3.9）	0【-5】
その他	4.3	0
計		88（44）

【出典】Thüringer Landesamt für Statistik, Landtagswahl 2024 in Thüringen – endgültiges Ergebnis
に基づき著者作成²⁹

28 bpb, Wahl-O-Mat Thüringen 2024 Die Linke Thüringen, Regierungsprogramm 2024-2029
AfD Thüringen, Die 10 Thesen der Landtagswahl Thüringen 2024: Das Wahlprogramm
der AfD Thüringen
BSW Thüringen, BSW-Landtagswahlprogramm für Thüringen
CDU Thüringen, Bereit für Verantwortung. Unser Thüringen-Plan.
SPD Thüringen, Regierungsprogramm der SPD Thüringen zur Landtagswahl
Bündnis 90/Die Grünen Thüringen, Thüringen im Herzen: Zukunft im Blick
FDP Thüringen, Das Programm zur Landtagswahl 2024

図表6.2：2024年テューリンゲン州議会選について 5 指標の考察

① 現職州首相の強弱→ラメロウ敗北。新州首相就任。	
弱い	・本稿考察の5州のうち、議会第1党の座を維持できなかったのはラメロウのみ。ただし BSW 結党による LINKE 分裂を受けた結果。党分裂がなければ継続した可能性。 ・ラメロウは、元々東ドイツ出身ではなく、1956年生まれの在来州育ち。民間企業から労働組合専従職員を経て、1990年ドイツ再統一に伴うテューリンゲン州再建支援の為に移住。1999年 PDS に入党、同年の州議会選で当選、2005年に PDS と WASG の合流の際には PDS 側の渉外代表（Verhandlungsführer）を務める。 ・2005年から連邦議会に転出し LINKE 会派代表代行、2009年にテューリンゲン州議会に復帰し州議会野党第1党。2014年州政権交代で LINKE 初の州首相就任³⁰。 ・LINKE、SPD、B90/Grüne の3党連立州政権は、2019年10月27日の州議会選で、AfD の躍進の影響により州議会過半数割れ。州議会4ヶ月以上空転し混乱も。 ・2020年3月4日、CDU 閣外協力による3党連立としてラメロウ州政権が継続³¹。当初は2021年の州議会選挙前倒し実施を合意していたものの、新型コロナ危機への対処等を経て、結局のところ議会任期5年を全うした。ラメロウ政権は計10年に。
② 連邦レベルの政党支持反映→2024年時点の連邦レベル信号連立の不人気の結果に反映	
反映大	・2024年時点での連邦レベルの信号連立不人気反映し、州議選でも3党惨敗。SPD 得票率僅か6.1%。Grüne と FDP は得票率5%に達せず州議会議席を全て喪失。
③ 多党化と分極化→両極の AfD と BSW 躍進。AfD 連邦・州レベル通じ初の議会第1党	
加速	・事前の世論調査から AfD が第1党になる可能性が知れ渡り、これを阻止するための戦略的投票の呼びかけもあった。しかし、CDU と LINKE と BSW が三つ巴で混戦したため対抗軸定まらず、結果的に AfD の州議会第1党達成を阻止できなかった。 ・選挙戦は過熱し、投票率は前回比投票率 から8.7%p も増加して73.6%に達した。この点については、ドイツの議会制民主主義は活性化されたともいえよう。 ・AfD 州代表ヘッケ（Björn Höcke）は、1972年生まれ、旧東独でなく在来州育ち。ヘッセン州で歴史担当学校教員を経て、2013年の AfD 結党に際してテューリンゲン州 AfD 設立メンバー。2014年州議会選で当選し AfD 会派代表として現在に至る³²。 ・2013年 AfD 結党以来、内紛続きの党内で、ヘッケはテューリンゲン州 AfD リーダーの座を一貫して維持し続けることで、AfD 全党内での影響力を拡大。AfD を右傾化。 ・ヘッケ達を中心に2015年に結成された AfD 党内派閥「翼（Der Flügel）」は、憲法擁護庁から極右として認定され2020年に公式には解散、しかし一定の影響力維持。 ・極右は政権獲得が視野に入るのに前後して「脱悪魔化」する一般的傾向に、ヘッケはあてはまらず。例えば、選挙集会でナチスの禁句スローガン発し罰金刑など³³。逆に反 AfD デモからヘッケに「ファシスト」呼ばわりは名誉棄損に当たらずと判決³⁴。 ・ヘッケは反 AfD の落選運動により小選挙区敗北も比例名簿1位として当選³⁵。
④ 2 大国民政党間の州首相争い→2 大国民政党衰退。2019年 LINKE 対 AfD。2024年 CDU 復活	
CDU 勝利	・SPD はすでに1999年州議会選で当時の PDS に逆転されており、2019年州議会選では CDU も AfD に逆転された。LINKE 対 AfD の第1党争奪戦を経て、2024年に LINKE は BSW 勢離党で弱体化。いわば漁夫の利を得るかのように AfD が第1党の座奪取。 ・ヘッケは州首相就任に意欲も、連立相手無く非現実的。AfD 党内でもヘッケは最右翼の極右。 ・LINKE は州議会第4党に転落。BSW 初登場3位躍進。CDU 2位回復し連立主導。
⑤ 州議会選前後の連立枠組み→CDU と BSW 初連立で通称ブラックバーリー連立成立。	
州政権交代	・ラメロウに替わり州議会第2党 CDU の筆頭候補フォークト（Mario Voigt）主導の連立交渉。CDU が州議会過半数を確保できる連立は、AfD との2党連立か、BSW と LINKE との3党連立しかないものの、AfD と LINKE との連立拒否し膠着。 ・AfD と BSW 2党連立でも計算上過半数に達するが BSW は連立否定。2024年12月12日、フォークト州首相で CDU、BSW、SPD 3党連立成立。LINKE 閣外協力³⁶。 ・AfD は州議会内で孤立しているにもかかわらず、2024年州議会選で1/3以上の議席数を獲得し、いわゆる「拒否権保持少数派（Sperminorität）」獲得³⁷。州議会で2/3以上の議決を必要とする、州憲法改正や州議会解散あるいは州憲法裁判所判事選出等について、制度的拒否権プレイヤーとして政治的影響力を行使可能に。本来は議会制民主主義における多様性を保護するシステムである Sperminorität が、ポピュリストの手で議会制民主主義を機能不全に追い込む武器として悪用される恐れが現実。

【出典】 著者作成

4.3. ザクセン州議会選挙：既成政党批判票と反極右票との接戦

第8回ザクセン州議会選挙は、2024年9月1日、上述のチューリンゲン州議会選と同日に実施された³⁸。その結果は図表7.1に示したとおりである。CDU 対 AfD の第1党争いは大接戦の末に僅差で CDU が制した。また、新党 BSW はザクセン州でもいきなり得票率2桁%を獲得し第3党に躍進する一方、連邦政府の連立3党はいずれも敗北した。また、この選挙結果について5指標でまとめものが、図表7.2である。

-
- 29 Thüringer Landesamt für Statistik, Landtagswahl 2024 in Thüringen - endgültiges Ergebnis
 - 30 Bodo Ramelow, über mich, Biografie
Freistaat Thüringen, Geschäftsführender Ministerpräsident des Freistaats Thüringen
Thüringer Landtag, Bodo Ramelow
 - 31 寺迫 (2021)
 - 32 Thüringer Landtag, Björn Hecke
AfD, Björn Höcke
ZDF frontal, Becoming Höcke, Björn Höcke: Vom Geschichtslehrer zum rechtsextremen Politiker
Zeit, Björn Höcke: Thüringer AfD-Vorsitzender
 - 33 MDR, 15. Mai 2024, Analyse: "Sie sind ein Mann, der weiß, was er sagt": Höcke wegen NS-Spruch verurteilt
MDR, 02. Juli 2024, Zweiter Prozess: Wegen NS-Parole: AfD-Politiker Höcke wieder zu Geldstrafe verurteilt
 - 34 Taz, 29.09.2019, „Faschist“-Urteil zu AfDler Höcke
 - 35 Thüringer Landesamt für Statistik, Landtagswahl 2024 in Thüringen - endgültiges Ergebnis, Wahlkreis 040 Greiz II
 - 36 Thüringer Landtag;12.12.2024, Thüringer Landtag;13.12.2024
 - 37 ZDF, MrWissen2go, Die Macht der AfD: Wo sie „mitregiert“
MDR, 03. September 2024, Landtagswahl: Analyse: Was die Sperrminorität der AfD für Thüringen bedeutet
 - 38 bpb, Wahl-O-Mat Sachsen 2024
CDU die sächsische Union, Regierungsprogramm
AfD Sachsen, Regierungsprogramm Sachsen
BSW Sachsen, Wahlprogramm 2024
Die Linke Sachsen, Landtagswahl 2024
SPD Sachsen, Landtagswahl am 1. September
Bündnis 90/Die Grünen Sachsen, UNSER WAHLPROGRAMM ZUR LANDTAGSWAHL 2024
FDP Sachsen, Landtagswahl 2024
FW Sachsen, Wahlprogramm zur Landtagswahl 2024

図表7.1：2024年ザクセン州議会選挙（最終結果）【投票率74.4%（+8.2）】

政党	比例得票率 (%) (前回比)	議席数 (うち小選挙区) 【前回比】
CDU (キリスト教民主同盟)	31.9 (−0.2)	41 (27) 【−4】
AfD (ドイツ・オルタナティヴ)	30.6 (+3.1)	40 (28) 【+2】
BSW (ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟)	11.8 (+11.8)	15 (0) 【+15】
SPD (ドイツ社会民主党)	7.3 (−0.4)	10 (0) 【±0】
Grüne (緑の党)	5.1 (−3.5)	7 (2) 【−5】
DIE LINKE (ザ・レフト)	4.5 (−5.9)	6 (2) 【−8】
FW (Freie Wähler (自由連合))	2.3 (−1.1)	1 (1) 【+1】
F.D.P. (自由民主党)	0.9 (−3.6)	0 【−5】
その他	8.7	0
計		120 (60)

【出典】Statistisches Landesamt des Freistaates Sachsen に基づき著者作成³⁹

-
- 39 Statistisches Landesamt des Freistaates Sachsen, Landtagswahl 2024 -Endgültige Ergebnisse
 Statistisches Landesamt des Freistaates Sachsen, Mandate im 8. Sächsischen Landtag nach der Wahl am 1. September 2024 Endgültiges Ergebnis
- 40 Michael Kretschmer, über mich
 Freistaat Sachsen, Biografie des Ministerpräsidenten, Michael Kretschmer
 Sächsischer Landtag, Abgeordnete, Wahlkreis 58, Görlitz 2
- 41 Spiegel, 18.10.2017, Krise der CDU: Sachsens Ministerpräsident Tillich tritt zurück
 MDR, 20. Oktober 2017, Michael Kretschmer tritt vor die Presse: "Ich will der Ministerpräsident aller Sachsen sein"
 MDR, 18. Oktober 2018, Der Wandel nach dem Rücktritt: Sachsen ohne Tillich: Was hat sich verändert?
- 42 Weitzker (2008)
 FW(Freie Wähler), willkommen
 bpb, Parteien in Deutschland: FREIE WÄHLER
 bpb, Handwörterbuch des politischen Systems, Freie Wähler
- 43 Sächsischer Landtag, Abgeordnete, Jörg Urban, AfD
- 44 ZDF, Doku, Inside Bündnis Wagenknecht, 02 Aufbruch
- 45 MDR, 18. Dezember 2024

図表7.2：2024年ザクセン州議会選について 5 指標の考察

① 現職州首相の強弱→クレッチュマー（Michael Kretschmer）州首相続投	
強い	・クレッチュマーは、1975年、ザクセン州ゲルリッツ（Görlitz）生まれで弱冠13歳でベルリンの壁崩壊を経験、旧東ドイツ CDU 党内たたき上げとしてキャリア構築⁴⁰。 ・1993～2002年まで CDU の青年組織「ザクセン・ニーダーシュレジエン青年同盟（Junge Union Sachsen und Niederschlesien）」州代表。2002年に連邦議会議員。 ・2017年連邦議会選挙での不振で辞任したティリヒ（Stanislaw Tillich）前州首相から禅譲されて州首相⁴¹。クレッチュマー率いる CDU は、すでに前回2019年州議会選挙でも AfD と第1 党争いをして制しており、5 年後の今回も同構図の対決に辛勝。
② 連邦レベルの政党支持反映→2024年時点の連邦レベル信号連立の不人気の結果に反映	
反映大	・SPD と Grüne は共に比例得票率1 桁台に沈みはしたが5 %以上で議席維持。FDP は5 %以下で全滅。2014年州議会選から3 連敗全滅。比例得票率0.9%で泡沫政党化。 ・FW が比例得票率2.3%だったものの、小選挙区で1 議席獲得。FW は、もともと自治体レベル選挙で無党派候補が比例代表制選挙出馬のための共闘枠組みに起源⁴²。2008 年に在来州のバイエルン州議会選で議席初獲得。2009～2010年にかけ政党化。2018年からはバイエルン州で連立に初参画、2021年にはラインラント・プファルツ州議会進出。ザクセン州議会選挙で連邦3 州目かつ旧東ドイツ 5 州で議席初獲得。
③ 多党化と分極化→州議会両極 AfD と BSW 躍進。FW 進出で多党化。州議会に7 党。	
加速	・AfD と BSW の両極2 党躍進。LINKE は分裂の影響で比例得票率5 %割るも小選挙区2 勝による例外規定適用で比例投票率4.5%に応じた議席配分として6 議席を獲得。 ・FW も小選挙区で1 勝し1 議席獲得。ザクセン州議会には7 党進出。連邦議会および連邦構成全16州議会の中で最も多党化の進んだ議会となった。 ・AfD は拒否権保持少数派（Sperrminorität）＝州議会議席数1/3に1 議席不足。場合によってはFW のベルガー（Matthias Berger）議員と連携して行使する可能性。
④ 2 大国民政党間の州首相争い→SPD 衰退。州議選2 回連続で CDU 対 AfD の構図	
C D U 勝 利	・SPD はすでに1999年州議会選挙で PDS（現 LINKE）に抜かれ第3 党に転落。前回2019年州議会選では AfD と Grüne にも抜かれ州議会第5 党にまで衰退。今回2024 年州議会選挙に至っては得票率5 %確保できるか否かが焦点となる程に退潮。 ・現職クレッチュマー州首相と対決したのは、2019年の前回州議会選と同様にザクセン州 AfD 代表のウルバン（Jörg Urban）⁴³。もちろん AfD は他党との連立や単独過半数獲得の見込みが無いため、ウルバンが州首相の見込みは最初からなし。それでも首位争いデッドヒートにより有権者の動員促進、投票率74.4%で前回比8.2%p 増。
⑤ 州議会選前後の連立枠組み→CDU と SPD の2 党連立による少数与党の州政権	
連立組換	・選挙結果からクレッチュマー州首相はこれまでの CDU、SPD、Grüne のケニア連立は議会過半数割れ。しかも AfD を外して議会過半数獲得には BSW と連立が不可欠 ・BSW を主導するヴァーゲンクネヒトは、結党4 日後の2024年1 月12日開催の政治パーティーでの質疑において、潜在的な連立候補を問われクレッチュマー名指し⁴⁴。 ・しかしクレッチュマーは CDU と SPD の2 党連立を選択。連立交渉、連立協約を経て12月18日、州議会で州首相に選出⁴⁵。議会過半数10議席不足の少数与党政権。

【出典】 著者作成

4.4. ブランデンブルク州議会選挙：2 州議会選から 3 週間後の投票行動

第 8 回ブランデンブルク州議会選挙は、2024 年 9 月 1 日のチューリッゲン州とザクセン州の同日州議会選挙から 3 週間後の 9 月 22 日に実施された⁴⁶。その結果は図表 8.1 に示したとおりである。ここでは第 1 党争いを SPD が制して AfD が僅差で第 2 党となった。また新党 BSW がいきなり得票率 2 桁%を獲得し第 3 党に進出し、前回比で投票率が大幅に増加した。図表 8.2 は、ここまで論じた 4 州と同じ 5 指標による分析である。

図表 8.1：2024 年ブランデンブルク州議会選挙（暫定結果）【投票率 72.9%（+11.6）】

政党	比例得票率（%） （前回比）	議席数 （うち小選挙区） 【前回比】
SPD（ドイツ社会民主党）	30.89（+4.70）	32（22）【+7】
AfD（ドイツ・オルタナティブ）	29.23（+5.72）	30（22）【+7】
BSW（ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟）	13.48（+13.48）	14（0）【+14】
CDU（キリスト教民主同盟）	12.10（-3.47）	12（0）【-3】
Grüne/B90（緑の党・90 年同盟）	4.13（-6.65）	0【-10】
DIE LINKE（ザ・レフト）	2.98（-7.74）	0【-10】
FW（Freie Wähler（自由連合））	2.57（-2.48）	0【-5】
F.D.P.（自由民主党）	0.83（-3.25）	0【±0】
その他		0
計		88（44）

【出典】Landeswahlleiter des Landes Brandenburg, Pressemitteilung Nr. 31/2024 vom 22. September 2024 に基づき著者作成⁴⁷

46 bpb, Wahl-O-Mat Brandenburg 2024
Brandenburgische Landeszentrale für politische Bildung, Landtagswahl 2024: Wahlprogramme im Vergleich
SPD Brandenburg, 2024 Regierungsprogramm der SPD Brandenburg
AfD Brandenburg, Regierungsprogramm für Brandenburg
CDU Brandenburg, Unser Regierungsprogramm
Bündnis 90/Die Grünen Brandenburg, Unser Wahlprogramm: Ja zu Klimaschutz, Gerechtigkeit und Demokratie
Die Linke Brandenburg, Landtagswahlprogramm 2024
BSW Brandenburg, Unser Wahlprogramm für die Landtagswahl 2024
BVB/FW, Wahlprogramm zur Landtagswahl 2024
FDP Brandenburg, Wahlprogramm der Freien Demokraten
47 Landeswahlleiter des Landes Brandenburg, Pressemitteilung Nr. 31/2024 vom 22. September 2024

図表8.2：2024年ブランデンブルク州議会選について 5 指標の考察

① 現職州首相の強弱→ヴォイトケ（Dietmar Woidke）州首相続投	
強い	- SPD のヴォイトケ（Dietmar Woidke）州首相は、同じ SPD のシュルツ連邦首相の不人気の影響を回避しつつ、10年超の現職としての実績を評価されて勝利。そもそもブランデンブルク州は、ドイツ再統一から34年経過した2024年時点でヴォイトケが3代目州首相。しかも3人とも SPD であり、SPD の一大拠点⁴⁸。 - ヴォイトケは、1961年生まれで、東ベルリンのフンボルト大学の自然科学者としてベルリンの壁崩壊時には27歳。1993年 SPD 入党、1994年以降ブランデンブルク州議会議員、2004～2013年までプラツェック（Matthias Platzeck）前州首相の内閣で閣僚を歴任。2013年に禪譲され州首相就任、2014、2019、2024と州議選3連勝⁴⁹。
② 連邦レベルの政党支持反映→連邦レベルの SPD 不人気反映せず	
部分的反映	- SPD が善戦した一方、Grüne は得票率前回比2/3近く減少し5%を割り全議席喪失。 - ただし、この結果は第1党争奪戦において AfD の勝利を阻止するための戦略的投票の影響。本来なら Grüne/B90 票の一定数が SPD に結集した限り。 - FDP は、ザクセン州と同じく前々回の2014年州議会選挙で5%を超えられず全議席喪失して以来3連敗、得票率0.83%（前回比－3.25%p）と泡沫政党レベルに惨敗。
③ 多党化と分極化→両極2党躍進で分極化進む一方、州議会進出政党数は6党から4党に減。	
加速	- AfD と BSW の両極2党躍進で、ドイツ政党政治システムが大きく動揺 - 議会進出政党数については、2019年州議会選挙で議席獲得した6党のうち、半数の3党が投票率5%未満で全議席失う。一方で新党 BSW 参入で州議会進出は4党に。 - しかし、州議会進出政党数が減った代償として、AfD が単独で議席数1/3を超え、いわゆる拒否権保持少数派（Sperrminorität）の座を獲得⁵⁰。
④ 2大国民政党間の州首相争い→SPD 常勝。CDU 第4党転落。	
SPD 勝利	SPD が勝利した一方で、対抗する CDU は得票率減。しかも、CDU は2019年州議選で AfD に抜かれ、2024年州議選で BSW にも抜かれて、州議会第4党に転落。
⑤ 州議会選前後の連立枠組み→	
連立組換え	- 州議会選挙前の第3次ヴォイトケ州政権は SPD、CDU、Grüne/B90による3党連立だったが、選挙の結果、Grüne/B90が全滅、SPD と CDU の合計44議席では州議会過半数に1議席不足。SPD と BSW の2党連立なら過半数確保可能で連立交渉開始。 2024年12月11日、州議会がヴォイトケ州首相再選⁵¹。SPD と BSW 連立。BSW は連邦・州レベルを通じて初の連立参加。チューリンゲン州とザクセン州に比較すれば、ブランデンブルク州は2党連立で議会過半数を確保できることと、BSW とのイデオロギー距離は CDU よりも SPD の方が近く、相対的に最も連立樹立気運高い。

【出典】著者作成

48 Brandenburgische Landeszentrale für politische Bildung, Brandenburger Ministerpräsidenten:Über Väter

49 Land Brandenburg, Ministerpräsident Dietmar Woidke, Vita Bundesrat, Mitglieder, Dr. Dietmar Woidke

50 ZDF, MrWissen2go, Die Macht der AfD: Wo sie „mitregiert“ RBB, rbb24, 23.09.2024, Nach der Wahl in Brandenburg: Was bedeutet eine Sperrminorität im Landtag?

51 Landtag Brandenburg, Pressemitteilung 11.Dezember 2024

5. 結論

本稿は、「ベルリンの壁」崩壊から35年を経たドイツの州政治の現状について考察した。特に旧東ドイツ地域の5州は、1949年の建国から75年、安定的に推移してきたドイツ政党政治システムの動揺の最前線となっていることを明らかにした。

1980年代から段階的に進んだドイツ政党政治システムの多党化と分極化は、イギリスのサッチャー政権（1979 - 1990）発のいわゆる NPM の潮流や東西冷戦終結後グローバル化する21世紀のトレンドを反映しつつ進行し、2020年代以降は、極右政党 AfD と BSW の躍進により、今や崩壊の危機に瀕するような分岐点に位置しているといえる。AfD や BSW に集まる支持層の多くの目には、グローバル化する世界においてはもはや実現不可能な1980年代当時の中道右派や左派のような政策選好への郷愁が映し出されていることから、言わば AfD や BSW は古くて新しい勢力としての側面が挙げられる。しかも旧東ドイツ地域の州レベルの政党政治システムは、世界的な潮流に加えてドイツ再統一以来の東西格差等の課題も反映して、ドイツ国内でも最も先鋭化している。図表9は、本稿で論じた新5州において実施された州議会選挙についての論点をまとめたものである。

前章では紙幅の都合で図表として、新5州の最新の州議会選挙について5つの指標で比較した。これをまとめると、以下のとおりの指摘ができる。第1に現職州首相の強弱について、チューリッゲン州を除いて現職の4州首相は州議会第1党争いを防衛する強さをみせた。もちろん AfD の州議会第1党を阻止すべく有権者からの戦略的投票の恩恵も受けた上での成果ではあるが、それでも反極右票の受け皿として信頼に足るだけの実績、例えば新型コロナ危機下を乗り切ったことによる「現職ボーナス」等の実績が評価されたからこそその成果といえよう。チューリッゲン州のラメロウ前州首相についても、LINKE 分裂さえなければ州政権を維持できていた可能性を指摘できる。

図表9：旧東ドイツ地域新5州における州議会選挙の帰結

	現職州首相の強弱	連邦レベルの政党支持反映	多党化と分極化	2大国民政党間の州首相争い	州議会選前後の連立枠組み
ザクセン・アンハルト州	強	○	歯止め	CDU	黒・赤・緑連立 →ドイツ連立 CDU, SPD, FDP
メクレンブルク・フォアポメルン州	強	◎	歯止め	SPD	黒・赤大連立 →赤・赤連立 SPD, LINKE
チューリンゲン州	弱	◎	加速	CDU	赤・赤・緑連立 →ブラックベリー CDU, BSW, SPD
ザクセン州	強	◎	加速	CDU	黒・赤・緑連立 →黒赤少数与党 CDU, SPD
ブランデンブルク州	強	△	加速	SPD	赤・黒・緑連立 →新赤赤連立 SPD, BSW

【出典】 著者作成

第2に、5州いずれも連邦レベルの政党政治からの影響を受けているが、その程度には差がみられる。そもそもドイツの議会制民主主義のダイナミズムは、連邦と各州で政党政治システムを共有することから生み出されている。2021年に実施された2州議会選挙は同年9月の連邦議会選挙との相互作用がみられた。同様に、2024年に実施された3州議会選も2025年州議会選への影響が見込まれており、実際にシュルツ連邦首相による連邦議会選前倒し実施への決定的な引金の一つとなった。ただし、連邦レベルでの政党の支持か不支持が、州レベルの選挙結果に連動し勝ちな一方で、ブランデンブルク州で善戦したSPDのように州ごとの個性もみられる。

第3に、ドイツ政党政治システムの多党化と分極化について、2021年時点ではAfDが一旦退潮したことで政党政治システムの不安定化に歯止めがかかるかと思われたが、2024年の現状はより一層深刻化した。2022年以降のウクライナや中東での戦争が世界に及ぼす経済的・政治的インパクトや

連邦政府の支持率低下に伴う不満や不安の受け皿として AfD は息を吹き返した。2024年州議会選挙の結果、AfD はテューリンゲン州とブランデンブルク州では州議会議席数の1/3を獲得していわゆる「拒否権保持少数派（Sperrminorität）」という立場を手にし、ザクセン州でもこれにあと1議席に迫っている。州議会で2/3以上を必要とする議決に対して制度的拒否権プレイヤーとして政治的影響力を行使しうるのである。本来は議会制民主主義における多様性を保護するシステムである Sperrminorität が、ポピュリストの手で議会制民主主義を機能不全に追い込む武器として悪用される恐れが現実のものとなった。

2024年1月に新党 BSW が結成された際には、AfD に代替する受け皿として AfD から票を引き剥がすことへの期待もあった。しかし、結局のところ AfD の支持率にはたいして影響しなかったばかりか、既成政党への支持が BSW によってさらに浸食されてしまうことになった。2025年連邦議会選の前哨戦として3州の州議会選をみるなら、多党化と分極化に歯止めがかからない現状からは、悲観的な見通ししか立たない。しかし、2021年と2024年でトレンドが反転したように、3州議会選のインパクトが今後のトレンドに少なからず影響を与えるだろう。

第4に、2大国民政党間での州首相争いについて、連邦を構成する16州のうち14州で CDU あるいは SPD いずれかの州首相が務めている。残り2州のうちバイエルン州は CDU 不在州で連邦議会で CDU と統一会派を組む CSU の州首相で、唯一 Grüne の州首相が在来州のバーデン・ヴェルテンベルク州にのみである。しかし、東ドイツ5州のうち3州では、SPD の立ち位置はすでに LINKE に取って代わられており、さらに2024年結党の新党 BSW が LINKE を代替しう程の勢いを示した。これら3州では、2大国民政党のいずれかが中心の連立が相互に政権交代を繰り返すモデルへの回帰は厳しく、バイエルン州の CSU 長期政権のようなモデルに近づいていくと思われる。実際にテューリンゲン州では CDU が10年ぶりに州首相の座を奪還した。

第5に、州議会選後の連立についての文脈である。近年の連邦あるいは州議会では AfD がかなりの議席数を獲得する為、ただでさえ議会過半数を超える連立を組むことが難しくなっており、連邦議会だけでなく多くの州で3党連立が常態化している。さらに2024年の3州議会選が初戦だった新党 BSW は、3州いずれにおいても BSW なしでは議会過半数を超える連立が成立しない状況を獲得した。その結果、ブランデンブルク州では SPD と BSW による議会過半数を確保した連立政権が成立したものの、他2州は少数与党となった。なぜなら、チューリンゲン州では CDU が SPD だけでなく BSW も含めた3党連立を決断したものの、LINKE も連立に加えることを拒んだため、議会過半数に1議席不足した。またザクセン州の CDU は BSW を連立に加えずに SPD との2党連立による少数与党を選択した。これらの成り行きを見極めることで、2025年の連邦議会選挙でも同様の状況になった場合の予見性を高めることになる。

以上、本稿は「ベルリンの壁」崩壊からちょうど35年を経過したドイツの地方自治、とくに旧東ドイツにおける政党政治システムの実相について明らかにした。東ドイツ地域5州は、連邦共和国建国から75年を経て分岐点に差し掛かるドイツ政党政治システムの動揺の最前線であり、ある種の「社会実験」場として機能することで、ドイツ政党政治システム全体としての多様性と強靱性を担保しているといえよう。

【参考文献】 ウェブサイトは2024年10月10日時点

- AfD (Alternative für Deutschland), Björn Höcke
<https://afd-thueringen.de/person/bjoern-hoecke/>
 AfD Brandenburg, Regierungsprogramm für Brandenburg
<https://afd-brandenburg.de/regierungsprogramm-landtagswahl-2024-wahlprogramm/>
 AfD Mecklenburg-Vorpommern, Unser Landtagswahlprogramm 2021
<https://afd-mv.de/landtag-2/>
 AfD Sachsen, Regierungsprogramm Sachsen
<https://afdsachsen.de/regierungsprogramm-sachsen/>
 AfD Sachsen-Anhalt, Das Wahlprogramm 2021
<https://afd-lsa.de/landtagswahl-2021/wahlprogramm/>
 AfD Thüringen, Die 10 Thesen der Landtagswahl Thüringen 2024: Das Wahlprogramm der

AfD Thüringen

<https://thueringen-landtagswahl.de/programm/>

ARD(Arbeitsgemeinschaft der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland), Tagesschau, 22.01.2024, Kundgebungen in Deutschland: Wo überall gegen rechts demonstriert wurde

<https://www.tagesschau.de/inland/demos-gegen-rechts-bilanz-100.html>

ARD, Tagesschau, 28.08.2024, Nach Gespräch mit Merz: Scholz lehnt grundsätzliche Asyländerung ab

<https://www.tagesschau.de/inland/scholz-asylrecht-100.html>

ARD, Wahlen, 02.09.2024, Landtagswahl Sachsen, Wen wählten Jüngere und Ältere?

<https://www.tagesschau.de/wahl/archiv/2024-09-01-LT-DE-SN/umfrage-alter.shtml>

ARD, Wahlen, 02.09.2024, Landtagswahl Thüringen, Wen wählten Jüngere und Ältere?

<https://www.tagesschau.de/wahl/archiv/2024-09-01-LT-DE-TH/umfrage-alter.shtml>

ARD, Wahlen, 22.09.2024, Landtagswahl Brandenburg, Wen wählten Jüngere und Ältere?

<https://www.tagesschau.de/wahl/archiv/2024-09-22-LT-DE-BB/umfrage-alter.shtml>

Berliner Morgenpost, 13.09.2024, Sahra Wagenknecht: Ehemann, Beruf, Partei - Der Überblick
<https://www.morgenpost.de/politik/article405081885/sahra-wagenknecht-wohnort-beruf-politik-wichtige-infos.html>

Bodo Ramelow, über mich, Biografie

<https://www.jindai.ac.jp/portal-current.html>

bpb (Bundeszentrale für politische Bildung), Aus Politik und Zeitgesichte (APuZ), "Wir schaffen das"

<https://www.bpb.de/shop/zeitschriften/apuz/312839/wir-schaffen-das/>

bpb, Handwörterbuch des politischen Systems, Freie Wähler

<https://www.bpb.de/kurz-knapp/lexika/handwoerterbuch-politisches-system/202024/freie-waehler/>

bpb, Parteien in Deutschland: FREIE WÄHLER

<https://www.bpb.de/themen/parteien/parteien-in-deutschland/kleinparteien/135181/freie-waehler/bpb, Querdenker>

<https://www.bpb.de/themen/rechtsextremismus/dossier-rechtsextremismus/516449/querdenker/bpb, Volt Deutschland>

<https://www.bpb.de/themen/parteien/parteien-in-deutschland/kleinparteien/326953/volt-deutschland/>

bpb, Wahl-O-Mat Brandenburg 2024

<https://www.bpb.de/themen/wahl-o-mat/brandenburg-2024/>

bpb, Wahl-O-Mat Bundestagswahl 2021

<https://www.bpb.de/themen/wahl-o-mat/bundestagswahl-2021/>

bpb, Wahl-O-Mat Mecklenburg-Vorpommern 2021

<https://www.bpb.de/themen/wahl-o-mat/mecklenburg-vorpommern-2021/>

bpb, Wahl-O-Mat Europawahl 2024

<https://www.bpb.de/themen/wahl-o-mat/europa-2024/>

bpb, Wahl-O-Mat Sachsen 2024

<https://www.bpb.de/themen/wahl-o-mat/sachsen-2024/>

bpb, Wahl-O-Mat Sachsen-Anhalt 2021

<https://www.bpb.de/themen/wahl-o-mat/sachsen-anhalt-2021/>

bpb, Wahl-O-Mat Thüringen 2024

<https://www.bpb.de/themen/wahl-o-mat/thueringen-2024/>

Brandenburgische Landeszentrale für politische Bildung, Brandenburger Ministerpräsidenten: über Väter

<https://www.politische-bildung-brandenburg.de/themen/so-ist-brandenburg/brandenburger-ministerpraesidenten>

Brandenburgische Landeszentrale für politische Bildung, Landtagswahl 2024: Wahlprogramme im Vergleich

<https://www.politische-bildung-brandenburg.de/landtagswahl-2024-wahlprogramme-im-vergleich>

BSW (Bündnis Sahra Wagenknecht) Brandenburg, Unser Wahlprogramm für die Landtagswahl 2024

<https://bb.bsw-vg.de/>

BSW Sachsen, Wahlprogramm 2024

<https://sn.bsw-vg.de/>

BSW Thüringen, BSW-Landtags wahlprogramm für Thüringen

<https://bsw-th.de/programm/>

Bundesamt für Verfassungsschutz (BfV), (18.Juni.2024) Verfassungsschutzbericht 2023 , S.113

https://www.verfassungsschutz.de/SharedDocs/publikationen/DE/verfassungsschutzberichte/2024-06-18-verfassungsschutzbericht-2023.pdf?__blob=publicationFile&v=17

Bundesarchiv, Lemo(Lebendiges Museum Online), Oskar Lafontaine geb.1943

<https://www.hdg.de/lemo/biografie/oskar-lafontaine.html>

Bundesrat, Mitglieder, Dr. Dietmar Woidke

<https://www.bundesrat.de/SharedDocs/personen/DE/laender/bb/woidke-dietmar.html>

Bundesrat, Mitglieder, Dr. Reiner Haseloff | CDU

<https://www.bundesrat.de/SharedDocs/personen/DE/laender/st/haseloff-reiner.html>

Bundeswahlleiterin, Europawahl 2024, Ergebnisse

<https://www.bundeswahlleiterin.de/europawahlen/2024/ergebnisse.html>

Bundeswahlleiterin, Europawahl 2024, Pressemitteilung Nr. 40/24 vom 10. Juni 2024

https://bundeswahlleiterin.de/info/presse/mitteilungen/europawahl-2024/40_24_vorlaeufiges-ergebnis.html

Bündnis 90/Die Grünen Brandenburg, Unser Wahlprogramm: Ja zu Klimaschutz, Gerechtigkeit und Demokratie

<https://gruene-brandenburg.de/programm2024>

Bündnis 90/Die Grünen Mecklenburg-Vorpommern, Wahlprogramm 2021

https://gruene-mv.de/wp-content/uploads/sites/2/2022/05/210721_Wahlprogramm_LTW_21_final.pdf

Bündnis 90/Die Grünen Sachsen, UNSER WAHLPROGRAMM ZUR LANDTAGSWAHL 2024

<https://www.gruene-sachsen.de/programm-zur-landtagswahl-2024/>

Bündnis 90/Die Grünen Sachsen-Anhalt, Unser Grünes Programm für Sachsen-Anhalt 2021

<https://www.gruene-lsa.de/landtagswahl-2021/programm/>

Bündnis 90/Die Grünen Thüringen, Thüringen im Herzen: Zukunft im Blick

<https://gruene-thueringen.de/wahlprogramm/>

Butterwegge, Christoph., Gudrun Hentges und Gerd Wiegel (2019), *Rechtspopulisten im Parlament: Polemik, Agitation und Propaganda der AfD*, Westend Verlag, Frankfurt/Main

BVB/FW, Wahlprogramm zur Landtagswahl 2024
<https://bvb-fw.de/wp-content/uploads/2024/05/2024-BVB-FW-Wahlprogramm-A4-interaktiv.pdf>

BVG(Bundesverfassungsgericht), Pressemitteilung Nr. 70/2011 vom 9. November 2011, Fünf-Prozent-Sperrklausel im Europawahlrecht verfassungswidrig
<https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2011/bvg11-070.html>

CDU Brandenburg, Unser Regierungsprogramm
<https://www.cdu-brandenburg.de/170-regierungsprogramm>
CDU die sächsische Union, Regierungsprogramm
<https://www.weilesumsachsengeht.de/>
CDU Thüringen, Bereit für Verantwortung. Unser Thüringen-Plan.
<https://cduth.de/regierungsprogramm>

CORRECTIV: Recherchen für die Gesellschaft, Neue Rechte: Geheimplan gegen Deutschland
<https://correctiv.org/aktuelles/neue-rechte/2024/01/10/geheimplan-remigration-vertreibung-afd-rechtsextreme-november-treffen/>

Debes, Martin.(2024), *Deutschland der Extreme: Wie Thueringen die Demokratie herausfordert*, Christoph Links Verlag

Der Beauftragte der Bundesregierung für Ostdeutschland, September 2024, Bericht 2024: Ost und West. Frei, vereint und unvollkommen.
<https://www.publikationen-bundesregierung.de/resource/blob/2277952/2310968/34e86346b0ef75cd501c5890e4ae8515/zum-stand-der-deutschen-einheit-2024-download-bkamt-data.pdf?download=1>

Deutscher Bundestag, Abgeordnete, Dr. Sahra Wagenknecht, Gruppe BSW
https://www.bundestag.de/abgeordnete/biografien/W/wagenknecht_sahra-858202

die Basis, Wer ist die Partei die Basis?
<https://diebasis-partei.de/>

Die Linke Brandenburg, Landtagswahlprogramm 2024
<https://wahlprogramm.dielinke-brandenburg.de/>
Die Linke Mecklenburg-Vorpommern, Zukunftsprogramm für Mecklenburg-Vorpommern zur Landtagswahl am 26. September 2021
<https://www.originalsozial.de/wahlen-2021/landtagswahl/wahlprogramm/>
Die Linke Sachsen, Landtagswahl 2024
<https://www.dielinke-sachsen.de/wahlen/landtagswahl-2024/>
Die Linke Sachsen-Anhalt, Wahlprogramm für die Landtagswahl in Sachsen-Anhalt am 6. Juni 2021
https://www.dielinke-sachsen-anhalt.de/fileadmin/aaa_download_lsa/Landtagswahl_2021/Wahlprogramm/753310_LINKE-SXA_LTW21_LWP_A5_210419a.pdf

Die Linke Thüringen, Regierungsprogramm 2024-2029
<https://regierungsprogramm.die-linke-th.de/>

Faz(Frankfurter Allgemeine), 24.01.2024, Partei der Ehefrau: Oskar Lafontaine ist Mitglied im "Bündnis Sahra Wagenknecht"
<https://www.faz.net/aktuell/politik/inland/oskar-lafontaine-ist-mitglied-im-buendnis-sahra-wagenknecht-19472072.html>

FDP Brandenburg, Wahlprogramm der Freien Demokraten
<https://fdp-brandenburg.de/landtagswahl-2024/wahlprogramm/>
FDP Mecklenburg-Vorpommern, Wahlprogramm zur Landtagswahl 2021
https://www.fdp-mv.de/sites/default/files/2021-08/Wahlprogramm_FDPMV_Landtagswahl_2021_0.pdf
FDP Sachsen, Landtagswahl 2024
<https://sachsen.freie-demokraten.de/landtagswahl-2024>
FDP Sachsen-Anhalt, Wahlprogramm der Freien Demokraten Sachsen-Anhalt zur Landtagswahl 2021
<https://home.fdp-lsa.de/wahlprogramm-2021/>
FDP Thüringen, Das Programm zur Landtagswahl 2024
<https://www.fuer-thueringen.de/programm/>

Freistaat Sachsen, Biografie des Ministerpräsidenten, Michael Kretschmer
<https://www.ministerpraesident.sachsen.de/biografie-des-ministerpraesidenten-3407.html>

Freistaat Thüringen, Geschäftsführender Ministerpräsident des Freistaats Thüringen
<https://thueringen.de/ministerpraesident>

Friday for Future Berlin, 18. Januar 2024, breites Bündnis demonstriert am 21.01.2024 um 16:00 Uhr vor dem Bundestag gegen die AfD und für eine wehrhafte Demokratie
<https://fridaysforfuture.berlin/breites-buendnis-demonstriert-am-21-01-2024-um-1600-uhr-vor-dem-bundestag-gegen-die-afd-und-fuer-eine-wehrhafte-demokratie/>

Friedrich Ebert Stiftung, Landtagswahlprogramme der SPD Sachsen-Anhalt 2021
https://library.fes.de/pdf-files/bibliothek/ltw-programme/ltw2021-wahlprogramm_7884295.pdf

FW (Freie Wähler), willkommen
<https://www.freiewaehler.eu/?details1=willkommen>
FW Sachsen, Wahlprogramm zur Landtagswahl 2024
<https://fwsachsen.de/index-wahlprogramm2024>
Gammelin, Cerstin (2021), *Die Unterschätzen: Wie der Osten die deutsche Politik bestimmt*, Econ, Berlin

Holtkamp, Lars (2018), *Der Parteienstreit: Probleme und Reformen der Parteiendemokratie*, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden

Journal21.ch, 18. September 2019, „Die schöne Sahra“ im Ruhestand
<https://www.journal21.ch/artikel/die-schoene-sahra-im-ruhestand>

Katz, Richard S.(Hrs.),(1994). *How Parties Organize*, SAGE Publications, London

Katz, Richard S. und Peter Mair (2018), *Democracy and the Centralization of Political Parties*, Oxford University Press, Oxford

Konrad Adenauer Stiftung, CDU Mecklenburg-Vorpommern, Wahlprogramm 2021: "Zusammen. Zu neuer Stärke."

https://www.kas.de/documents/291599/12884283/2021+CDU+MV_LTW_Wahlprogramm_Zusammen+zu+neuer+St%C3%A4rke.pdf/009e21b7-488e-11cb-c226-828cb0d57454?t=1655301850165

Konrad Adenauer Stiftung, Regierungsprogramm der CDU Sachsen-Anhalt zur Landtagswahl am 06. Juni 2021: "Unsere Heimat. Unsere Verantwortung."

https://www.kas.de/documents/291599/12884283/2021+CDU+ST_LTW_Regierungsprogramm_Unser+Heimat+unsere+Verantwortung.pdf/b70a04b0-6e98-9ee2-a855-7e61617f46f5?t=1655301851638

Lafontaine, Oskar (1999), *Das Herz schlägt links*, Econ Verlag, München

Land Brandenburg, Ministerpräsident Dietmar Woidke, Vita

<https://www.brandenburg.de/cms/detail.php/bb1.c.476536.de>

Landesamt für innere Verwaltung; Der Landeswahlleiter, Landtagswahl am 26. September 2021 in Mecklenburg-Vorpommern

<https://www.laiv-mv.de/Wahlen/Landtagswahlen/2021/Ergebnisse/>

Landeswahlleiter des Landes Brandenburg, Pressemitteilung Nr. 31/2024 vom 22. September 2024

https://wahlen.brandenburg.de/sixcms/media.php/9/PM_31_%202024%20Vorl%C3%A4ufiges%20amtliches%20Ergebnis%20LTW%202024.4512340.pdf

Landeswahlleiter für Berlin, Endgültiges Ergebnis des Landeswahlleiters für die Teilweise Wiederholung der Bundestagswahl am 11. Februar 2024

<https://www.berlin.de/wahlen/wahlen/bundestagswahl-2024/ergebnisse/artikel.1415413.php>

Land Mecklenburg-Vorpommern, Manuela Schwesig - Ministerpräsidentin

<https://www.regierung-mv.de/Landesregierung/stk/Ministerpraesidentin>

Land Mecklenburg-Vorpommern, Statistisches Amt (2022), *Statistische Hefte Wahlen 2021, Wahl zum Landtag von Mecklenburg-Vorpommern am 26. September 2021 Endgültiges Ergebnis*

Land Sachsen-Anhalt, Die Landeswahlleiterin, Statistisches Landesamt Sachsen-Anhalt, Wahl des 8. Landtages von Sachsen-Anhalt am 9. Juni 2021, Endgültiges Ergebnis

<https://wahlergebnisse.sachsen-anhalt.de/wahlen/lt21/erg/kreis/lt.15.ergtab.php>

Land Sachsen-Anhalt, Die Landeswahlleiterin, Statistisches Landesamt Sachsen-Anhalt, Wahl des 8. Landtages von Sachsen-Anhalt am 9. Juni 2021, Wahlbeteiligung bei Landtagswahlen im Laufe des Wahltages in % Druckversion

<https://wahlergebnisse.sachsen-anhalt.de/wahlen/lt21/erg/wbet/lt.wbet.php>

Land Sachsen-Anhalt, Vita Reiner Haseloff

https://www.sachsen-anhalt.de/fileadmin/Bibliothek/Politik_und_Verwaltung/StK/MP/Dokumente/Vita_Haseloff_2016.pdf

Landtag von Sachsen-Anhalt, Dr. Reiner Haseloff (CDU)

<https://www.landtag.sachsen-anhalt.de/landtag/abgeordnete/abgeordnetensuche/biografien/abgeordneter/reiner-haseloff/8-wahlperiode>

Landtag Brandenburg, Pressemitteilung 11.Dezember 2024, Landtag wählt Dr. Dietmar Woidke zum Ministerpräsidenten des Landes Brandenburg
https://www.landtag.brandenburg.de/media_fast/6/PM_166_Wahl%20und%20Vereidigung%20Ministerp%C3%A4sident.pdf

MDR (Mitteldeutsche Rundfunk), 20. Oktober 2017, Michael Kretschmer tritt vor die Presse: "Ich will der Ministerpräsident aller Sachsen sein"

https://www.mdr.de/nachrichten/sachsen/politik/tillich-nachfolge-pk-kretschmer-100_cpage-21_letter-D_zc-59b7dcd3.html

MDR, 18. Oktober 2018, Der Wandel nach dem Rücktritt: Sachsen ohne Tillich: Was hat sich verändert?

<https://www.mdr.de/nachrichten/sachsen/politik/tillich-ruecktritt-ein-jahr-danach-100.html>

MDR, 09. November 2022, Bornholmer Straße-Der Mauerfall: Eine Rekonstruktion

<https://www.mdr.de/geschichte/ddr/mauer-grenze/bornholmer-strasse-berlin-mauerfall-100.html>

MDR, 15. Mai 2024, Analyse: "Sie sind ein Mann, der weiß, was er sagt": Höcke wegen NS-Spruch verurteilt

<https://www.mdr.de/nachrichten/deutschland/hoecke-urteil-gericht-geldstrafe-afd-100.html>

MDR, 02. Juli 2024, Zweiter Prozess: Wegen NS-Parole: AfD-Politiker Höcke wieder zu Geldstrafe verurteilt

<https://www.mdr.de/nachrichten/deutschland/politik/hoecke-prozess-urteil-afd-ns-parole-halle-102.html>

MDR, 03. September 2024, Landtagswahl: Analyse: Was die Sperrminorität der AfD für Thüringen bedeutet

<https://www.mdr.de/nachrichten/thueringen/landtagswahl/sperrminoraeta-afd-100.html>

MDR, 16. September 2024, Extrem rechts mit Ansage

<https://www.tagesschau.de/inland/innenpolitik/landtagswahl-brandenburg-afd-100.html>

MDR, 18. Dezember 2024, Michael Kretschmer im zweiten Wahlgang als Ministerpräsident wiedergewählt

<https://www.mdr.de/nachrichten/sachsen/politik/landtagswahl/ministerpraesident-wahl-kretschmer-ergebnis-100.html>

Michael Kretschmer, über mich

<https://www.michaelkretschmer.de/vita>

Oververwaltungsgericht für das Land Nordrhein-Westfalen, 16.Sep.2024, OVG hilft Beschwerde der AfD über Nichtzulassung der Revision nicht ab

https://www.ovg.nrw.de/behoerde/presse/pressemitteilungen/46_240916/index.php

RBB (Rundfunk Berlin-Brandenburg), rbb24, 23.09.2024, Nach der Wahl in Brandenburg: Was bedeutet eine Sperrminorität im Landtag?

<https://www.rbb24.de/politik/wahl/Landtagswahl/2024/brandenburg-landtag-sperrminoraeta-afd-landesverfassung-zwei-drittel-mehrheit.html>

RBB, 01.Feb.25, AfD-Jugendorganisation JA löst sich Ende März auf

<https://www.rbb24.de/politik/beitrag/2025/02/afd-bundeskongress-beschluss-aufloesung-ja-31-maerz.html>

Reiner Haseloff, Das ist meine Geschichte
<https://reiner-haseloff.de/das-ist-meine-geschichte/>

Sächsischer Landtag, Abgeordnete, Jörg Urban, AfD
<https://www.landtag.sachsen.de/de/abgeordnete/abgeordnetensuche/abgeordneter/1063>
Sächsischer Landtag, Abgeordnete, Wahlkreis 58, Görlitz 2
<https://www.landtag.sachsen.de/de/abgeordnete/abgeordnetensuche/suche-nach-wahlkreisen>

Sahra Wagenknecht, über mich, Kurzbiographie
<https://www.sahra-wagenknecht.de/de/topic/12.ueber-mich.html>

Schneider, Christian (2019), *Sahra Wagenknecht. Die Biografie*, Campus Verlag, Frankfurt/New York,

SPD Brandenburg, 2024 Regierungsprogramm der SPD Brandenburg
<https://spd-brandenburg.de/wp-content/uploads/sites/111/2024/06/Regierungsprogramm-SPD-Brandenburg-2024-FINAL.pdf>
SPD Mecklenburg-Vorpommern, Programm der SPD Mecklenburg-Vorpommern zur Landtagswahl 2021
<https://spd-mv.de/meldungen/das-programm-zur-landtagswahl-wurde-beschlossen>
SPD Sachsen, Landtagswahl am 1. September
<https://sachsenspd.de/wahlen-2024/>
SPD Thüringen, Regierungsprogramm der SPD Thüringen zur Landtagswahl
<https://www.spd-thueringen.de/wp-content/uploads/Regierungsprogramm-2024.pdf>

Spiegel, 18.10.2017, Krise der CDU: Sachsens Ministerpräsident Tillich tritt zurück
<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/sachsen-stanislaw-tillich-tritt-als-ministerpraesident-zurueck-a-1173567.html>
Spiegel, 02.10.2024, Ü60-Stimmen gegen rechts: Besten Dank an die Boomer!
<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/wahlen-in-deutschland-und-oesterreich-ue60-stimmen-gegen-rechts-a-02a8fea2-1194-4e3f-bbed-a9ec076fad0>
Spiegel, 06.09.2024, Sahra Wagenknecht und ihr BSW, aus DER SPIEGEL 37/2024
<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/sahra-wagenknecht-und-ihr-bsw-wie-sie-das-parteiensystem-im-osten-sprengt-a-876faa40-d9fa-483a-b3fa-ac73854a10e6>
Spiegel, 24.09.2024, Wagenknechts Millionenspender sprechen erstmals im TV
<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/buendnis-sahra-wagenknecht-millionenspender-sprechen-erstmals-im-tv-a-a9f65e3f-23e8-4bb0-88cc-3e3c41c1b06d>
Spiegel, 10.10.2024, Sondierungsgespräche in Thüringen: Eklat um Sahra Wagenknechts Bedingungen
<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/thueringen-cdu-bsw-und-spd-koennen-sich-zunaechst-nicht-auf-wagenknechts-forderungen-zu-krieg-und-frieden-einigen-a-66d2c824-10dd-4e7d-bdcf-d90487698a56>

Statista (2024.06) Status der Landesverbände der AfD zur Prüfung durch die Behörden des Verfassungsschutzes der Länder bis 2023
<https://de.statista.com/statistik/daten/studie/1428143/umfrage/status-der-landesverbaende-der-afd-zur-pruefung-durch-den-verfassungsschutz/>

Statistisches Landesamt des Freistaates Sachsen, Mandate im 8. Sächsischen Landtag nach der

Wahl am 1. September 2024 Endgültiges Ergebnis

https://wahlen.sachsen.de/download/Landtag/statistik-sachsen_Mandate_endgueltig_LW24.pdf

Statistisches Landesamt des Freistaates Sachsen, Landtagswahl 2024 -Endgültige Ergebnisse

<https://wahlen.sachsen.de/landtagswahl-2024-wahlergebnisse.php>

Taz (Die Tageszeitung), 29.09.2019, "Faschist"-Urteil zu AfDler Höcke

<https://taz.de/Faschist-Urteil-zu-AfDler-Hoecke/!5625346/>

Taz, 24. 08. 2024, Die Wahrheit: Sprossen vom Genossen

<https://taz.de/Die-Wahrheit/!6029430/>

Thüringer Landesamt für Statistik, Landtagswahl 2024 in Thüringen - endgültiges Ergebnis

<https://wahlen.thueringen.de/datenbank/wahl1/wahl.asp?wahlart=LW&wJahr=2024&zeigeErg=Land>

Thüringer Landesamt für Statistik, Landtagswahl 2024 in Thüringen - endgültiges Ergebnis, Wahlkreis 040 Greiz II

Thüringer Landtag, Björn Hecke

<https://www.thueringer-landtag.de/abgeordnete/abgeordnete-fraktionen-sitzordnung/abgeordnetendetails/abgeordneter/bjoern-hoecke/>

Thüringer Landtag, Bodo Ramelow

<https://www.thueringer-landtag.de/abgeordnete/abgeordnete-fraktionen-sitzordnung/abgeordnetendetails/abgeordneter/bodo-ramelow/>

Thüringer Landtag;12.12.2024, Thüringer Ministerpräsident gewählt

<https://www.thueringer-landtag.de/presse/pressemitteilungen/2024/thueringer-ministerpraesident-gewaehlt/>

Thüringer Landtag;13.12.2024, Thüringer Kabinett vereidigt

<https://www.thueringer-landtag.de/presse/pressemitteilungen/2024/thueringer-kabinett-vereidigt/>

Volt Deutschland

<https://voltdeutschland.org/>

Wagenknecht, Sahra (2021), *Die Selbstgerechten: Mein Gegenprogramm - für Gemeinsinn und Zusammenhalt*, Campus Verlag, Frankfurt/New York

WDR Doku, Messerangriff von Solingen: Wie es dazu kam

<https://www.youtube.com/watch?v=soMEbjpFwI>

Weitzker, Florian.,(2008), Die Freien Wähler in Deutschland: Geschichte-Struktur-Leitlinien, Konrad Adenauer Stiftung e.V., Sankt Augustin/Berlin

ZDF, Doku, Inside Bündnis Wagenknecht

<https://www.zdf.de/dokumentation/inside-buendnis-wagenknecht>

ZDF frontal, Becoming Höcke, Björn Höcke: Vom Geschichtslehrer zum rechtsextremen Politiker

<https://www.zdf.de/politik/frontal/bjoern-hoecke-vom-geschichtslehrer-zum-rechtsextremen->

afd-politiker-thueringen-100.html

ZDF heute, 27.08.2024, Tote nach Messerattacke: Alle News zum Angriff in Solingen
<https://www.zdf.de/nachrichten/panorama/kriminalitaet/solingen-messer-attacke-aktuell-100.html>

ZDF, MrWissen2go, Warum so viele Jüngere AfD gewählt haben

<https://www.youtube.com/watch?v=Uc0pYNOWqN8>

ZDF, MrWissen2go, Die Macht der AfD: Wo sie "mitregiert"

<https://www.youtube.com/watch?v=2VyID0MpxuQ>

Zeit, Björn Höcke: Thüringer AfD-Vorsitzender

<https://www.zeit.de/thema/bjoern-hoecke>

寺迫剛(2010)「ドイツ政党政治の枠組みにおける DIE LINKE の定着」『早稲田政治公法研究』第94号、早稲田大学大学院政治学研究科、77-97頁

寺迫剛(2013)「反ユーロ政党 AfD は23年目の皮肉なりうるかー揺らぐドイツのヨーロッパ政策および日本との対比」『季刊行政管理研究』第142号、55-64頁

寺迫剛(2021)「ドイツ、チューリンゲン州における中層官庁の制度発展ーTLVwA は生き残れるかー」『秋田法学』第62号、61-89頁

寺迫剛(2022)「2021年議会選挙から連立政権発足に至るメカニズムにみるドイツと日本の共通性と対照性」『秋田法学』第63号、111-133頁

寺迫剛(2023)「ドイツ信号連立政権のデジタル化政策と推進体制にみる新規性と継続性」『秋田法学』第64号、49-73頁

寺迫剛(2024a.02.16)「国政選挙はやり直せるかー原則と現実の両立ー」？ー『行政管理研究センターメールマガジン』第403号

<https://researchmap.jp/terasako/misc/45629397>

寺迫剛(2024b.07.15)「欧州議会選挙2024ードイツの若者も右を向いたか？ー」『行政管理研究センターメールマガジン』第411号

<https://researchmap.jp/terasako/misc/46984643>

寺迫剛(2024c.09.20)「旧東ドイツ地域2州の州議会選挙の衝撃：極右政党勝利の一方でほくそ笑む左派新党女性党首」？ー『行政管理研究センターメールマガジン』第416号

<https://researchmap.jp/terasako/misc/47958908>

寺迫剛(2024d.10.04)「テレ朝「報道ステーション」のブランデンブルク州議会選の特集報道では伝えきれていない実情」『行政管理研究センターメールマガジン』第417号

<https://researchmap.jp/terasako/misc/48159822>

実行の着手について

岡 崎 頌 平

I

2025年1月21日付の秋田魁新報は、「県警は、県内にある全コンビニエンスストア約440店に『コンビニポリス』を配置する取り組みを進めている。担当警察官が定期的に店を訪れて防犯指導をしたり、店員からの相談に応じたりすることで強盗や特殊詐欺などの犯罪抑止につなげていきたい考えだ。」¹と報じた。このコンビニポリスという取り組みは、各店舗に近隣の交番と警察署から1人ずつの計2名を担当者として割り振り、強盗への対処法の指導、特殊詐欺の手口の説明、電子マネー購入目的での来店者への声かけ、店員からの不審者情報・トラブルの聞き取りなどを行うものとされる²。

上述の記事によれば、秋田県内でも特殊詐欺に関連して、犯人グループにだまされた被害者がコンビニエンスストアで電子マネーを購入し、利用に必要な番号を相手に知らせてしまう事例が続発するなど、2024年の1年間では特殊詐欺やSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺の被害にあった件数が28件、被害額が652万7000円となったとされる。このような被害がある一方で、店員の声かけなどによって、被害を防いだケースも36件、337万

-
- 1 「県警 強盗、特殊詐欺など犯罪抑止へ」『秋田魁新報』2025年1月21日朝刊、27面。
 - 2 同上。なお、「北斗星」『秋田魁新報』2025年1月23日朝刊、1面によれば、このような取り組みは、「全国では5年ほど前から取り入れている例がある」とされる。

1300円分の被害を防ぐことができたとも述べられていた。³

以上のような状況に鑑みると、コンビニボリスによって、同様の被害のさらなる防止だけでなく、日々変わっていく特殊詐欺の手口について警察から定期的に直接指導が受けられるといった大きなメリットがあるように思われ、今後全国にその輪が広がっていくことが期待される⁴。

さて、特殊詐欺をめぐる秋田県の新しい取り組みについて紹介したところからも明らかであるように、依然として特殊詐欺については日本社会が抱える大きな問題である⁵。このような社会状況に触発されてか⁶、近時の

3 本段落全体について同上参照。

4 もっとも、こうした取り組みの存在はコンビニエンスストアに求められる社会的役割の多様性を示すとともに、そこで働く従業員の方々が犯罪に遭遇するリスクに日々さらされているということも示している（もちろん、普段何気なくそこを利用している市民にとってもリスクは0ではないが）。誰にとっても安心安全なコンビニエンスストアの確立は安心安全な社会の達成にとって急を要する課題であると思われる。

5 令和6年版犯罪白書によると、「刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万3,739件にまで達した後、15年以降は減少に転じ、27年から令和3年までは戦後最少を更新していたが、4年は20年ぶりに増加し、5年も引き続き増加して70万3,351件（前年比10万2,020件（17.0%）増）であった。」とされ（同書3頁参照）、その背景には窃盗と詐欺の認知件数の増加があるようである（同書7頁参照）。この窃盗と詐欺については特殊詐欺に関係する手口が含まれており、特殊詐欺自体の認知件数は令和5年で19,038件となっている。過去3年間では、認知件数・検挙件数・被害総額ともに、毎年増加傾向にある。以上については、同書18～20頁参照。

6 後述する最高裁平成30年3月22日第一小法廷判決に関する、和田俊憲「判批」平成30年度重要判例解説（ジュリスト臨増1531号・2019年）151頁は、「原判決のように交付の要求を必須と解して犯罪の成立時期を遅らせると、特殊詐欺の事案における警察活動（未遂犯の成立に基づき介入して既遂を防ぐこと等）が窮屈になるから、原判決を否定した本判決は、この種の事案に刑事司法が早く強く対応する意思を示すものであるということができる。」とする。また、高橋則夫「実行行為とは何か」研修874号（2021年）13頁注21も、「特殊詐欺の処罰のために、判例・学説とも実行の着手時期を早めている傾向にあるが、それが早くなりすぎないかという検討がつねに必要なのである。」とされ、本稿の問題意識もまさにこの点にある。

特殊詐欺をめぐる判例を見ると、従来とは異なった判断が相次いでいるように思われる。また、これに呼応するように、学説においても、実行の着手をめぐる議論が近時活発になっている。本稿は、こうした状況に鑑みて、改めて実行の着手について若干の検討を加えるものである。

II

まず、特殊詐欺をめぐる判例の状況を概観する。

① 最高裁平成30年3月22日第一小法廷判決（刑集72巻1号82頁）

本判決は、特殊詐欺にかかる詐欺罪の実行の着手について初めて最高裁が判断を示したものである。事案は、「被告人は、警察官になりすまし、被害者（当時69歳）から現金をだまし取ろうと考え、氏名不詳者らと共謀の上、被害者が、平成28年6月8日、同人の甥になりすました者に、仕事の関係で現金を至急必要としている旨嘘を言われて、その旨誤信し、同人の勤務する会社の系列社員になりすました者に、現金100万円を交付したことに乗じ、あらかじめ被害者に預金口座から現金を払い戻させた上で、同人から同現金の交付を受ける意図の下、同月9日午前11時20分頃から同日午後1時38分頃までの間、氏名不詳者らが、複数回にわたり、被害者方に電話をかけ、『昨日、駅の所で、不審な男を捕まえたんですが、その犯人が被害者の名前を言っています。』『昨日、詐欺の被害に遭っていないですか。』『口座にはまだどのくらいの金額が残っているんですか。』『銀行に今すぐ行って全部下ろした方がいいですよ。』『前日の100万円を取り返すので協力してほしい。』『僕、向かいますから。』『2時前には到着できるよう僕の方で態勢整えますので。』などと嘘を言い、被害者を、電話の相手が警察官であり、その指示に従う必要がある旨誤信させ、被害者に預金口座から預金の払戻しをさせた後、同日午後1時38分頃、警察官になりすました被告人が、被害者から現金の交付を受けようとしたが、同人方付近で警戒中の警察官に発見されて逮捕されたため、その目的を遂げなかった。」というものである。第1審は、このような事実に対して詐欺未遂罪の成立

を認めた（懲役2年4月）。被告人は、この判決に対して量刑不当を理由に控訴したが、第2審が以下のように述べて、第1審判決を破棄して被告人を無罪とした。すなわち、「刑法246条1項という人を欺く行為とは、財物の交付に向けて人を錯誤に陥らせる行為をいうものと解される。被害者に対し警察官を装って預金を現金化するよう説得する行為は、財物の交付に向けた準備行為を促す行為であるものの、被害者に対し下ろした現金の交付まで求めるものではなく、詐欺罪にいう人を欺く行為とはいえ、詐欺被害の現実的、具体的な危険を発生させる行為とは認められない。第1審判決が認定した犯罪事実には、現金の交付という財物の交付に向けてなされた犯人の欺罔行為が記載されたと解し得るものがない点において、理由不備の違法がある。」。この原判決に対して、検察官が上告し、最高裁は次のように述べて、原判決を破棄して控訴を棄却し、第1審判決を是認した。すなわち、「…このように段階を踏んで嘘を重ねながら現金を交付させるための犯行計画の下において述べられた本件嘘には、預金口座から現金を下ろして被害者宅に移動させることを求める趣旨の文言や、間もなく警察官が被害者宅を訪問することを予告する文言といった、被害者に現金の交付を求める行為に直接つながる嘘が含まれており、既に100万円の詐欺被害に遭っていた被害者に対し、本件嘘を真実であると誤信させることは、被害者において、間もなく被害者宅を訪問しようとしていた被告人の求めに応じて即座に現金を交付してしまう危険性を著しく高めるものといえる。このような事実関係の下においては、本件嘘を一連のものとして被害者に対して述べた段階において、被害者に現金の交付を求める文言を述べていないとしても、詐欺罪の実行の着手があったと認められる。」。なお、本判決には山口厚裁判官の補足意見が付されているので、あわせて引用する。すなわち、「本件では、預金口座から現金を下ろすように求める1回目の電話があり、現金が被害者宅に移動した後に、間もなく警察官が被害者宅を訪問することを予告する2回目の電話が行われている。このように、本件では、警察官になりすました被告人が被害者宅において現金の交付を

求めることが計画され、その段階で詐欺の実行行為としての『人を欺く行為』がなされることが予定されているが、警察官の訪問を予告する上記2回目の電話により、その行為に『密接』な行為が行われていると解することができる。また、前日詐欺被害にあった被害者が本件の一連の嘘により欺かれて現金を交付する危険性は、上記2回目の電話により著しく高まったものと認められる。こうして、預金口座から下ろした現金の被害者宅への移動を挟んで2回の電話が一連のものとして行われた本件事案においては、1回目の電話の時点で未遂罪が成立し得るかどうかはともかく、2回目の電話によって、詐欺の実行行為に密接な行為がなされたと明らかにいえ、詐欺未遂罪の成立を肯定することができる と解されるのである。」。

② 最高裁令和4年2月14日第三小法廷決定（刑集76巻2号101頁）

本決定は、特殊詐欺にかかる窃盗罪の実行の着手について初めて最高裁が判断を示したものである。事案は、「被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、金融庁職員になりすましてキャッシュカードを窃取しようと考え、令和元年6月8日、警察官になりすました氏名不詳者が、被害者宅に電話をかけ、被害者（当時79歳）に対し、被害者名義の口座から預金引き出される詐欺被害に遭っており、再度の被害を防止するため、金融庁職員が持参した封筒にキャッシュカードを入れて保管する必要がある旨を言い、さらに、金融庁職員になりすました被告人が、被害者をして、前記キャッシュカードを封筒に入れさせた上、被害者が目を離した隙に、同封筒を別の封筒とすり替えて同キャッシュカードを窃取するため、同日午後4時18分頃、被害者宅付近路上まで赴いたが、警察官の尾行に気付いて断念し、その目的を遂げなかった。」というものである。第1審は、このような事実に対して窃盗未遂罪の成立を認めた（懲役4年8月）。被告人は、この判決に対して量刑不当を理由に控訴したが、第2審は控訴を棄却したため、上告した。最高裁は、次のように述べて、上告を棄却した。すなわち、「本件犯行計画上、キャッシュカード入りの封筒と偽封筒とをすり替えて

キャッシュカードを窃取するには、被害者が、金融庁職員を装って来訪した被告人の虚偽の説明や指示を信じてこれに従い、封筒にキャッシュカードを入れたまま、割り印をするための印鑑を取りに行くことによって、すり替えの隙を生じさせることが必要であり、本件うそはその前提となるものである。そして、本件うそには、金融庁職員のキャッシュカードに関する説明や指示に従う必要性に係るうそや、間もなくその金融庁職員が被害者宅を訪問することを予告するうそなど、被告人が被害者宅を訪問し、虚偽の説明や指示を行うことに直接つながるとともに、被害者に被告人の説明や指示に疑問を抱かせることなく、すり替えの隙を生じさせる状況を作り出すようなうそが含まれている。このような本件うそが述べられ、金融庁職員を装いすり替えによってキャッシュカードを窃取する予定の被告人が被害者宅付近路上まで赴いた時点では、被害者が間もなく被害者宅を訪問しようとしていた被告人の説明や指示に従うなどしてキャッシュカード入りの封筒から注意をそらし、その際に被告人がキャッシュカード入りの封筒と偽封筒とをすり替えてキャッシュカードの占有を侵害するに至る危険性が明らかに認められる。(改行) このような事実関係の下においては、被告人が被害者に対して印鑑を取りに行かせるなどしてキャッシュカード入りの封筒から注意をそらすための行為をしていないとしても、本件うそが述べられ、被告人が被害者宅付近路上まで赴いた時点では、窃盗罪の実行の着手が既にあったと認められる。」。

③ 最高裁令和5年6月20日第一小法廷決定(刑集77巻5号155頁)

本決定は、判例②と同様に、特殊詐欺にかかる窃盗罪の実行の着手について最高裁が判断を示したものである。事案は、「被告人は、氏名不詳者らと共に、市役所職員及び金融機関職員になりすましてキャッシュカードを窃取しようと考え、令和3年3月5日、氏名不詳者らが、被害者方に電話をかけ、被害者(当時76歳)に対し、市役所職員及び金融機関職員を名乗った上、過払金を還付する金融機関口座のキャッシュカードが古く、

使えないようにする必要があるので、同キャッシュカードを回収しに行く旨のうそを言い、さらに、金融機関職員になりすました被告人が、被害者名義等のキャッシュカード在中の封筒をすり替えて窃取するためのトランプカード在中の封筒を携帯し、同人方付近路上まで赴いたが、氏名不詳者らと通話中の被害者が不審に思って電話を切るなどしたため、その目的を遂げなかった」というものである。第1審は、このような事実に対して次のように述べて、被告人を無罪とした。すなわち、「…本件で窃盗の実行の着手があったかどうか検討するに、窃盗の実行の着手があったというためには、窃盗罪の実行行為たる窃取行為それ自体が開始される必要はなく、窃取行為に密接であり、かつ、その時点で窃取結果を生じさせる客観的な危険性が認められる行為が行われていれば足りると解される。（改行）本件では、本件犯行計画に従った欺罔行為が氏名不詳者らによって開始された上、被告人は被害者宅の近くまで赴き同所で待機しており、これらの行為は、検察官が主張するとおり、実行行為たる窃取行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠であって、絶対に必要な行為であったといえる。（改行）しかしながら、本件犯行計画によれば、被害者のキャッシュカードは封筒に入れるよう指示され、被害者宅に赴いた被告人がこの封筒を、あらかじめ準備したトランプカード入りの封筒とすり替えて窃取することが予定されていたのであり、被告人が被害者と直接やり取りしない限り被害者からキャッシュカードが窃取されることはなく、窃取行為を行うためには、実行犯である被告人が被害者と直接やり取りをする必要があった。そうすると、少なくとも、被告人が被害者宅を訪問して被害者にその旨を告げるなど、被告人が被害者と直接やり取りをする行動が開始できるような場所に至らない限り、窃取行為と場所的に近接する行為が行われたと認めるのは困難というべきである。（改行）また、時間的な近接性についても、欺罔行為を開始したからといって、直ちにすり替え窃盗が可能な状態に至っているとはいえないし、どの時点ですり替え窃盗が可能な状況にまで至るかは明らかでない。特に、本件犯行計画によれば、氏名不詳者らは、

被害者から還付金を受け取るための口座として、残高が50万円以上ある預貯金口座が必要であると言って、その口座を聞き出すこととなっていたのであり、そのような口座の情報を聞き出すためには一定程度時間を要したと考えられるし、そのために用いられた欺罔文言（残高が50万円以上なければ還付金を受け取ることができないというもの）もかなり不自然であったことからすると、被害者を欺罔して被告人による窃取行為が可能な状況に至るためには、なお相当な時間を要した可能性も否定できない。そうすると、被告人が被害者宅付近で待機していた時点において、本件犯行計画で予定されていた窃取行為と時間的に近接していたと認めるのも困難といわざるを得ない。（改行）以上のような事情によれば、本件では、本件犯行計画に従った窃取行為に密接であり、かつ、その時点で窃取行為を生じさせる客観的な危険性が認められる行為が行われたとは認められないというべきである。したがって、本件で、窃盗の実行の着手があったとは認められない。」。検察官は、この判決に対して事実誤認等を理由に控訴し、第2審は、次のように述べて、第1審判決を破棄して、被告人を有罪とした（懲役3年執行猶予4年）。すなわち、「氏名不詳者らによる本件虚言行為は、被害者が、銀行員を装い訪ねてきた被告人に、その指示に従う形でキャッシュカードを渡し、被告人が、キャッシュカードと偽封筒をすり替えて窃取するという本件犯行計画完遂の契機となり、その成否を決する上で必要かつ重要なものであって、本件における態様の窃盗に密接した行為といえる。そして、被告人がすり替え窃盗実行のための準備をしていたこと等の本件犯行計画の進捗程度も、前記のとおりである。（改行）そうすると、遅くとも、…氏名不詳者が電話により、被害者のキャッシュカードに関わる本件虚言行為を開始した時点において、同人が、その後、時間を置かずに同人方を訪問する予定の被告人の指示等に従うなどしてキャッシュカードを渡し、被告人が、隙を狙うなどしてキャッシュカードを偽封筒とすり替え、キャッシュカードの占有を侵害するに至る客観的な危険性があり、本件のすり替え窃盗の実行の着手があったと認めるのが相当である。」被

告人は、この判決に対して憲法違反等を理由に上告したが、最高裁は上告を棄却した。その際、最高裁は、弁護人の上告趣意のうち実行の着手に関するものに応えることはなかった。

以上、特殊詐欺をめぐる判例は現時点ではこの3件が挙げられると思われるが、結論はいずれも実行の着手が認められたため、被告人が有罪となっている。詳細は後述に譲るが、本稿では実行の着手に関して、形式的客観説を妥当と考えることから、いずれの判例についてもその結論を肯定することが難しい。以下では、この点を確認していくことにしたい。判例①では、共犯者らが本件嘘を述べた行為が、詐欺罪の実行の着手に当たるかどうかが問題になっており、その判断には、本件嘘を述べた行為が「人を欺く行為」にあたるかどうか（詐欺罪の各論解釈）、仮にそうでなかったとしても実行の着手にあたるかどうか（総論的解釈）、の両面からの検討が考えられる、とされる⁷。前者の「人を欺く行為」かどうかの点については、財物交付要求行為との関係が問題になる。判例①の原判決はこれを必要と解したことから無罪という結論になった。一方、最高裁は、財物要求行為は必ずしも詐欺未遂罪の成立には必要ではないとしたものの、後者に関して「述べられた嘘の内容の性質の検討」・「現金交付要求行為との直接的なつながり」・「現金交付の危険性」の3点による分析から実行の着手が認められるとしたため、その理論構成について明示しなかった⁸。このような結論自体は理論的には十分採りうるものであると思われるが⁹、

7 向井香津子「判解」最高裁判所判例解説刑事篇平成30年度（法曹会・2021年）64頁参照。

8 同上81頁以下参照。

9 もっとも、本判決については、山口厚裁判官の補足意見との関係が問題になるかもしれない。判決文は「本件嘘を一連のものとして被害者に対して述べた段階において、…詐欺罪の実行の着手があったと認められる」と述べる一方、補足意見では「財物の交付を求める行為が行われていないということは、詐欺の実行行為である『人を欺く行為』自体への着手がいまだ認められないとはいえても、詐欺未遂罪が成立しないということを必ずしも意味するもの

実行行為の開始時期を場合によってはかなり早める可能性を認めるもので、必ずしも妥当なものであるようには思われない¹⁰。

次に、判例②であるが、判断構造自体は判例①と似通っている。この点、本決定の調査官解説は、「キャッシュカードすり替え型の犯行は、窃盗罪ではあるが、…、特殊詐欺の犯行とは、犯罪類型、手口として実質的に共通する部分があり、欺罔した被害者に交付行為をさせるのか、欺罔した被害者を利用して占有の弛緩状態を作り出し、その隙を利用してすり替えという占有侵害行為をするのかという最終的な領得の態様で違いが生ずるというものである。そして、特殊詐欺判例（判例①のこと：引用者注）は、財物交付要求行為が行われる前の段階で実行の着手があるかが問題となったものであるが、キャッシュカードすり替え型の窃盗の本件でも、占有の弛緩・占有侵害行為が行われる前の段階で実行の着手が認められるかが問題となっており、問題状況は類似している。そうすると、すり替え役（傍点¹¹は原文のまま：引用者注）が占有を弛緩させる行為の有無のみに着目す

ではない。未遂罪の成否において問題となるのは、実行行為に『密接』で『客観的な危険性』が認められる行為への着手が認められるかであり、この判断に当たっては『密接』性と『客観的な危険性』とを、相互に関連させながらも、それらが重疊的に求められている趣旨を踏まえて検討することが必要である。」と述べられていた。実行の着手がいつ認められるかという点で、この両者を比較したときに、一連のものである嘘をつき始めた時点で実行行為の開始との評価が可能な法廷意見に対して、補足意見では財物交付要求行為がなければ実行行為ではないがそれに密接な行為があればその時点で着手を認めることができる（実行行為と実行の着手を分離する）ということになるからである。

- 10 松宮孝明「実行の着手、とりわけ『形式的客観説』について」山口厚ほか『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 上巻』（成文堂・2022年）597頁は、本判決について、「『だまされたふり作戦』が発動されていたのであるから、取締りの必要性からみても、被告人が被害者に対面して話を始める直前まで現行犯逮捕を待つという余地はあったのである。」と述べる。特殊詐欺を防圧する必要性は筆者も認めるところであるが、理論的に無理をしてまで処罰する必要まであるかは疑問であり、松宮の指摘は重要であるように思われる。

るのではなく、特殊詐欺判例で、特に『財物交付要求行為』とのつながりに着目してその内容を検討した点や、危険性の程度を検討した点を参考にして、特殊詐欺の一類型の性質を有する犯行手口の構造や、そこにおけるかけ子のうその持つ意味を、『占有の弛緩』状態（印鑑を取りに行かせるなどして注意をそらす状態）の作出、ひいては『占有侵害』行為（すり替え行為）の密接性の程度、『占有侵害』結果（すり替え）発生の危険性の程度をみる上で適切に考慮することが、実行の着手を検討する上で重要になるように思われる。（改行）本決定は、以上のような考慮から、特殊詐欺判例と類似の構造で判断を示したものと推察される。¹¹ とする。このような事情から、判例②では、うその内容およびすり替え役の動きに注目して実行の着手を判断しているが、その時点ははっきりとしていない（遅くとも被害者宅付近路上まで赴いた時点で実行の着手が認められただけである）。したがって、場合によっては、かけ子が電話をかけた時点で実行の着手ありとの判断もありうるわけであり、やはり結論が妥当だとは思われない。

最後に、判例③である。これは、判例②と同じく窃盗罪の実行の着手が問題となったものであるが、その判断の枠組みはこれまでの2判例とは異なっており、最高裁平成16年3月22日第一小法廷決定（刑集58巻3号187頁）（クロロホルム事件）のそれを用いているように思われる。これは、密接性＋客観的危険性という二重の基準から実行の着手を認めるものである¹²。もっとも、密接性にせよ、客観的危険性にせよ、いずれも抽象的な概念であるから、実際には犯人の計画を考慮に入れつつ、「準備的行為と構成要

11 三輪篤志「判解」法曹時報76巻12号（2024年）283頁。

12 平木正洋「判解」最高裁判所判例解説刑事篇平成16年度（法曹会・2007年）162頁は、「実行着手の時期の判断においては、このような二つの基準、すなわち、刑法43条の文言上の制約からくる『密接性』の基準と、未遂犯の処罰根拠から導き出される『危険性』の基準の双方を考慮に入れる必要があると考えられる。」とする。

件該当行為の不可分性」・「準備的行為と構成要件該当行為との時間的場所的近接性」・「準備的行為終了後の障害の有無（結果発生の自動性）」・「準備的行為自体が成功する可能性」などの事情を重視して着手時期の判断をすると考えられているようである¹³。この4要素については、本決定の上告趣意でも言及されており、それによれば不可分性を除く3要素については満たしていない（＝実行の着手は認められない）と述べられている¹⁴。事案を確認する限り、この基準によるなら第1審判決の方が妥当な判断を示しているように思われる。それゆえ、同じ判断基準を用いながら、正反対の結論を導いた第2審判決を是認する本決定は支持できない（特殊詐欺という犯罪の性質上、見方によってはこの4要素は満たしやすく、第2審判決のような結論も出しやすいのかもしれないが、結論が先にあった印象が否めない）。ただ、この判断枠組み自体は非常に考えられたものであり¹⁵、判例①・②から考えるに、下位基準のうち、時間的場所的近接性という要素は最高裁も特に意識するところなのではないかと思われる¹⁶。

III

本章では学説の状況について確認したいと考えているが、紙幅の関係か

13 同上163頁以下参照。

14 刑集77巻5号160頁以下参照。

15 平木・前掲注12) 182頁は、「本決定は、まず第1に、殺人罪の実行着手の時期を判断するに当たり、従前の大審院判例や最高裁判例が採用していた判断基準を維持・統合した上、本件のような計画的（段階的）犯行にあっては、その判断資料として、客観的事情や犯人の故意のみならず犯人の計画をも考慮に入れるべきことを、最高裁判所として初めて明確にするとともに、その判断の際に重視すべき事情についても、事例に則して具体的に摘示したものであって、理論的にも実務的にも重要な意義を有すると考えられる。」とする。

16 塩見淳「判批」令和4年度重要判例解説（ジュリスト臨増1583号・2023年）129頁も同旨。

ら全てを採りあげることができない。ここでは、本稿が支持する形式的客観説と、有力説とされる進捗度基準説のみを採りあげて、本稿を終えることにする。

まず、形式的客観説であるが、松宮孝明が最近明らかにしたように、次のような見解であった。すなわち、「形式的客観説のルーツは『フランクの公式』にあり、これは『構成要件的行為の開始』を『実行の着手』とするものであるが、単純結果犯と結合犯その他の手段特定型犯罪とではそれぞれ基準が異なる。『密接性』基準のルールである『必然的共属性』は単純結果犯を念頭に置いたもので、これは『構成要件的行為』との一体性を意味するものであって、それより前の行為を意味するものではない。結合犯その他の手段特定型犯罪では『必然的共属性』（後の『密接性』）は不要であり、『実行の着手』は手段行為の開始時に認められる。」¹⁷。

近代刑法の大原則とされる罪刑法定主義の観点から考えれば、実行の着手の判断にあたっては、条文から導かれる構成要件を離れて判断することはできない。しかし、構成要件自体は既遂の形式で書かれたものであるから、構成要件そのものを基準とすることはできず、松宮も述べるように、構成要件的行為が開始されたかどうかで判断がなされることになると思われる（手段特定型犯罪については規定された手段の開始があったかどうかで判断することになる）。また、予備と未遂を分ける基準としての実行の着手という観点からは、既遂との距離感も重要になる。この距離感の遠近については、同時に結果発生の危険性の高低を意味するから、結果発生にとってこれ以上ないレベルに達した場合には未遂の成立があるといわなければならない。この点、勝本勘三郎の説明が参考になるとと思われるので、引用する。勝本は、「被害者に会し之に対して白刃を抜かんとするの行為は其意思に照合して之を案ずるときは被害者の死に対し恰も矢が標的に向て放射せられんとするが如く何等障害なく其儘進行せば当然結果に到着す

17 松宮・前掲注10) 600頁参照。

るべき姿勢を具ふるの行為にして其間何等間隙なく終局の結果たる殺人と一体を為せる行為の起頭と見るを得べければなり」¹⁸ (旧字体を改めたほか、読みやすくなるようにカタカナをひらがなとするなど現代風に改めた：引用者注) とした。このような説明によれば、未遂の成立時期はかなり遅くなることが予想されるが、低い危険性（ないしは抽象的な危険性）で未遂を認めることで生じるデメリットよりはそちらをとったほうがよいように思われる。

以上に対して、有力説とされる進捗度基準説は、「いかなる形で犯行を既遂に至らせるつもりであったかという犯行計画を基礎にして犯行の時系列を把握した上で、実際の事象経過の進行度が未遂処罰に値する段階に至ったか」¹⁹ という基準で着手の判断をするとされる。その際には、「犯罪をしてはならないという刑法規範が設定する心理的障壁を決定的に乗り越えたと客観的にも評価できる時点」²⁰ が未遂処罰に値する段階に至ったという評価になるようである。例えば、詐欺罪ではあれば、財物交付要求を含む虚言により実行行為性を肯定しながらも、それと直前性・一体性をなす行為にまで着手時点の前倒しを認めるといったことになるようである²¹。

このような見解に対しては、主観的未遂論であるとの批判のほか²²、危険性基準はそれほど「敵視」しなければならないものか²³、といった疑問が寄せられている。こうした見解からは本稿で紹介したいいくつかの判例に対して好意的な評価が寄せられると思われるが、本稿としては前述のよう

18 勝本勘三郎『刑法要論 上巻（総則）訂正三版』（明治大学出版部ほか・1915年）155～156頁。

19 樋口亮介「詐欺罪における実行の着手時点」法学セミナー759号（2018年）52頁。

20 同上54頁。

21 同上。

22 松宮・前掲注10）597頁注60参照。

23 山口厚「最近の最高裁判例と学説の対応」法学新報131巻5・6号（2024年）216頁参照。

にいずれも支持することはできず、客観的な枠組みの中で今後の議論が継続されることを期待したい。

発達障害と愛着障害との混同性に関する一考察

瀬戸 泰

【要旨】

本稿では、発達障害と愛着障害との混同性の問題を取りあげ、両概念の定義や背景等について概説した上で、混同されやすい特徴等について整理を試みた。発達障害は主に生物学的基盤によって生じる中枢神経の機能的障害である一方、愛着障害は不十分・不適切な養育によって愛着が適切に形成されずに生ずる問題というのが基本的な考え方であるが、両者の特徴や症状は類似しているため鑑別が難しく、混同した状態で対応や支援が行われていることが指摘されている。両者の鑑別のポイントとして、生じている症状のみから判断するのではなく症状の背景要因も十分に考慮すること、また、スペクトラムという概念に基づき複合的なアセスメントを行うことの重要性について考察を行った。また、大学生の事例紹介を通じ、発達障害と愛着の問題の双方を有する対象者への対応・支援に関する要点として、安心感の醸成や心理教育、メタ認知、自己調整力といったポイントを提示したものである。

キーワード：発達障害、愛着障害、アセスメント、自己調整力

1 問題と目的

近年、医療や教育等の現場において、発達障害およびその疑いのある事例が増加している。また、幼少期における養育環境に基づく愛着の問題や愛着障害に関する事例も同様に急増しているとされる。発達障害と愛着障害は発症要因が異なるものの、現れる特徴や症状は類似していることから鑑別が適切に行われず、発達障害とされる事例の中に実際には愛着障害の徴候が強いケースが混在していたり、その逆の事象も散見される状況となっている。そうした両者の混同によって、現場等での混乱や不適切な対応が生じていることが指摘されている。

そのため本稿では、発達障害と愛着障害の歴史的経緯や背景理論等を概観した上で、両者の類似性と相違性等について整理を行い、両概念の理解

および峻別の一助となるよう考察を加えることとする。その上で、発達障害に加えて愛着の問題を有していると考えられる大学生の事例を取り上げ、アセスメントや支援に当たり重要と考えられる点について検討を行うこととする。

2 発達障害

2.1 発達障害の分類

発達障害とは、発達障害者支援法（以下「法」という。）において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされている。

一方、医学的には「精神疾患の診断・統計マニュアル」（2023）（Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fifth Edition, Text Revision (2022)：以下「DSM-5-TR」という。）において、「神経発達症群」として位置づけられ、上述の法的定義に該当する下位分類としては、「自閉スペクトラム症」（法における「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」に該当）、「注意欠如多動症」（法における「注意欠陥多動性障害」に該当）、「限局性学習症」（法における「学習障害」に該当）が挙げられる。そのため本稿では、「自閉スペクトラム症」、「注意欠如多動症」および「限局性学習症」を主たる発達障害として取り扱うこととする。

なお、従前の DSM では、病名の disorder を「障害」と訳していたが、disability の邦訳として広く使われている障害と混同されうることなどを踏まえ、DSM-5-TR からは、障害ではなく「症」と訳されることとなった。

2.2 自閉スペクトラム症

「自閉スペクトラム症」（Autism Spectrum Disorder：以下「ASD」

という。)は、社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応の障害、興味の限局と常同的・反復的行動を主徴とし、乳幼児期に発現する精神発達の疾患である(傳田, 2017)。

自閉症の概念は、Kanner (1943) によって報告された11人の子どもの症例から始まったとされる(石原, 2022)。Kanner はその臨床像について、「人との意思疎通がほとんどみられず、こだわりが強く、常同行動、オウム返しなどの言語的特徴が認められるが優れた記憶力をもつ」と記述し、「早期幼児自閉症」と名づけた。また、オーストリアの小児科医 Asperger (1944) は共感能力の欠如、一方的な会話、特定の興味への没頭、ぎこちない動作などが見られる症例を報告し、「子どもの自閉的精神病質」と名づけている。自閉症は当時、統合失調症の小児発症亜型であると考えられたり(土屋, 2022)、両親の性格や養育などによる心因性の情緒障害と考えられていたが、Rutter (1968) は、自閉症は先天的な脳機能障害であると仮定し、脳機能障害によって言語を含む認知障害が生じるという「言語・認知障害仮説」を提唱した。また、それまでは一般的に、自閉症は知的障害を伴うものと考えられていたが、イギリスの児童精神科医である Wing (1981) は、Asperger (1944) の症例を取り上げ、言葉発達や知的な遅れは伴わないが、それ以外は自閉症と同様の特徴をもち、学校や社会で困難を抱えている児童が少なくないことを報告し、こうした症状を「アスペルガー症候群」と名づけた。これにより知的障害を伴わない自閉症者が数多く存在することも認識されるようになっていった。なお、Wing (1996) は発達障害に共通する中核症状として、①社会性の障害、②コミュニケーションの障害、③想像力の障害の3つを指摘し、今日これらの3症状は「ウィングの三つ組」と呼ばれている。Wing は、こうした症状には濃淡の個人差があり、自閉症と診断される者とそうでない者との間にも明確な境界線を引くことはできず、図1に示すように全ての人がスペクトラム(連続体)状に配置されていると考え、現在の自閉スペクトラム概念の基礎を築いたとされる(熊谷, 2014)。

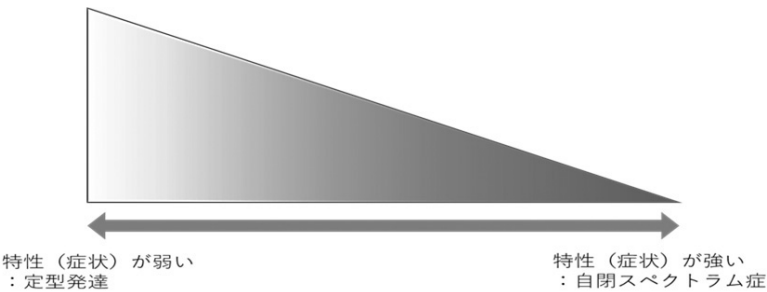


図1 自閉スペクトラム概念のイメージ（杉山（2014）を一部改変）

従前の DSM-IVでは、広汎性発達障害という上位概念の下、臨床症状の特徴に応じて自閉症、アスペルガー障害、特定不能の広汎性発達障害といった下位分類を行うカテゴリー診断が採用されていたが、DSM-5からは、臨床症状の程度に基づいて分類するディメンション診断が採用され、症状の軽い状態から重度の状態までを連続的にとらえる自閉スペクトラム症という概念に統一された。DSM-5-TR における ASD の診断基準を表1に示す。

表1 ASD の診断基準（DSM-5-TR（2023）から抜粋）

A. 社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応における持続的な欠陥
（1）社会的な相互の対人的－情緒的欠落
（2）非言語的コミュニケーションの欠陥社会的な相互の対人的－情緒的欠落
（3）人間関係を発展・維持し、理解することの欠陥
B. 行動、興味、活動の限定された反復的な様式で、以下の2点以上を示す
（1）常同的または反復的な身体の運動、物の使用、または会話
（2）同一性への固執、習慣への頑ななこだわり、または言語的・非言語的な儀式的行動様式
（3）強度または対象において異常なほど、きわめて限定され執着する興味
（4）感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ、または環境の感覚的側面に対する並外れた興味
C. 症状は発達早期に存在するが、その後の社会生活によって明らかになる場合もある
D. 症状は、社会的、職業的、その他の重要な領域の機能に意味のある障害を引き起こしている
E. これらの障害は、知的発達症または全般的発達遅延ではうまく説明されない

ASD の原因については、発達期における脳機能不全を基調としたものと考えられており、近年では特に fMRI（functional Magnetic Resonance

nce Imaging) を用いた神経科学的な研究が進められている。例えば Jung, Kosaka, Saito, Ishitobi, Morita, Inohara, Asano, Arai, Munesue, Tomoda, Wada, Sadato, Okazawa, & Iidaka (2014) は、fMRI を用いた研究によって、ASD のある群は、定型発達群と比べて安静状態でのデフォルトモードネットワーク (Default Mode Network : 以下「DMN」という。) と呼ばれる脳領域での機能的連結が弱いことを報告しており、DMN における脳領域間の機能的連結の程度が ASD 傾向のバイオマーカーになる可能性を示唆している。

2.3 注意欠如多動症

「注意欠如」(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder : 以下「ADHD」という。) とは DSM-5-TR において、機能または発達を妨げるほどの不注意と多動性・衝動性、またはそのいずれかの持続的な様式と定義されている。不注意とは、活動に注意を持続することの困難さ、指示に従えず義務を最後までやり遂げられないことや順序立ての困難さ、忘れっぽさなどのことをいい、多動性および衝動性は、不適切な場面での過剰な活動性や過剰にそわそわしたりしゃべりすぎること、他人を妨害し邪魔することなどを指している。

ADHD に関する最初の症例報告は、1902年のイギリスの小児科医 Still による知的発達水準とは無関係に道徳的統制の欠如と抑制意志の欠陥に基づく行動異常が見られる43症例の報告であるとされている (佐々木, 2011)。その後、1917~18年に北米大陸で大流行した流行性脳炎の後遺症研究を通じて、多動、衝動、不注意などの症状と脳損傷との関連性が報告され、そうした症状は中枢神経系の障害によって引き起こされ得ると考えられるようになった (内山, 2017)。こうした概念の一つとして、1958年に微細脳損傷 (Minimal Brain Damage。1962年には微細脳機能障害 Minimal Brain Dysfunction へと名称変更 : 以下「MBD」という。) が提唱された。しかし、明らかな脳の損傷を同定できないことや、病態として様々な

症状があるにもかかわらず、十把一絡げにまとめることなどへの批判が生じ、これを独立した概念として用いることは困難であるとされ、MBD 概念は1970年代には衰退していく。また、MBD が提唱されたのとはほぼ同時に、原因ではなく主症状そのものに着目した概念が登場する。Laufer による「多動症的衝動障害」、Chess による「多動症候群」などである。これらの研究成果は、ADHD の診断基準の基礎として DSM へと引き継がれ、1968年の DSM-II で初めて病患概念として「児童期の多動性反応 (Hyperkinetic Reaction of Childhood disorder)」と記載された (佐々木, 2011)。その後 DSM による定義は版を重ねるたびに修正が加えられ、ADD (Attention Deficit Disorder : 注意欠陥障害 : DSM-III, 1980), ADHD (Attention Deficit Hyperactivity Disorder : 注意欠陥多動性障害 : DSM-III-R, 1987)、そして DSM-IV (1994) では、「不注意優勢型」、「多動性－衝動性優勢型」、「混合型」の3つの類型が採用されてきたとい

表2 ADHD の診断基準 (DSM-5-TR (2023) から抜粋)

-
- A. (1) 不注意：以下の症状のうち6つ（17歳以上では5つ）以上が6か月以上持続
- (a) 学業、仕事、その他の活動中に綿密に注意することができない
 - (b) 課題、遊びの活動中にしばしば注意を持続することが困難
 - (c) 話しかけられたときに、しばしば聞いていないように見える
 - (d) しばしば指示に従えず、学業、用事、業務をやり遂げることができない
 - (e) 課題や活動を順序立てることがしばしば困難
 - (f) 精神的努力の持続を要する課題を避ける、嫌う、いやいや行う
 - (g) 課題や活動に必要なものをしばしばなくしてしまう
 - (h) しばしば外的な刺激によってすぐ気が散ってしまう
 - (i) しばしば日々の活動で忘れっぽい
- (2) 多動性・衝動性：以下の症状のうち6つ（17歳以上では5つ）以上が6か月以上持続
- (a) しばしば手足をそわそわ動かしたりトントン叩いたりする、またはいすの上でもじもじする
 - (b) 席についていることが求められる場所でしばしば席を離れる
 - (c) 不適切な状況でしばしば走ったり高い所へ登ったりする
 - (d) 静かに遊んだり余暇活動につくことがしばしばできない
 - (e) しばしば“じっとしてない”、またはまるで“エンジンで動かされているように”行動する
 - (f) しばしばしゃべりすぎる
 - (g) しばしば質問が終わる前に出し抜いて答え始めてしまう
 - (h) しばしば自分の順番を待つことが困難である
 - (i) しばしば他人を妨害し、邪魔する
- B. 不注意または多動・衝動性の症状のうちのいくつかが12歳になる前から存在していた
- C. 不注意または多動性・衝動性の症状のうちいくつかが2つ以上の状況において存在する
- D. これらの症状が、社会的、学業的、職業的機能を損なわせているという明確な証拠がある
- E. 症状は、統合失調症や他の精神症の経過中にのみ起こるものではなく、他の精神疾患では説明されない
-

うように、名称や診断基準に変更が加えられ ADHD と定義される範囲は拡大している（DSM-5-TR の診断基準を表 2 に示す）。

ADHD の原因は明確に特定されていないが、Faraone, Perlis, Doyle, Smoller, Goralnick, Holmgren, & Sklar (2005) は、20の双生児研究に関するメタ分析により、ADHD の遺伝率を76%と報告していること、また、ADHD の行動パターンが前頭連合野の損傷により観察される脱抑制や実行機能障害と類似しているという指摘（Barkley, 1998）の他、ADHD の患者の脳ではドーパミントランスポーターが通常よりも多く存在し、ドーパミンの変調に伴う伝達異常が生じ、その結果として衝動性や不注意という症状が引き起こされるとする考え方（Bannon, Michelhaugh, Wang, & Sacchetti (2001)）もある。このように、現状では複数の発症因子が考えられている。さらに近年では、遺伝的要因に加え、そこに喫煙や飲酒といった刺激や心理社会的ストレスなどが加わることで、DNA のメチル化やヒストン蛋白の化学修飾などが生じ遺伝子発現が変化するエピジェネティクスのメカニズムが ADHD の発症に関与している可能性（遺伝－環境交互作用説）も指摘されている（今村・金替・山本・船本・田山・山口・黒滝・小澤, 2018）。なお、ADHD は ASD と併存する場合があるとされている。

2.4 限局性学習症

「限局性学習症」（Specific Learning Disorder：以下「SLD」という。）とは、全般的知能が正常で学習意欲があるにもかかわらず、「読字」、「書字」や「算数」などの特定領域の学習が障害され、学業や職業等で著しい支障をきたす発達障害の一つとされる（稲垣・米田, 2017）。DSM-5-TR の診断基準を表 3 に示す。

学習障害という名称を初めて用いたのは、Kirk (1962) とされる。そして翌年の1963年、「知覚的障害児問題への探究」と題する会議で Kirk は「Learning Disabilities」という演題の講演を行い、その中で学習上

表3 SLDの診断基準 (DSM-5-TR (2023) から抜粋)

A、学習や学業に困難があり、その困難への介入があるにもかかわらず、以下の症状の少なくとも1つが存在し、6か月以上持続
(1) 不正確または速度が遅く、努力を要する読字
(2) 読んでいるものの意味を理解することの困難さ
(3) 綴字の困難さ
(4) 書字表出の困難
(5) 数字の概念、数値、または計算を習得することの困難さ
(6) 数学的推論の困難さ
B、学業的技能は暦年齢に期待されるよりも著明に低く、学業、職業遂行能力、日常活動に意味のある障害を引き起こしている
C、学習困難は学齢期に始まるが、その後の学習環境等によって明らかになる場合もある
D、学習困難は知的能力障害群、非矯正視力・聴力、他の精神・神経学的病態、心理社会的逆境、用語の習熟度不足、または不適切な教育的指導によってうまく説明されない

の困難を抱える症状を LD という名称にすることを提案し参加者から合意されたことから、1963年は LD 元年と称されることになる (吉本, 2009)。1980年代後半には定義についての議論が盛んに行われ、全米学習障害合同委員会 (National Joint Committee on Learning Disabilities : 以下「NJCLD」という。) において次のように定義された。「学習障害とは、聞く、話す、読む、書く、推理する、あるいは計算する能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障害群を総称する用語である。これらの障害は個人に内在するものであり、中枢神経系の機能障害によると推定され、生涯を通して起こる可能性がある。自己調整行動、社会的認知、社会的相互交渉における諸問題が学習障害と併存する可能性があるが、それ自体が学習障害を構成するものではない。学習障害は、他の障害の状態 (例えば感覚障害、精神遅滞、重度の情緒障害) あるいは (文化的な差異、不十分あるいは不適切な教育のような) 外的影響と一緒に生じる可能性もあるが、それらの状態や影響の結果ではない。」 (NJCLD, 1988)。以後、LD という用語はより整理され、学習の特異な困難を中核とする教育概念として定着してきた (吉本, 2009)。

SLD の原因は未だ十分な解明には至っていないが、NJCLD の定義にもあるように、神経生物学的病因に起因する脳機能異常により生ずると考えられている (稲垣ら, 2017)。

3 愛着

3.1 愛着の概念と歴史的背景

1800年代当時、主にヨーロッパでは孤児院などの施設に預けられた子どもたちの死亡率が高い状態にあり、身体・精神的な発達の遅れが認められることも多かった。その理由として、栄養や衛生面、医学的管理の問題が挙げられていたが、ドイツの Pfaundler はさらに、乳幼児期における母親分離も要因であるとして、栄養面や医学的管理の改善の他、看護師による個別ケアや家庭が持つ治療的機能に注目して里親委託を行うことで子どもの死亡率を低下させたとされる（美馬・堀・鈴木，2021）。しかし、死亡率が低下しても身体・精神的な発達の遅れは改善することなく継続した状況であった（美馬ら，2021）。そうした中、イギリスの精神科医である Spitz（1945）は、幼少期に何らかの事情により長期に渡って親から離されて施設や病院に入っている乳幼児に生じる身体・心理的な発育の遅れや問題のことを「ホスピタリズム」と定義し、日本語でホスピタリズムは「施設病（症）」と訳される。同じくイギリスの小児精神科医である Bowlby は、世界保健機構（WHO）から戦争遺児に関する大規模調査を委託され、1951年に「Maternal Care and Mental Health（乳幼児の精神衛生）」と題する報告書を発刊している。その中で Bowlby は、施設収容がなくともホスピタリズムが生じることを指摘し、原因は施設自体にあるのではなく、発達初期段階の母子間における情緒的な関係の欠如にあるとし「マターナル・デprivेशन（母性的養育の剥奪）」という概念を提唱した。さらに Bowlby（1969）は「アタッチメント（愛着）」という言葉を用いて、「特定の対象との接近を求め、またそれを維持しようとする傾向、あるいはその結果確立される情緒的絆」と定義するとともに、人生最初の愛着はほとんどの場合、養育者（特に母親）との間に形成されるとしてその発達プロセスを次の4段階に分けて説明している。

第1段階（誕生から2カ月頃）は、人を弁別せず、近くにいる人物に対して愛着行動を向ける段階である。定位行動（追視する、後追いをするという

た相手がどこにいるのかを確認する行動)や発信行動(泣く、微笑む、喃語を発するといった相手の注意や関心を引こうとする行動)が見られる。

第2段階(12週から6カ月頃)は、主な養育者と他者を弁別する段階であり、よく関わる養育者に対して愛着行動を示すようになる。

第3段階(6カ月から2、3歳頃)は、さらに人物の弁別が明確になり、養育者に対する積極的な愛着行動も目立つようになるが、見知らぬ人には警戒心を持ったり関わりを避けたりするような段階である。この時期に養育者を「安全基地」(自分にとって安全や安心感を得られる拠点)として周囲を探索する行動(探索行動)が見られるようになる。すなわち、「探索行動→不安・恐れ→安全基地たる養育者への愛着行動→養育者による保護→安全・安心感の回復→探索行動の再開」という安心感の輪(Circle of Security: Marvin, Cooper, Hoffman, & Powell, 2002)を繰り返し経験することで、愛着は適切に形成されていくと考えられる。

第4段階(3歳以降)は、安定した愛着が形成されるとともに、養育者の行動の理由や計画を理解できるようになり、養育者がその場になくても待ってられるなど自分の行動をある程度調整できるようになる段階である。この段階になると、身体接触などの愛着行動が徐々に減少していく。

また Bowlby (1973) は、幼少期における愛着の機能を述べるに留まらず、その後の人生においても長期的な影響を持つことについて「内的作業モデル」(Internal Working Models: 以下「IWM」という。)という概念を用いて説明している。IWM とは、幼少期における養育者との愛着関係により形成される自己および他者についての認知的枠組みのことをいい、個人に内在化された IWM に合うように現実の出来事を解釈し他者との関係性を導いていくことから、早期の愛着経験を基盤とする IWM の構築がその後の人生に極めて重要な意味を持つと考えられている(嶺・大久保, 2019)。こうしたことから Bowlby (1977) は、愛着が "揺り籠から墓場まで" という特徴を有し、人生全般に継続的に影響を与えるものだとし、「愛着行動は乳児期が過ぎると消えるのではなく、人間の一生を通

して存在する」と述べている。つまり、愛着理論は生涯を通してのパーソナリティ形成を包括的に説明する理論であり、現在では乳幼児期の子どもだけではなく成人期をも対象とした愛着研究が盛んに行われている（山口，2009）。

なお、アメリカの心理学者である Harlow（1958）は、アカゲザルを用いた「代理母実験」により愛着形成に関する研究を行っている。この実験は、授乳器のついた針金製の代理母（模型）と、授乳器は付いていないがスポンジを毛布で覆った柔らかい布製の代理母を用意し、子ザルがどちらに愛着行動を示すかを調べたものである。その結果、子ザルはミルクを飲む時は針金製の代理母のもとに行くが、それ以外は大半の時間を布製の代理母のもとで過ごす様子が見られ、栄養だけでなく接触（スキンシップ）による安心感が愛着形成には重要であることが示されている。しかしながらその後、実験に用いられた子ザルの多くは無関心・攻撃的な様子を示すことが増え早期に死んでしまったことから、最終的に Harlow は、健全な成長には「生身の母親」からの温かい働きかけやスキンシップ、子どもの行動に対する適切な応答といった愛情行為が必要と結論づけている。

Ainsworth, Blehar, Waters, & Wall（1978）は、愛着の形成状態を測定するための方法として「ストレンジ・シチュエーション法」という観察法を開発した。これは、生後12カ月もしくは18カ月頃の子どもとその母親を実験室内に案内し、その後以下の流れ（各実験場面の時間は①のみ30秒で②～⑧はそれぞれ3分ずつ）で子どもの行動を観察することによって愛着の形成状態を測定するものである。

- ①実験者が母親と子どもを部屋に案内し、座る位置を指定して退室する。
- ②母親は椅子に座り、子どもはおもちゃで遊ぶ。
- ③見知らぬ人（ストレンジャー）が入室。見知らぬ人も椅子に座る。
- ④母親が退室し、見知らぬ人が残る（1回目の母子分離）。
- ⑤母親が入室し（1回目の母子再会）、見知らぬ人が退室する。
- ⑥母親が再度退室し（2回目の母子分離）、子どもは一人残される。

⑦見知らぬ人が再度入室し、子どもを慰める。

⑧母親が再入室し（2回目の母子再会）、見知らぬ人は退室する。

子どもは実験室という馴染みのない場所で、2回に渡る養育者との分離と再会、さらに見知らぬ人の登場といったストレスのかかる体験をする。

このストレスの多い状況で子どもがどのような反応をするか、特に養育者との分離場面と再会場面に見られる子どもの反応によって、愛着の形成状態を4つのタイプに分類している（表4：Dタイプは後に Main & Solomon (1986) が提唱した概念）。この中では、母親との分離時に泣いたり苦痛を示すが、再開時に積極的に養育者を迎え慰めを求めた後、再び探索を行う傾向が「安定型」とされ、残りの3つのタイプは「不安定型」

表4 子どもの愛着パターン（山下（2019）を一部改変）

タイプ	子どもの行動の特徴	一般人口における割合	みられやすい養育スタイル
Aタイプ （回避型）	探索時に、養育者の表情等を確認する行動（社会的参照）を行うことが少ない。養育者との分離時に示す苦痛も最小限。再会時に養育者の回避や無視を行う傾向	15%	愛着的な養育を拒絶するか、強度の侵入的な関わり。優しさや情緒的関わりが欠如している傾向
Bタイプ （安定型）	探索時に、養育者を安全基地として利用。分離時に苦痛を示す。再開時に積極的に養育者を迎え慰めを求めた後、再び探索を行う傾向	60%	子どものサインに対して敏感で、ニーズに応答的な傾向。子どもの苦痛に適切に対応し、否定的な感情の緩衝材になる
Cタイプ （アンビヴァレント型）	最小限の探索行動。分離時に強い苦痛を示す。再開時に落ち着かず、しがみつき等と怒りの混同した両価的な態度を取る傾向	10%	子どもへの働きかけが養育者の気分や都合に合わせたもので、対応に一貫性を欠いていたり、ニーズと対応が微妙にずれている傾向
Dタイプ （無秩序・無方向型）	探索時や分離時、再会時のそれぞれにおける反応がバラバラで一貫性がない傾向。無秩序で無方向な反応の背景には恐れや混乱の存在が示唆される	15%	養育者が精神的に不安定であり、抑うつ傾向が高い傾向。矛盾する二重のメッセージを出す行為（例：自分の元へ来るように呼んでおきながら嫌な顔をする）や虐待が見られる事もある

とされる。

なお、愛着理論については1980年代半ばから成人を対象とした研究も進められるようになり、成人の愛着の類型は、幼い頃からの愛着パターンを繰り返していく中で人生全般にまで影響を及ぼすスタイルとして定着していくとし、「愛着スタイル」と称されている。

3.2 愛着障害

愛着障害（Attachment Disorder）とは一般的に、幼少期における養育者との愛着が何らかの理由で適切に形成されず、情緒や対人関係等に問題が生じる状態のことをいう。愛着障害は2つのタイプに分けられ、愛着行動が過度に抑制されているために適切な対人相互反応を行うことが困難な「抑制型」と、選択的な愛着を形成できず、他者に対し無分別な関わりを示す「脱抑制型」がある（山下，2012）。DSM-5-TR で愛着障害は、「心的外傷およびストレス因関連症群」の一種として位置づけられ、「反応性アタッチメント症」（Reactive Attachment Disorder：以下「RAD」という。）と「脱抑制型対人交流症」（Disinhibited Social Engagement Disorder：以下「DSED」という。）に分類されている（DSM-5-TR における RAD の診断基準を表5に、DSED の診断基準を表6に示す）。

表5 RAD の診断基準（DSM-5-TR（2023）から抜粋）

-
- | | |
|----|--|
| A. | 以下の両方による、大人の養育者に対する抑制され情動的に引きこもった行動の一貫した様式 |
| | (1) 苦痛なときでも、その子どもはめったにまたは最小限にしか安楽を求めない |
| | (2) 苦痛なときでも、その子どもはめったにまたは最小限にしか安楽に反応しない |
| B. | 以下のうち少なくとも2つによって特徴づけられる持続的な対人交流と情動の障害 |
| | (1) 他者に対する最小限の対人交流と情動の反応 |
| | (2) 制限された陽性の感情 |
| | (3) 養育者との威嚇的でない交流の間でも、説明できない易刺激性、悲しみ、恐怖が明らかなエピソードがある |
| C. | その児童は以下のうち少なくとも1つによって示される不十分な養育の極端な様式を経験している |
| | (1) 安楽、刺激、愛情に対する欲求が養育者によって満たされることが持続的に欠落するネグレクト・剥奪 |
| | (2) 安定した愛着形成の機会を制限することになる、主たる養育者の頻回な変更 |
| | (3) 選択的愛着を形成する機会を極端に制限することになる、普通でない状況における養育 |
| D. | 基準Cにあげた養育が基準Aにあげた行動障害の原因であるとみなされる |
| E. | 自閉スペクトラム症の診断基準を満たさない |
| F. | その障害は5歳以前に明らかである |
| G. | その児童は少なくとも9カ月の発達年齢である |
-

表6 DSED の診断基準 (DSM-5-TR (2023) から抜粋)

-
- A. 以下のうち少なくとも2つによって示される、見慣れない大人に積極的に近づき交流する児童の行動様式
- (1) 見慣れない大人に近づき交流することへのためらいの減少または欠如
 - (2) 過度に馴れ馴れしい言語的または身体的行動
 - (3) 不慣れな状況であっても、遠くに離れて行った後に養育者を振り返って確認することの減少または欠如
 - (4) 最小限に、または何のためらいもなく、見慣れない大人に進んでついて行こうとする
- B. 基準Aにあげた行動は注意欠如多動症で認められるような衝動性に限定されず、社会的な脱抑制行動を含む
- C. その児童は以下の少なくとも1つによって示される不十分な養育の極端な様式を経験している
- (1) 安楽、刺激、愛情に対する欲求が養育者によって満たされることが持続的に欠落するネグレクト・剥奪
 - (2) 安定した愛着形成の機会を制限することになる、主たる養育者の頻回な変更
 - (3) 選択的愛着を形成する機会を極端に制限することになる、普通でない状況における養育
- D. 基準Cにあげた養育が基準Aにあげた行動障害の原因であるとみなされる
- E. その児童は少なくとも9カ月の発達年齢である
-

RAD は、養育者に対する抑制され情動的に引きこもった一貫した行動や、持続的な対人交流と情動の障害を主な症状とするものである。要因とされる不十分な養育の極端な様式として、(1) 安楽、刺激、愛情に対する基本的な欲求が、養育者によって満たされることが持続的に欠落する社会的ネグレクトまたは剥奪、(2) 主たる養育者の頻回な変更、(3) 愛着の形成機会を極端に制限する普通でない状況における養育の3つのうち、少なくとも1つを経験していることとされている。つまり DSM-5-TR において RAD は、不十分・不適切な養育をベースとした疾患概念として位置づけられていることが伺える。

一方 DSED は、見慣れない大人に積極的に近づき交流する行動を主な症状とするものであり、RAD と同様、3つの不十分な養育の極端な様式のうち少なくとも1つを経験していることとされ、DSED についても不十分・不適切な養育をベースとした疾患概念として規定されている。

このように DSM において愛着障害は、幼少期における虐待や育児放棄といった極端な養育環境を背景とした比較的狭い範囲の疾患として位置づけられているが、一方で Boris & Zeanah (1999) は、そうした深刻な愛着障害と一般的な養育環境で生じ得る愛着の問題は質的に異なるものでなく、連続線上(スペクトラム)に存在していると主張しており、この説によれば診断レベルには達していなくても、愛着の問題が様々な症状と

して発現し得ることが考えられる。この点について精神科医の岡田（2011）も、RAD や DSED を「狭義の愛着障害」とし、不安定型の愛着により支障を来している状態を、狭義の愛着障害と合わせて「広義の愛着障害」とした上で「愛着スペクトラム障害」という概念を提唱している。愛着スペクトラムは、愛着障害かそうでないかの区別を前提としたものではなく、愛着の問題は年齢にかかわらず、その程度によって現れ方が異なるものとして捉えていく考え方である。本稿においても、愛着が“揺り籠から墓場まで”という特徴を有し、人生全般を通して継続的に影響を与えるものであり、現在では乳幼児期の子どもだけでなく成人期をも対象とした愛着研究が盛んに行われている（山口，2009）ことを踏まえ、以後、岡田のいう「広義の愛着障害」を愛着の問題や愛着障害と捉え、子どもと成人の双方に関係した概念として論を進めることとする。

なお、愛着障害の要因とされる不適切な養育（虐待に限らず、暴言や育児放棄、子どもの面前での DV や過度な干渉なども含む）は近年、「マルトリートメント」という概念として整理されており、心と身体の成長を妨げるだけでなく、脳の発達にも悪影響を及ぼすことが分かってきている。例えば友田（2017）は、厳格な体罰を長期的に受けてきた人では、前頭前野の一部（感情や思考のコントロールを司る部位）や右前帯状回（集中力、意思決定、共感などに関わる部位）の有意な容積減少が見られることを報告し、子どもの脳を傷つきから守るとともに健全な心の発達に不可欠な愛着形成の重要性を説いている。

4 発達障害と愛着障害の混同性

ここまで概観してきたとおり、発達障害は生物学的基盤によって生じる中枢神経の機能的障害とされ遺伝要因が強い疾患である一方、愛着障害は不十分・不適切な養育によって愛着が適切に形成されずに生ずる問題というのが基本的な考え方であるが、両者の特徴や症状は類似しているため鑑別が難しく、発達障害とされる事例の中に愛着障害の徴候が強いケースが

混同していたり、その逆のケースも散見される状況が生じている。DSM-5-TR においても、ASD や ADHD と鑑別の必要がある疾患として RAD が挙げられていること、また、DSED は ADHD との鑑別の必要性が記されているように、発達障害と愛着障害には症状の類似性があるといえる。この点について米沢 (2024) は、現状では気になる行動が発達障害からきているのか、それとも愛着障害が原因で生じているのかが適切に峻別されず、それぞれに応じた支援に活かされるまでには十分に至っていないと指摘している。

そうした発達障害と愛着障害の混同に関する要因として岡田 (2018) は、現在の精神科領域の診断システムにおける操作的診断 (疾患に特徴的な複数の症状に基づいて行われる診断) の問題を指摘している。操作的診断では、生じている臨床症状に基づいて診断が行われるため、疾患の背景にある経緯や原因、症状を長引かせている要因といったものを軽視する危険性を孕んでいるとされる。たとえば、実際には虐待を受け愛着障害が疑われるケースでも、発達障害に類似した特徴が認められた場合、その区別は難しく、症状のみから診断すると発達障害の診断を満たす場合がある (岡田, 2024)。また、親への遠慮等から、養育の問題とする愛着障害よりも、脳の機能上の問題とする発達障害の方が受け入れられやすいことや、愛着障害は虐待により保護されるような重篤なケースに付けられる場合が多く、そうでない限り医療機関にかかった愛着障害の多くは発達障害や情緒障害として診断されているのが実情 (岡田, 2018) という指摘も見られる。このように、発達障害として扱われるケースの中には、少なからず愛着障害のケースが混在していると考えられるが、本来の発達障害なのか、それとも成育要因の強い愛着障害なのかを見分けることは、その後の治療や支援を考える上でも重要である。また、発達障害と愛着の問題の双方を抱えるケースも存在することを踏まえれば、どちらか一方の視点から見立てればよいということにはならないと考えられる。この点について岡田 (2024) は、発達障害と愛着障害を見分けるポイントとして、次の点を挙げている

（表7）。掲げられている点を簡潔にまとめると、発達障害は比較的症状の固定性や行動への固執性が特徴とされているのに対し、愛着障害の場合は、相手や置かれた環境によって比較的言動が変動しやすい状況依存的な側面があることが挙げられる。いずれにしても、表に現れている症状のみから判断するのではなく、そうした症状が生じている背景要因にもしっかりと目を向け、双方の視点から適切に見立て（アセスメント）を行っていくこ

表7 発達障害と愛着障害の見分けのポイント（岡田（2024）を基に著作作成）

①よく見られるリスク要因	現時点だけでなく、胎児期から乳幼児期、児童期、青年期と辿りながら、本人の生育歴だけでなく、親や家族に問題や異変が起きていなかったかなどの情報収集を行い、遺伝・生得的要因と養育的な要因の双方を検証していく必要がある。
②虐待やネグレクトの兆候	身体・精神的虐待やネグレクトの存在は、愛着障害を疑う一つの指標となる。
③固執性、感覚の過敏性	発達障害では、同じ行動パターンへの固執性や、音や光、肌触りなどの感覚に過敏となりやすく、固執性と結びついた感覚的こだわりもみられやすい。愛着障害でも頑固な傾向や感覚過敏が見られる場合はあるが、発達障害と比べてより限定的なもので、かつ程度も軽い場合が多い。
④環境や対人関係の変化への反応	発達障害の場合、基本的に症状は固定的であるが、愛着障害の場合は環境や相手との関係によって症状や状態が大きく変化しやすい。
⑤親や身近な人が安全基地となっているか	親や家庭が安全基地として機能しているかどうかは、愛着障害かどうかを見分ける一つのポイントとなる。
⑥情緒的な不安定さやネガティブ感情が強い	純粋な発達障害では、二次的な愛着の問題がなければ素直さや無邪気さが見られることが多いのに対し、愛着障害ではネガティブ感情や攻撃的な傾向が強まりやすく、気分や情緒が気まぐれで不安定になりやすい。
⑦天の邪鬼な反応や振り回し行動の有無	純粋な発達障害の場合、周囲を巧みにコントロールするような言動は不得手であるが、愛着障害の場合、意図的に困らせるようなことをしたり本心とは異なる言動をわざとすることがある。
⑧依存症や顕示的自傷行為、解離症状の有無	愛着障害では、アルコールや買い物依存、過食などの嗜癖行為に陥りやすい他、他者を意識した（注意引き的な）顕示的自傷行為がみられる場合がある。発達障害でも嗜癖行為が見られる場合はあるが、愛着の問題が併存していない限り、青年期から依存行為がみられることは少ない。
⑨反抗や破壊的行動の有無	純粋な発達障害では、興味本位的な「実験行動」をすることはあっても、破壊的行動のエスカレートや常習化はしづらい。一方愛着障害（特に愛情不足の中で育った子どもや虐待を受けた場合）では、反抗や破壊的行動が高い頻度で見られる。
⑩性別による違い	男性ホルモンは発達障害の症状を強めるため、発達障害の割合は男性に多い。したがって男性では愛着障害のケースでも発達障害に似た症状を呈しやすいことも念頭に置く必要がある。

とが重要といえよう。

5 事例提示

ここまで、発達障害および愛着障害の概念や歴史を概観した上で、両者の混同性の問題について取り上げてきたが、それらを踏まえて事例提示を行うこととする。本事例は、発達障害の診断を受けていることに加え、愛着の問題を有すると考えられるケースであり、著者が長期に渡って関わりを継続してきた事例である。本事例を通じて、発達障害と愛着の問題の双方を抱えるケースの見立てや支援のポイントについて考察を加えることとしたい。なお、本事例の本稿への匿名による掲載については、本人から了承を得ているものである。

症例：大学1年（18歳：当時）の男子学生

主訴：中学生頃から、頻繁な物忘れ、得意・不得意な科目の偏り、感情の爆発、計画性の支障などの様子が目立ちはじめ、母親が心配してクリニックを受診させたところ、広汎性発達障害の診断を受ける（中学2年時に広汎性発達障害の疑い、3年時に確定診断を受ける）。

家族構成：本人、母、妹の3人家族。本人が小学低学年の頃から、試験の点数が悪かったり自宅での勉強を怠けている様子が見られると父親から顔が腫れ上がるほどの暴力を受けることが時折あった（父親は娘に対しても過度な身体接触を行う様子が見られたとのこと）。そうしたことを理由に、母親は子どもを連れ自宅を抜け出し、母子生活支援施設での一時保護措置を受け、本学生が16歳の時に離婚している（学生は一時期父親のことを恨み、ナイフで父の使う布団を串刺しにするなどの行動が見られた旨）。

成育歴：上記のような家庭環境に加え、小学6年時にはいじめを受けたこともあり心の傷となっている旨。中学・高校は一貫校に所属。中学以降、友人は複数いた。中学3年時に発達障害の診断を受け、そのことを担任に伝えたところ親身に対応してもらえた。大学入学を機に実家を離れ一人暮らしを始めたこともあり、本人・母ともに不安が大きく、進学先の大学に

において発達障害に基づく合理的配慮（支援）の申し出を行う（以後、保健管理部署等と連携の下、当時支援コーディネーターであった著者が主な担当者として継続的な関わりを実施）。

知能検査結果：WISC-Ⅲ（16歳時）。全検査 IQ：83、言語性 IQ：95、動作性 IQ：73（言語理解97、知覚統合69、注意記憶97、処理速度92）。言語性 IQ と動作性 IQ の差が22と大きく、ディスクレパンシーが見られる。それを裏付けるように群指数では知覚統合が69と突出して低い。また、全検査 IQ も83と境界知能との境目に該当している。

経過：支援の開始とともに、困ったことがあればすぐに支援者のもとに相談に来る様子が見られた。ちょっとしたことが生じる度に来談し、それが毎日のように続いていたため、「学生自身のために」という理由を伝えた上で相談頻度等をルール化し、以後、毎週1回程度を基本として面談を実施した。素直な性格で、支援者に対し自身の状況や心境を思いのままに語るとともに、アドバイスを柔軟に取り入れていく様子がみられた。関わりの中で、物事の全体像や計画を見通すことを苦手とする傾向や、他者の立場や気持ちを汲み取る力の弱さが伺え、自身で判断したり解決するようなことに困難を抱えがちであることが分かった。これは広汎性発達障害の症状として、物事の点と点を線につなげて全体像として捉えていくことの困難性の表れであると考えられた。同時に、そうした発達障害の症状に加え、対人関係への過敏性（他者にアパートに来られることを極端に嫌う、好き・嫌いの程度の差が大きいことなど）や感情の起伏の大きさ（特定場面において過度な怒りや不安の高ぶりが見られることなど）、また、頻繁に母親に連絡を取り些細なことであっても確認する行為（母親も特に用件がなくとも週に一度は学生に連絡をしていること）や、父親と同年代の男性に対する漠然とした恐怖感といった、親への関わりや思いに関する特徴も認められた。これらは愛着の問題に起因する特徴と考えられ、上述の成育歴（特に父親からの監視や暴力など）とも論理的なつながりが伺われる症状といえる。つまり本学生は、発達障害に基づく症状と、愛着の問題に基づ

く症状の両者が併存している状態であると考えられた。そうした見立てを基に、面談の際は学生の素の状態を受けいれるような受容的関わりを行い、安心して何でも話せる場づくりを意識するとともに、突発的な面談希望があったとしてもできるだけ対応を行い、学生にとっての安全基地となり得るような関わりを継続していった。それにより支援者との間で信頼関係（ラポール）が形成されていったように思われる。また、愛着形成が弱く主体的に物事に取り組む力が育まれていない点に関しては、本人の自立性・主体性を促す視点として、特段の用もなく母親に頻繁に連絡を取る行為の頻度を減らしていくこと、そして、年齢的にも自ら考えて試行錯誤を行う中で少しずつ自立していくことの必要性を「心理教育」として伝えていった（同時に母親に対しても、学生の主体性を育む視点について説明を行い定期連絡を控えていただくことについて了解を得た）。

さらに、全体像を見渡したり計画を立てることの困難さについては、自身や環境（状況）に対する全体像を育むという視点から、「メタ認知」に焦点を当てたアプローチを行った。メタ認知とは、自らの認知（思考、感情、記憶、判断など）や環境を俯瞰的に認知する能力のことをいい、いわば自分自身や環境に対する全体地図（取扱説明書）を構築していくことともいえよう。そうした全体地図ができることによって物事の全体像を把握しやすくなり、自身で状況を判断したり振る舞い方を考えていくといった自己調整力が育まれていくことを説明するとともに、全体地図を構築していくための取組みを面談の際に一緒になって進めていった。こうしたメタ認知を構築・育む取組みは、特に物事の全体像の理解に困難を抱えがちな発達障害特性に対する有効なサポートの一つであると考えられる。加えて本ケースの場合、知能検査によって境界知能に相当することが分かっていたため、物事を伝える時や助言の際には、できるだけ容易な言葉を用いて一つ一つの事柄をかみ砕き「そもそも論」から説明を行うとともに、それらをつなぎ合わせて伝えるよう工夫を凝らしていった。こうした関わりを行う中で1年半が経過する頃には、判断や選択に迷う時は支援者に助言を

求めつつも、自ら複数のサークルや実習系の科目の他、学内行事やアルバイトなど様々な物事に積極的に取り組むとともに、試行錯誤を繰り返しながら複数の友人を作ることができ、学生生活を楽しんでいる様子が見られるようになった。本人からも「大学に入った頃は母親に言われるがままで自分も訳が分からなかったし考えようともしていなかったが、今では物事の全体像が何となく分かるようになってきて、自分で考えたり判断できることが増えてきた」という趣旨の発言があった。実際、大学入学時には母親の意向として、卒業後は「福祉的就労」を検討していたのであるが、大学3年時には自ら就職先として希望する企業を探し、合同企業説明会やインターンシップにも参加し、最終的に一般就労を果たすことができたものである（もちろん学生一人で全てに取り組んだのではなく、支援者との面談や助言を含めた一連の活動である。なお、本人からは大学卒業後も主に仕事や対人関係に関する相談の希望があり、継続的な関わりを続けている）。

小考察：本事例は、発達障害と愛着の問題に加え、境界知能に該当する面も抱えたケースであるが、一連の関わりを通じて浮き上がってきた対応・支援のポイントとして以下の点が挙げられる。

まず第一に、複合的な見立て（アセスメント）の重要性である。現状で精神医学の診断基準では発達障害と愛着障害の併存診断（ADHD と DSED, ASD と RAD の併存診断）が認められていない（米沢, 2024）ものの、先天的に発達障害を有する子どもが後天的に愛着障害を併せ持つことは生じ得ることである。上述のとおり、診断上の仕組み・事情等により、一般的に愛着障害という診断は用いられることが少ないという実態はあるものの、支援現場等における対応に当たっては、発達障害様症状もしくは愛着障害様症状を呈するケースについては、主に脳機能上の問題に起因した発達障害と成育環境に起因した愛着障害の双方の視点から対象者の状態を見立てていくことが必要であると考えられる。つまり、表に現れている症状のみから判断を行うのではなく、そうした症状が生じている背景要因にも目を向け検討していくことが重要と考えられる。具体的には、胎

児期から乳幼児期、児童期、思春期と辿りながら、本人の成育歴だけでなく、親や家族に問題や異変が生じていなかったかなどについても情報収集を行い、遺伝・生得的要因と養育的な要因の両者を検証していく必要がある。症状に基づく診断と背景要因に基づくアセスメントは、どちらか一方ということではなく、「相補的な関係」と捉えるべきであろう。また本事例にも見られたように、知的な問題、特に境界知能や軽度知的障害は気づかれないことが多く、アセスメントに当たってはその点についても留意が必要と考えられる。以上、複合的なアセスメントの視点をまとめると図2のようになる。

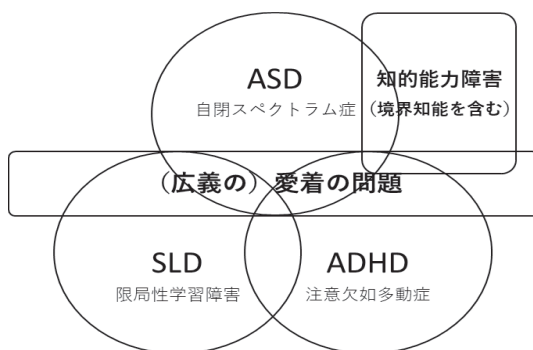


図2 複合的なアセスメントの視点

第二に、診断やアセスメントに基づいた対応・支援を検討・実施していくことが重要であると考えられる。先に述べたように、主に脳機能上の問題に起因した発達障害と成育環境に起因した愛着障害では、その関わりや対応も異なってくる。たとえば ASD の支援に当たっては、物理的な環境の工夫やスケジュールの提示、視覚化やパターン化といった「構造化」が重要とされるが、愛着障害に関しては「安全基地」となる存在が欠如した状態であり、特定の人との関係の中で、「自分の良い面も悪い面も含めて認め、受けいれてもらえる」、「困った時や話したい時は安心して思いのま

まを話すことができる」、「適切な助言や対応をしてもらえ、安心して委ねることができる」といった、安心感や受容感を醸成していくことが重要となる。安心感や受容感を基にした継続的な関わりが信頼関係につながるものであり、そうした心理的な土台がないことには、様々な関わりや支援は功を奏しにくいと考えられる。

第三に、疾患の特性や症状、困りごとに対する心理教育の必要性である。発達障害や愛着の問題は専門的な概念であり、当事者であったとしても適切に理解できているかどうかは不明確である。特に両者を併せ持つ場合はそれぞれの特徴を理解していく必要があり、それが不十分な場合は、自己理解や自己調整の促進は困難であると考えられる。また、各特性から生じる困難感や二次障害についても触れておくことで、症状や状態を点としてではなく関連したものとして一体的に捉える視点が培われ、自身を俯瞰して見る力（メタ認知）の土台につながると考えられる。なお、そうした心理教育を行う際は、特性や症状のもつ困難さのみに触れるのではなく、それらの有する強み（例えば ADHD であれば、興味・関心のある分野に対し高い集中力を示す場合があることなど）についても、本人の特徴を踏まえた上で伝えていくことが重要である。特性の様々な面を伝えていくことによって自身の状態への理解が促されるとともに、それらを活かしていこうとする視点も育まれていくと考えられる。

第四に、上述の心理教育に関連するものでもあるが、特に発達障害特性への対応として、本人の状態や環境に対する理解、そしてその中での行動や振る舞い方などに関する「メタ認知」を育むという視点である。メタ認知が適切に育まれることにより、周囲に尋ねないと判断できないという側面が緩和されるとともに、試行錯誤しながら主体的に物事に取り組んでいく力、すなわち自己調整力が醸成されていくと考えられる。ただし、メタ認知の向上に一人で取り組むことは困難であり、支援者と共に自身の認知や感情を振り返りつつ、置かれている環境・状況の構造やその中の規範（ルール）との相互作用について継続的かつ体系的に検討していくことが

有効である。ただし、高度なメタ認知能力の育成は青年期以降でなければ難しいため、この点、幼少期の児童には適用しづらい側面があるといえる。

以上をまとめると、発達障害と愛着の問題の双方を有する対象者への関わりのポイントとして、まずは発達障害と愛着の問題、さらには境界知能や軽度知的障害を含めた複合的な視点からのアセスメントを行うこと、そして、それに応じた対応や支援の方向性を検討していくことが挙げられる。そして実際の関わりにおいては、受容的かつ継続的な応答を通じて対象者の安心感を育み、ラポール形成を図ることが重要といえる。その上で疾患の特性や症状、困りごとなどに対する心理教育を進めていくとともに、実際に遭遇した状況やその中での行動等について共に振り返っていくことを通じて、自己や環境に対するメタ認知が育まれていき、自己調整力の向上につながっていくと考えられる。つまり、情緒的かつ安心感を育む関わりをベースに、現実的なスキルや成長を支えるサポートの両面が求められるといえる。

6 考察

本稿では、発達障害と愛着障害との混同性の問題を論点に取り上げ、まず、発達障害として DSM-5-TR における ASD、ADHD および SLD について概説を行った。次に、愛着の概念や歴史的背景に触れるとともに、愛着障害の定義、症状、診断基準等を概観した上で、発達障害と愛着障害の類似性や相違性について整理を行った。それらを踏まえ、発達障害と愛着の問題の両者を有する大学生の事例提示を通じて、見立てや支援に当たり重要と考えられるポイントについて考察を行ったものである。

近年、発達障害と愛着障害の混同性が指摘されており、その要因としてはこれまで述べたように様々な背景が挙げられるが、いずれにしても診断と現場等の実態に乖離が生じている状況があると考えられる。診断と見立てが異なればその後の治療や支援方針等も異なってくるものであり、診断と実態との乖離の問題は看過できない重要な論点といえる。こうした実状

を踏まえ、両者の混同性の問題を掘り下げ考察を加えたという意味で、本稿は一定の意義を有するものと考えられる。また事例紹介を通じ、ともしれば抽象的な記述に留まりがちな支援のポイントについて、安心感の醸成や心理教育、メタ認知、自己調整力といった具体的な概念を用いて示すことができた点も意義あることと考えられる。これらの要点は、本事例のみから得られたものではなく、その他複数の事例における支援プロセスを含めてまとめられた知見である。とはいえ、本稿で取り上げたケースは1例のみであり、かつ、本事例の対象者は素直な性格で、「色々なことを自分でできるようになりたい」という思いが強く来談動機も高いといった特徴が備わっていたものである。そのため今後は、本稿で示したような支援のポイントが広く一般的に適用できるかという点や、パーソナリティ的な側面も考慮した上での支援の体系化などについて、より実証的な観点から検討されていくことが望まれる。

最後に本稿の課題として、発達障害と愛着障害の混同性について、両概念の下位分類に基づいた分析・考察が行われていないことが挙げられる。発達障害、愛着障害の両者に下位分類があり、それぞれ特徴や症状は異なるものであるため、今後は下位分類に応じたより細かな見立てや支援のポイントなどについて検討・整理していくことが求められる。

引用文献

- Ainsworth, M. D. S. , Blehar, M. C. , Waters, E. , & Wall, S. (1978) *Patterns of attachment : A psychological study of the strange situation*. New Jersey : Lawrence Erlbaum.
- Barkley, R. A. (1998) *Attention-Deficit Hyperactive Disorder : A Handbook for Diagnosis and Treatment* (2nd. ed.). New York : Guilford Press.
- Bannon, M. J. , Michelhaugh, S.k. , Wang, J. , & Sacchetti, P. (2001) The human dopamine transporter gene : gene organization, transcriptional regulation, and potential involvement in neuropsychiatric disorders. *European Neuropsychopharmacology*, **11** (6) , 449-455.
- Boris, N. W. , & Zeanah, C.H. (1999) Disturbances and disorders of attachment in infancy : An overview. *Infant Mental Health Journal*. **20** (1) , 1-9.
- Bowlby, J. (1951) Maternal Care and Mental Health. *Bulletin of the World Health Organization*, **3** (3) , 355-533.
- Bowlby, J. (1969) *Attachment and loss, Vol. I : Attachment*. New York : Basic Books.
- Bowlby, J. (1973) *Attachment and loss, Vol. II : Separation anxiety and anger*. New York : Basic Books.
- Bowlby, J. (1977) The making and breaking of affectional bonds : I. Aetiology and psychopathology in the light of attachment theory. *The British Journal of Psychiatry*, **130**, 201-210.
- 傳田健三 (2017) 自閉スペクトラム症 (ASD) の特性理解 心身医学 **57** (1) , 19-26.
- Faraone, S. V. , Perlis, R. H. , Doyle, A. E. , Smoller, J. W. , Goralnick, J. J. , Holmgren, M. A. , & Sklar, S. (2005) Molecular genetics of attention-deficit/hyperactivity disorder. *Biological Psychiatry*, **57** (11) , 1313-1323.
- Harlow, H. F. (1958) The nature of love. *American Psychologist*, **13** (12) , 673-685.
- 今村 明・金替伸治・山本直毅・船本優子・田山達之・山口尚宏・黒滝直弘・小澤寛樹 (2018) 注意欠如・多動症発症のエビジェネティクス仮説—成人期発症と児童期発症との違いの解明に向けて—精神神経学雑誌, **120** (11) , 1018-1026.
- 稲垣真澄・米田れい子 (2017) 総論：医療の立場から 児童青年精神医学とその近接領域, **58** (2) , 205-216.

- 石原辰男 (2022) 自閉スペクトラム症の心理特性に対する「過剰選択的注意－システム化」仮説の提案
追手門学院大学心の相談室紀要, **19**, 43-56.
- Jung, M., Kosaka, H., Saito, N. D., Ishitobi, M., Morita, T., Inohara, K., Asano, M., Arai, S., Munesue, T., Tomoda, A., Wada, Y., Sadato, N., Okazawa, H., & Iidaka, T. (2014) Default mode network in young male adults with autism spectrum disorder : relationship with autism spectrum traits. *Molecular Autism*, **5** (35), open access.
- Kanner, L. (1943) Autistic disturbances of affective contact. *Nervous Child*, **2**, 217-250.
- Kirk, S. A. (1962) *Educating exceptional children*. Boston : Houghton Mifflin.
- 熊谷晋一郎 (2014) 当事者研究に関する理論構築と自閉症スペクトラム障害研究への適用 東京大学博士論文
- Main, M., & Solomon, J. (1986) Discovery of an insecure-disorganized/disoriented attachment pattern : Procedures, findings and implications for the classification of behavior. In Brazelton, T. B., & Yogman, M. (Eds.), *Affective development in infancy*, New Jersey : Ablex Publishing, 95-124.
- Marvin, R., Cooper, G., Hoffman, K., & Powell, B. (2002) The Circle of Security project : attachment-based intervention with caregiver-pre-school child dyads. *Attachment & Human Development*, **4** (1), 107-124.
- 美馬正和・堀 允千・鈴木幸雄 (2021) 日本の社会的養護とホスピタリズムの動向 北海道文教大学論集 **22**, 135-146.
- 嶺 哲也・大久保純一郎 (2019) 内的作業モデルが幸福感に及ぼす影響—内的作業モデル間の交互作用に注目して— 応用心理学研究 **45** (1), 58-67.
- National Joint Committee on Learning Disabilities (1988) *Letter to NJCLD member organizations*.
- 岡田尊司 (2011) 愛着障害—子ども時代を引きずる人々— 光文社
- 岡田尊司 (2018) 崩壊家庭における愛着障害 日立財団 Web マガジン「みらい」 **2**, open access.
- 岡田尊司 (2024) 「愛着障害」なのに「発達障害」と診断される人たち 幻冬舎

- Rutter, M. (1968) Concepts of autism : a review of research. *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, **9** (1) , 1-25.
- 佐々木洋子 (2011) 日本における ADHD の制度化 市大社会学 **12**, 15-29.
- Spitz, R. (1945) Hospitalism : An Inquiry into the Genesis of Psychiatric Conditions in Early Childhood. *Psychoanalytic Study of the Child*, **1**, 53-74.
- 杉山登志郎 (2014) 発達障害から発達凸凹へ 小児耳鼻咽喉科 **35** (3) , 179-184.
- 高木隆郎・ラター, M. ・ショプラー, E. (編) (2000) 自閉症と発達障害研究の進歩 Vol. 4 第1部 2. 小児期の自閉的精神病質
- (Asperger, H. (1944) Die Autistische Psychopathen im Kindesalter. *Arch. Psych. Nervenkrankh*, **117**, 76-136.)
- 高橋三郎・大野 裕 (監訳) (2023) DSM-5-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル 医学書院
- (Ameridan Psychiatric Association (2022) *Diagnostic and statistical manual of mental disorders* (5th. ed. Text Revision) . WashingtonD. C. : American Psychiatric Association.)
- 友田明美 (2017) 子どもの脳を傷つける親たち NHK 出版
- 土屋賢治 (2022) 自閉スペクトラム症と統合失調症の異同を考える 日本毒性学会学術年会 **49** (1) , S20-3.
- 内山仁志 (2017) 注意欠如・多動症概念の形成に関する一検討 : DSM・ICD の関連記述の変遷から 人間と文化 **1**, 227-231.
- Wing, L. (1981) Asperger's syndrome : a clinical account. *Psychological Medicine*, **11** (1) , 115-129.
- ウイング, L. 久保絃章・佐々木正美・清水康夫 (監訳) (1998) 自閉症スペクトルー親と専門家のためのガイドブック 東京書籍
- (Wing, L. (1996) *The Autistic Spectrum : A Guide for Parents and Professionals*. London : Constable & Robinson.)
- 山口正寛 (2009) 愛着機能尺度 (Attachment-Function Scale) 作成の試み パーソナリティ研究 **17** (2) , 157-167.
- 山下 洋 (2012) 思春期問題の背景にある愛着障害について 総合病院精神医学 **24** (3) , 230-237.

発達障害と愛着障害との混同性に関する一考察（瀬戸） 131

山下 洋（2019）アタッチメントの精神医学 日本評論社

米澤好史（2024）愛着障害と発達障害の違いと関係―愛着障害支援の立場から 日本の科学者 59

(1), 39-44.

吉本弥須子（2009）LD（学習障害）と特別支援教育 愛知教育大学教育実践総合センター紀要 12,
29-36.

活動報告

凶悪犯罪・暴力犯罪の増加（？）を考える

海老澤 侑

本稿は、令和6（2024）年11月16日、ノースアジア大学古田記念講堂において開催された「第33回模擬裁判」の第2部小講演の講演録に、注を附したものである。筆者は、一刑事法研究者として、我が国の凶悪犯罪・暴力犯罪の増加という言葉説に対し、犯罪の認知件数等を紹介しつつ、その言説の真偽について学生、市民の方々に説明していった。幸い、参列者アンケートには好意的な反応が多かったこともあり、当日出席できなかった方々や、参列されても聞き漏らしがあった方々のことを考え、今回本誌に講演録という形で掲載することにした。

Ⅰ はじめに

ノースアジア大学の海老澤でございます。皆様、第一部で行われた模擬裁判は如何だったでしょうか¹⁾。思い浮かぶ感想として、刑罰が軽すぎるのではないか、こんな危険な人間はしばらくの間刑務所に閉じ込めておくべきではないか、といった感想を持たれた方もいるかもしれません。ですが、例えば、被害者自身も乱暴な言葉を使って威嚇してしまった点、被害者側とは既に示談が成立し、被害者自身も重い罰を望んでいないことは、被告人側にとっての有利な事情ともいえることになるでしょう。

1) 同日開催された模擬裁判では、傷害被告事件が題材にされたところ、主な争点は被告人に対する量刑判断であった。

今回の模擬裁判で下された判決は、同種の事案でも、おおよそ平均的な量刑と思われます。被害状況について強い非難を加えつつも、一方で被告人自身のことについて思いを馳せた上で、適切妥当な量刑判断がなされているのだ、といったことを感じ取っていただければ幸いです。

私は、この大学で、主に刑事法という領域を対象に研究、教育をしています。今日は、そうした立場から、「凶悪犯罪・暴力犯罪(?)を考える」をテーマに、30分程度話したいと思います。先ずタイトルに、わざとらしくクエスチョンマークがついていますが、この意味については、講演の内容を聴くことで、自ずと明らかになると思います。

II 犯罪は増加している……はず！

それでは、ローマ数字のII、「犯罪は増加している……はず！」をご覧ください。

今も、テレビ、新聞、ネットニュースで毎日のように、日本のどこかで犯罪が発生したという報道に接します。最近では、闇バイト、広域強盗事件等が挙げられるでしょうか。秋田魁新報の社会面を見ますと、なんと「詐欺事件」専用のコーナーが設けられています。毎日、凶悪な事件報道が流れていますと、昔に比べて治安が悪化してきているのではないかと感じてしまうものと思われます。仮に治安が悪化しているのであれば、我々一人一人は、より周囲を警戒しながら、時には家族にも睨みをきかせながら生活する必要が生じるのかもしれませんが。

ところで、「悪化している」という言葉は、過去と現在を比べて述べるときに使う言葉です。言い換えれば、犯罪は過去と比べてどのくらい増えているのか、こうした情報を何とかして入手することが必要になるでしょう。では、どこから入手するのか。例えば、先ほど述べたような、テレビ、新聞、ネットニュースはいかがでしょうか。ニュース番組のコメンテーター等が、犯罪の増加や凶悪化を述べるシーンが時たまあるかもしれません。

いわゆる有名人と呼べるような方々が仰る言葉には、それなりの力や事実があるのかもしれませんが、その中には、刑事法の専門家とは呼べないような方による直感的な感想もあるのかもしれません。「直感的な感想」に留まるのであれば、それは場合によっては、隣近所や道ばたでの雑談と大差がない可能性も存するところです。

それならば、増えているのか、凶悪化が進んでいるのかは、どうやって調べれば良いんだ！ 実は、国が毎年、犯罪の認知件数や有罪判決が下された件数等を調査して、統計資料という形でインターネット上に公開しています²⁾。これらは、無料で誰でも入手できるものとなっています。この、毎年出される統計を見比べることによって、我が国における犯罪の増減というものを調べるができるわけです。以下、ローマ数字のⅢでは、誰でも入手できる統計資料を使いながら、犯罪が増加しているのかを確認していきたいと思います。

Ⅲ 気になる統計資料をいくつか

1 全国の犯罪認知件数は増えているのか？

犯罪の統計といっても、様々なものが存在します。その中でも今日は、一般の人でも分かりやすい統計をピックアップして紹介していきます。最初に紹介したいのは、全国の刑法犯の認知件数です。私の話を聴いている間に、既にご覧になっている方も多いと思いますが、「刑法犯 認知件数・

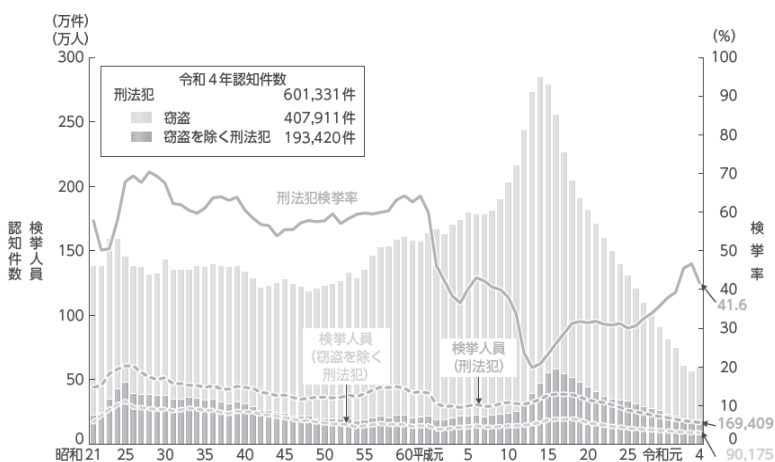
2) 講演に際しては、次のオンライン資料を用いた(閲覧はいずれも令和6年12月13日である)。秋田県警「過去の犯罪統計はこちら」(<https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/statistics/crime-past>)、警察庁「犯罪統計」(<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/statistics.html>)、国家公安委員会＝警察庁『令和6年版警察白書』(<https://www.npa.go.jp/hakusyo/r06/index.html>)、法務総合研究所『令和5年版犯罪白書』(http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00127.html)、e-Stat(政府統計の総合窓口) (<https://www.e-stat.go.jp/>)。

「検挙人員・検挙率の推移」とタイトルが振られているグラフをご覧ください。このグラフでは、認知件数に特に目を向けていきたいと思います。

1-1-1-1 図 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

(昭和21年～令和4年)

① 刑法犯



(『令和5年版犯罪白書』3頁より)

そもそも認知件数というのは、「警察が、犯罪の発生を認知した件数³⁾」と定義付けられます。くだけた表現でいえば、警察官が見つけた犯罪の数や、市民の方からの通報により発覚した犯罪とされるものの数の合計をいいます。これは、正確な意味での犯罪の件数ではないのですが、日本全国で刑法に規定されるような事件がどの程度発生したのかを知るに際して、有益な情報といえるでしょう。このグラフ、左から右に掛けて現代に近づいていくわけですが、今日ご参列の皆様はグラフを見てどういった感想を持ったでしょうか。昭和21年からしばらくの間は、比較的横ばいだったの

3) 『令和6年版警察白書』235頁。

ですが、平成に入ったあたりから徐々に件数が増えはじめ、グラフでいうところの平成14年、西暦でいいますと2002年には、実は数字でいいますと285万件を越す戦後最大の認知件数を数えていたわけです。この件数を導き出した大きな要因は、窃盗罪であります。

しかしながら、その後は認知件数は大きく減っていくことが、グラフからも分かります。数字を大きく引き上げる要因であった窃盗罪の件数がものすごく減っていることが分かりますが、同時にそれ以外の犯罪件数も減少していることが見て取れます。更に見ると、平成27年からは毎年のように戦後最少の件数を記録していたわけです。この戦後最少という記録は、令和4年についてストップしてしまうわけですが、それを加味しても、実は現代社会は、昔に比べたらものすごく安心、安全な社会になっているといえるのかもしれない。

ですが、このグラフは、あくまで刑法という法律に規定された犯罪の合計です。そこには、様々な犯罪が規定されていますし、認知件数が大きく減った理由の一つが窃盗罪の激減にあるのであれば、それ以外の暴力的な犯罪は減っていない、むしろ増えているのではないか、こうした疑問が生じてくるのかもしれない。そこで、折角なので、ここ秋田の状況も交えながら、今述べた暴力的な犯罪の認知件数を確認していきたいと思います。

2 粗暴犯（暴行、傷害、恐喝等）の件数は増えているのか？

先ずは、人生で一回くらいは見たことがあるのかもしれない、暴行や恐喝の認知件数を確認しましょう。ちなみに、今述べたような犯罪を、まとめて粗暴犯と呼んだりしています。これは、警察等で使われる用語であります。ここでは、令和に入ってから件数を、今度は一覧表の形でパンフレットに示しました。

	全国の認知件数	内秋田県	秋田県/全国×100 (%)
2019 (令和元)	56,753	133	0.23
2020 (令和2)	51,829	156	0.30
2021 (令和3)	49,717	139	0.27
2022 (令和4)	52,701	90	0.17
2023 (令和5)	58,474	133	0.22

ご覧頂くと、全国の認知件数は令和3年までは減少していたのですが、その後の2年間は増加に転じています。ただ、昨年の件数は令和元年の数字と大きく差はないと思われます。むしろ、秋田県の方が大変興味深いです。全国の中で1%も発生していません。ものすごく安全な自治体といえるでしょう。

3 凶悪犯(殺人、強盗等)の件数は増えているのか?

今度は、犯罪と呼ばれるものの中でも重大な犯罪である、凶悪犯を見てみましょう。凶悪犯というのは、殺人や強盗、不同意性交等罪等を含んだ類型をいいます。

	全国の認知件数	内秋田県	秋田県/全国×100 (%)
2019 (令和元)	4,706	16	0.33
2020 (令和2)	4,444	8	0.18
2021 (令和3)	4,149	15	0.36
2022 (令和4)	4,437	16	0.36
2023 (令和5)	5,750	18	0.31

*ちなみに、平成14年の全国の認知件数は、12,567件

こちらも、先ほどと同様に令和3年までは減少の一途を辿っていましたが、令和4年より増加に転じています。特に令和5年は、前の年に比べて千件以上増えており、翌年以降も同様の傾向が見られれば、凶悪犯罪は増加しているという言説は、真実味を帯びてくるのかもしれませんが、その上

で、ちなみになのですが、我が国の刑法犯認知件数の最多を示した平成14年、この年は1万2千件を超える件数が出されていました。この数字と比較するのであれば、治安は良くなっているので、その努力をみんなで続けていこう、とも呼べる状況だといえるかもしれません。

こちら先ほどと同様に、秋田県の件数と全国との割合を記しておきましたが、今我々がいる所では、凶悪犯罪も殆ど発生していないようです。

このように、簡単ではありますが、我が国は犯罪が増加しているのか、凶悪犯罪が頻発しているのかについて、統計資料を使って見てきました。こうした数字を見る限りでは、治安が悪化している！ 犯罪がものすごく増えている！ だからこそ、犯罪者に対しては厳しい罰を科すべきだ！ とは、安易にはいえないかと思われます。

一方で、それでも疑わしい、政府は我々にウソを教えているのではないか！ 本当にその通りであれば確かに大問題なわけですが、いずれにせよこうした統計から見られる減少傾向は何故生じているのかについて、次のローマ数字のⅣで話したいと思います。

Ⅳ 犯罪は増加！……していない……？

1 でも、本当に減少しているの？

どうやら犯罪は増加していない、寧ろ最盛期に比べたら激減しているらしいことが明らかとなりましたが、「これって本当なのか？ 陰謀論なのではないか？」。先ずは、これについて考えていきます。

刑事法学という学問分野の中に、犯罪学という研究領域があります。そこで使われる用語に「暗数」、すなわち警察等に認知されない犯罪の数といったものの存在が挙げられています。暗数は、今説明したように、統計上の数字には表れないもの、例えば、路上で知らない人から突然暴言を吐かれてしまう、これ自体は脅迫罪に該当する可能性がありますが、一つ一つを警察等に申告するということは稀です。また、学校や職場等で生じる

いじめというものの多くも、暴行罪、不同意わいせつ罪等に該当するでしょうが、全ての事案を警察機関が把握しているとは言い難いと思われます。

では、暗数というのは、文字通り暗闇に隠れた、見つけることのできない数なのか？ 実は我が国においては、政府が国民に対し、アンケート調査の形で、暗数がどのくらい存在するのか調査をしています。これは、5年に一回行っている調査ですが、実は今年の1月辺りにも調査がなされたようです⁴⁾。ですが、この結果はまだ公表されていないので、ここでは、前回の平成31年頃になされた調査について掻い摘まんでお伝えしましょう。

そこでは、今回の検討対象の一つである粗暴犯⁵⁾については、半数以上の方が警察等の捜査機関に被害を訴えないようです。そうしますと、前の5頁の下に記載されていた[本稿138頁の]粗暴犯の件数は、実際にはもっと多いのかもしれないという可能性はあるでしょう。

では、こうした暗数というのは、あらゆる犯罪に沢山見られるものなのでしょうか。実は、前回の調査では、市民の中で遭遇しやすい、いくつかの犯罪についても聞いています。その中でも窃盗罪については、自転車が盗まれた場合や、車上荒らし、自動車窃盗といった独自の調査項目が用意されています⁶⁾。今述べた自転車窃盗は、4割近くの暗数が確認できる一方で、自動車窃盗については、その暗数は14パーセント、1割ちょっと位に留まっています。窃盗被害の中でも暗数の多さは大きく異なるわけであり、転じて、他の犯罪に目を移せば、暗数の多さは全く異なるわけです。

すると、是非想像していただきたいのですが、今ご覧になっている頁の

4) 法務省ホームページ「第6回犯罪被害実態（暗数）調査——安全・安心な社会づくりのための基礎調査——への御協力をお願い」（https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00128.html、令和6年12月10日閲覧）。

5) ここでは暴行・脅迫をさす。

6) 法務総合研究所編『法務総合研究所研究部報告61第5回犯罪被害実態（暗数）調査—安全・安心な社会づくりのための基礎調査—』（令和2年、法務総合研究所）30頁以下。

一番上にある[本稿138頁の]凶悪犯というジャンルは、仮に、実際に被害を受けた場合に、まあ今回は許してやるかとか、恥ずかしいから警察には申告しないでおうおうといった形で、その被害が隠されてしまうものでしょうか。確かに、全く暗数がないとまではいえないでしょうが、例えば人が殺された場合、その人を見かけなくなるわけですので、いやでも被害が明るみに出やすいといえましょう。犯罪学の領域においても、こういった凶悪犯罪では、暗数は少ないと一般に理解されています⁷⁾。そうしますと、凶悪犯罪の件数については、記した数字がある程度の実態を示している、つまり、平成14年の頃に比べたら格段に減っていると評価できると思われます。

それでは次に、何故減少しているのかを考えていきましょう。犯罪の増減の根拠については、これ自体も様々な主張が研究者等からなされているところですが、時間の関係上、一つだけ紹介します。それは、パンフレットにも記載されたラベリング論というものです⁸⁾。これは、「ある者に対して犯罪者等の負のレッテルを貼る過程が犯罪原因だとする理論」と定義づけておりましたが、これだとまだ分かりにくいかもしれません。ですが、考えてみますと、行為者が犯罪を犯したというときの犯罪とは、「誰が」決めているのでしょうか。犯罪を犯した人が、「俺は罪を犯している！」と主張したときに犯罪が成立するのでしょうか？ そうではなく、何かアクションをおこした人に対して、それ以外の人間が、「おまえは犯罪者だ」という「負のレッテル」、つまり犯罪者というラベルを貼り付けているのではないのでしょうか。犯罪者というのは、生まれ持った者でも、神様から与えられた者でもなく、本人「以外の人間」が決めているものだと言ベリング論の主張者は考えるわけです。

7) 川出敏裕＝金光旭『刑事政策 [第3版]』(令和5年、成文堂) 14頁。

8) ハワード・S. ベッカー (村上直之訳)『アウトサイダーズ——ラベリング理論とはなにか』(平成5年、新泉社) 7頁、瀬川晃『犯罪学』(平成10年、成文堂) 105頁。

一つ具体例を挙げましょう。当たり前のように聞こえるかもしれませんが、皆様お持ちの方も多い携帯電話、この中にあるデータを第三者が無断で盗んだり、ネット上でそのデータを破壊したりする行為は、今までは犯罪とされておりませんでした。それが、いくつかの刑罰法規が国会で成立したことで⁹⁾、「初めて」そのような行為を行った者に対して、「お前はデータを盗んだ、破壊した犯罪者だ!」と、ラベルを貼ることができるようになったわけです。

では、このラベリング論というのが、犯罪の減少について一体何の役に立っているのでしょうか。レッテルを貼るのは、例えば警察官です。彼らは、例えば昨年までは無罪放免としていた行為でも、所属する機関の上司、長官等が「今まで許容していたものについても、これからは犯罪として強く取り締まる!」「厳重に捜査をしていく!」と、指示を受けた場合には、その犯罪についての積極的な捜査、犯罪者の積極的な捜索がなされるわけです¹⁰⁾。

ちなみにこれは、警察といった取締機関だけの話ではありません。スーパーや書店には現在、万引きをしたら即座に警察に通報する旨のポスターが掲示されています。これは、一面では犯罪を許さない姿勢を示したもののといえますが、一方で、これまでは店側で解決を図り、警察には通報しなかったケースが少なくなかったことも示しているでしょう。つまり、お店側からすれば、昔は窃盗犯というラベルを貼ることはしなかったが、現在は、積極的にラベルを貼り付ける対応を取るようになってきたとも評価できるわけです。ちなみに、この説明の通りですと、現在は平成10年代に比

9) 例えば、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法、平成12年2月13日施行）がある。

10) この点を知るにあたり有益な文献として、浜井浩一「犯罪統計は何を測っているのか?——警察庁長官指示と認知件数・検挙率等の関係（昭和57年（1982年）から平成13年（2001年）の警察統計の分析）」龍谷法学42巻3号（平成22年）1132頁が挙げられる。

べて、窃盗行為が実質的に激減しているのではないかと評価することが可能です。このように、仮に同じ行為がなされたとしても、それぞれの時代や政策によって、犯罪と評価されるか否かが変化するわけです。

2 だとしても、何故減少しているの?——いくつかの要因と可能性

ラベリング論は、犯罪の件数の増減を知る、あくまでも一つの仮説です。他にも様々な理由が考えられるところですが、いずれにせよ防犯対策の強化が犯罪認知件数の減少に寄与したことは、間違いのないと思われます。これは、普段から家には鍵を掛けておく、ということから、防犯カメラを様々なところに設置し地域住民の見守りを実施すること、あるいは、自分たちが住んでいる地域全体を塀で囲ってしまい、一部の人がその地域に入ることができないようにするといった策¹¹⁾が挙げられます。これ自体は、確かに安全な社会に通じる方法かと思われ、歓迎すべきことかもしれません。

ですが一方で、秋田をはじめとした多くの地域では、人口減少、高齢化が進み、空き家も増加しています¹²⁾。また、共働き世帯が多数となり、日中の住民による監視が難しくなっています。それらを代用する形で情報通信機器が導入されても、その多額の費用負担が重くなるでしょう。さらには、ご自宅の防犯対策を強化しすぎるあまり、常時監視の目を持ち、地域の方との交流が難しくなっている状況も考えられます¹³⁾。防犯対策は重

11) 「ゲーテッドコミュニティ」といわれるものである。初期に紹介された文献としては、エドワード・J・ブレイクレー＝メーリー・ゲイル・スナイダー(竹井隆人訳)『ゲーテッド・コミュニティ——米国の要塞都市』(平成16年、集文社)がある。

12) 秋田市「秋田市空家等対策計画」(令和6年3月、https://www.city.akita.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/041/946/akiyakeikaku.pdf、令和6年12月10日閲覧) 7頁によると、全国的にも近年空き家戸数は上昇傾向であると述べられている。

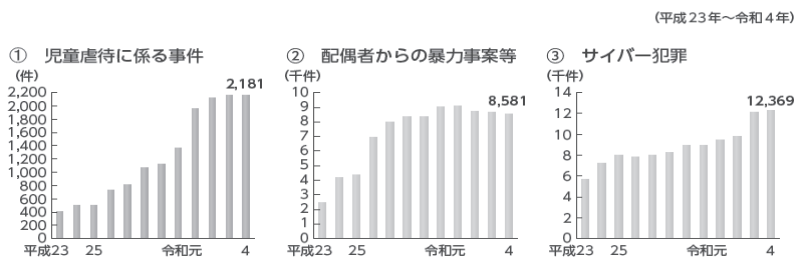
13) 守山正＝渡邊泰洋編『ビギナーズ犯罪学[第3版]』(令和6年、成文堂) 422頁〔瀬渡章子〕。

視しつつも、それ以外の生活も十分両立させることができるような環境を我々皆で考えていかなければならないのでしょう。

V では、現在問題視すべき犯罪は何か

それでは最後に、現在特に問題視すべき犯罪は何か、これについて簡単に紹介したいと思います。とはいえ、これから話す内容は、今現在ニュースを騒がせているものばかりですので、場合によっては皆様の方がお詳しいかもしれません。

ローマ数字のV「では、現在問題視すべき犯罪は何か」の真下に、3つの棒グラフと、それとは別に特殊詐欺の被害額を載せておきました。



(『令和5年版犯罪白書』8頁より)

先ず第一に、家庭内で起きる児童虐待の件数は、増え続ける一方です。グラフでは平成23年からとなっていますが、これ以前と比べても、増加の一途を辿っています。確かに、見方によっては、これまで暗数に含まれていたものが、児童虐待を申告しやすくなったため、被害が表に現れるようになったともいえるかと思いますが、それを加味したとしても、高まり続ける状況については注視する必要があると思います。

同様に、家庭で起きる問題として、配偶者からの暴力、通称DV（ドメスティックバイオレンス）といったりするものも高止まり傾向を示しています。こちらも、被害を訴えやすくなった点や、女性のみならず、男性の

被害についても理解が及ぶようになったことから、増加傾向が見られるのだと読み取ることもできます。

次に、毛色が変わりますが、サイバー犯罪というのも件数が増えています。これは、ネット上で発生する不正アクセス行為、名誉毀損、性暴力、詐欺行為等をまとめたものです。よくニュース等で特殊詐欺といたりしますが、その中の SNS 型投資詐欺や国際ロマンス詐欺と呼ばれるものが、このサイバー犯罪に含まれています。

そして、特殊詐欺自体は、ご自宅に電話が来てそのまま銀行にて指定口座に入金をしてしまう事例等が典型であります。パンフレットに記載[特殊詐欺被害は、毎年増減あれど高い傾向（平成22年：約112億円、令和4年：約370億円）]があるように毎年数百億円規模の被害が生じています。ご家族による対策や、広報活動のおかげで、このような被害額に留まっているのか、それとも他に有効な対策があるのかは、残念ながらこの場で紹介できるものではありませんが、パンフレットに記載したように、今まで紹介してきた犯罪は、18歳未満の児童や高齢者の方々が被害者になるだけでなく、時には加害者にもなり得るものです。

とりわけ、サイバー犯罪に関しては、ネットリテラシーが十分でない方々が数多く加害者になっている状況が見られます。スマートフォンを持たないのが一番なのですが、それが難しいのであれば、自分が被害者のみならず加害者にもなり得るんだという強い意識を持った上で、ネットリテラシーを高めていけばと感じております。

Ⅵ おわりに

以上で、私の話を終えたいと思いますが、最後に改めて、本講演のタイトルについて考えたいと思います。タイトルにある暴力事件というのは何となくイメージできますが、凶悪犯罪とは一体何なのか。実はこれ自体、あまり共通意識を持っていなかったのかもしれませんが。その上で、様々なメディア媒体を通じて流れる事件の情報から、犯罪自体が増えており、怪

しい人間には不信感を抱かなければならないといった雰囲気も一部見受けられるところです。昔の方が良かった、安全だった、という言葉が、私の親戚からも聞かれることがあります。その言葉は何処まで適切な表現なのか。今回のお話を通じて一度立ち止まって考える契機となれば幸いです。

一方、終わりの方で、増加している犯罪類型について紹介しました。そこには、現代社会特有の事情があるからこそ増えているといえるものもあります。こうしてみますと、我々は、単に暴力犯罪や凶悪犯罪が昔に比べて増えていると考えるよりも、「昔はあまり見られなかった犯罪が活発になってきている」と考える方が適切なのではないのでしょうか。

今年放送された NHK の連続テレビ小説「虎に翼」をはじめ、法律をテーマとした作品から、今日のイベントに参加された方もいるかもしれません。今日のこの講演を通じて、改めて我が国の犯罪状況について少しでも気に掛けて頂ければ幸いです。ご清聴、ありがとうございました。

総合政策研究所所員名簿

総合政策学部

小	泉	正	樹	(所長)
木	村		澄	
熊	谷		繁	
佐	藤	寛	稔	
千	葉	隆	一	
塚	原	雄	二	
橋	元	志	保	(編集委員)
花	田	富二	夫	
横	田	恵三	郎	(運営委員)
渡	部		毅	
應	本	昌	樹	
川	口		誠	(運営委員)
日	下	和	人	
丸	谷	明	彦	
三	浦		薫	
海	老澤		侑	

国家試験等センター

佐	藤	克	枝
岡	崎	頌	平
鬼	塚	隆	政
寺	迫		剛

経済学部

瀬	戸		泰	(編集委員)
中	村	逸	春	

執 筆 者

佐 藤 寛 稔	ノースアジア大学総合政策学部教授
應 本 昌 樹	ノースアジア大学総合政策学部准教授
寺 迫 剛	ノースアジア大学国家試験等センター講師
岡 崎 頌 平	ノースアジア大学国家試験等センター講師
瀬 戸 泰	ノースアジア大学経済学部講師
海老澤 侑	ノースアジア大学総合政策学部講師

(掲載順)

令和 7 年 3 月 21 日印刷
令和 7 年 3 月 31 日発行

総合政策研究 第 2 号

編集兼
発行人 ノースアジア大学 総合政策研究所

印刷所 株式会社 三 戸 印 刷 所
秋田市旭北錦町 3 番 50 号
電話 018-823-5351

発行所 ノースアジア大学 総合政策研究所
秋田市下北手桜守沢 46-1
電話 018-836-6592

SŌGŌSEISAKU KENKYU

Journal of Policy Studies OF

NORTH ASIA UNIVERSITY

No. 02 March, 2025

CONTENTS

Articles

A Guarantee of the Constitutional Values in Substantial Public Law-related Action
.....*Sato Hirotooshi*

A Study on Restitution of Profits Arising from Short-Term
Purchase and Sales under Financial Instruments and Exchange Act
: Based on the Recent Judgements
.....*Omoto Masaki*

Politik in den neuen Bundesländern unterwegs 35 Jahre nach dem Mauerfall
.....*Terasako Go*

On Commencement of a Crime
.....*Okazaki Shohei*

A Study on the Confusion between Developmental Disorders and Attachment Disorders
.....*Seto Hiroshi*

Report

Nehmen Abscheuliche oder Gewalttätige Verbrechen in Japan zu?
.....*Ebisawa Susumu*

Published by
Institute of Policy Studies
North Asia University